

60  
673



始



ナト27-92

醫學士杉江董著

犯罪精神病概論

東京 巖松堂書店發兌

大正  
13.9.9  
丙午

恩師東京帝國大學教授醫學博  
士吳秀三先生の在職二十五年  
祝賀記念として本書を同先生  
に謹呈す

60-673

### 序

余が同縣の先輩に杉江輔人といふ人ありき。才學衆を挺き能辯にして氣慨あり。世道を説き政治を談じて、明治の中頃にはその名もかなり高かりしが志を成すには年輩も地位もいまだ左程ならずして病の爲に身を殞せり。余は當時なほ白面の書生にして、屢々其人に接し又其風を仰き居たれば其早世をきいて甚く之を傷みしが、その面目は今猶ほ眼前に髣髴たり。明治四十年の頃一日或書生の廣島より來りて余を大學の教室に訪ひて、身を精神病學の研究に委ねんとするものあり。延き入れて面會するに、白哲修身にして風采瀟灑なり。才志ありて善く談ずること酷だ杉江輔人に似たりければ、之を問ひ質したるに輔人と叔姪の關係にあることを告げたり。此書の著者杉江董君即ち是なり。君それより我教室にあること數年、その志さす所に専心して研究を怠らず。特に精神病の法律的關係につきて造詣する所淺からず。我教室にありし時より勉強奮勵して、同人間に推重せられしが俸給を問はずして警視廳に入り、兼て專攻せし所を以て實地に臨み、こ

二  
れを研鑽するを以て其分として嘗て日を曠くすることなく、余等同學のもの齊く君の將來に向ひて大に囑望する所あり。君も亦自から窃かに期待する所ありたるが、大正十年冬流行性感冒にかゝりてより咳作熱發時に來り時に去り健康舊の如くならず。去年五月遂に溘焉として易簣するに至れり。葬祭畢りて後家族友人相集りてその餘稿を檢め、犯罪精神病學に關するもの三編を發見したり。其一是精神病の社會的、法律的關係を論じ、其二是精神病の症狀を概説して犯罪との關係に及び、其三是精神病の病症を概説して、これと犯罪との關係を説きたるが、その處々に於て自己が多年の間に經驗したる實例を副へて説明したること數十件に及び、複雑なる事どもを簡明に平夷に書き立て、最も理解に易く、専門的にも通俗的にも誠によき參考となるべきものなり。君の友人池田隆徳之を整理し又補綴し、これを書肆巖松堂に授けて世に公けにし、以て君の才と學とその餘績とをして空しく湮滅に歸せざらしめんとす。此書犯罪精神病概論即ち是なり。嗚呼君の能識辯才その叔輔人君と相ひ類し、師友に推重囑望せられながらに短折せられしこと亦相同じ。嗚呼悲むべし。余は今此事に臨み其人々を追想し殊に愛惜の感

に打たれ、慨然たること良久しく、序せんとして屢躊躇す。

大正十三年六月

醫學博士 吳 秀 三

## 自序

苟くも犯罪及犯罪人を研究せんと欲せば、一面に精神病理學の智識を要する事は、今更余の贅言を待たずして明かなり。何となれば精神病に因る犯罪少からず。又夫の有罪被告人若くは監獄囚徒の中には精神病者殊に精神中間者の存すること可なり多きを見ればなり。

殊に警察官に在りては、平素精神病者に對する取締に關しては勿論、其の他犯罪調査若くは供述聴取等に際して、精神病學的智識を必要とする場合決して少しとせず。例之殺傷放火、猥褻及び誣告等の如き犯罪行爲が精神病者又は精神中間者によりて行なはるゝこと多きは世間周知の事實にして、又夫の屢他殺の疑問を生む自殺者の中にも、精神病者少なからず。其の他、尙精神病者に對して行はるゝ犯罪もあり。随つて警察官は平素精神病と犯罪との關係につき、せめて其の一般的智識は之を心得置くの必要あるべし。判檢事に在りても亦被告人又は證人等を取調ぶるに當りて、精神病理學上の智識を要する場合多かるべ

し。勿論精神病の鑑別の如きは専門的技能ある醫師をして之を爲さしむる所なるも、當該人の精神状態につき先づ其疑を挿むものは、云ふ迄もなく判檢事其人なり。若し精神病患者にして、判官の識別に洩れて普通の處遇を受くるが如き事ありとせば、是病者を遇する所以の途に非ざるのみならず、又一面には科刑の目的にも背馳するものと言はざるべからず。監獄囚徒の中にも精神異常者は少なからず、此等の中には他囚と同一様の處遇の下に置く事は何等効果なきのみならず、中には却つて其れより弊害を生ずるの虞あるを以て、行刑官に於ては當初に於て、能く囚徒の個性を鑑識し、其れに適應せる處遇法を講ずるの必要あり。此意味に於て、行刑官にも亦或程度迄は精神病理學の智識を必要とすべし。其の他感化教育事業、免囚保護事業等に携はる人々も亦一面に於て精神病理學の素養あらば、實務上多大なる裨益を得べし。

輒近に至り精神病学は進歩し、之に關する良著は其數決して乏しからず、然れ共、此等は何れも専門臨床醫家の参考書として編述され居るを以て、自ら専門學的難解の字句多きのみならず、又犯罪と精神病との關係についての説明の如き

は本來の目的にも非ざるを以て自ら簡潔に流るゝも亦止むを得ざる所なり。従つて前記諸家のために適當なる参考書の必要なることを言を待たず。

願れば余が曩に拙著「犯罪と精神病」を世に公にしたるは過ぐる大正元年の秋なりしが、爾來光陰矢の如くにして、早くも十一年の星霜を経たり。頃日偶々書肆巖松堂主波多野氏來りて前著書も既に賣れ盡きて皆無となり居れば、余に囑するに改めて専ら司法官並に警察官参考用としての精神病學書の編述を以てするあり。余も亦大正四年夏職を警視廳に奉じて専ら精神病に關する事を司どり、又數年來引續きて内務省及警察講習所主催刑事講習會の依託によりて犯罪と精神病との講演を試みし等の經驗より、其の必要を感じ居たる矢先なりしかば、直に其の企圖に賛し本書を著すことゝはなりたり。されば本書は主として司法官警察官等の参考書として犯罪と精神病との關係並に犯罪精神病理の綱要を説くを以て目的とし、難解なる臨床醫學的敘述の如きは努めて之を避け、平易簡潔を旨としたり。従つて精神病の種類の如きも日常多く遭遇し且犯罪との關係多きもののみを挙げ、就中犯罪との關係若くは其の處遇問題等に於

ては將來大に研究の餘地ある夫の精神中間者に就て特に意を用ひて委しく説明し置きたる積りなり。

若しそれ實地醫家、殊に専ら檢診鑑定の實務に携はる警察醫又は監獄醫等の人も亦、本書によりて犯罪と精神病との關係を一層明にし、依て以て檢診鑑定の實務に當りて多少の裨益を得らるゝこともあらば、余の望外の幸なり。

然りと雖、固と余の非才淺學なる到底本書によりて犯罪精神病理の蘊奥を世に紹介せんことは能ふべくもあらず、加之、公務の餘暇を偷みて匆卒に筆を執りしかば、恐らく杜撰遺脱の點も多かるべく省みて洵に慚愧たるもの多し。伏して讀者諸賢の寛恕を乞ひ、併せて叱正の勞を惜まざらんことを冀ふ、この機會に於て余が嘗て東京帝國大學醫學部精神病學教室に在勤中懇篤なる指導教養を辱ふし、今日に及んでも尙毎に深切なる同情愛顧を蒙むりつゝある恩師東京帝國大學教授醫學博士吳秀三先生並に同大學助教醫學博士三宅鑛一先生に謹んで感謝の意を表す。

著 者 識

### 序文の後に記す

親友杉江董君大正十二年五月二十九日病を以て歿す、歿後未亡人は同君の遺著ある旨を余に告げらる、之を閲するに同君が嘗て余に語りたることある同君畢生の事業犯罪精神病學にして既に淨書し終りて出版に附するのみとなれり。收むる所の數十の實例は同君が警視廳に於て親しく經驗したるものなり、之を此儘医底に藏するは誠に遺憾に思ひ、吳先生に校閱を乞ひ、巖松堂主に出版を交渉す、堂主快諾す、堂主の乞ひにより余が藏する所の寫真數葉を加ふ、大正十二年初秋讀書の好季を期して出版せんとするに至れり、然るに九月一日の大震火災に際し巖松堂は不幸にして倒潰類焼の厄に遇ひ、該原稿も灰燼に歸したり、間もなく巖松堂は復興しぬ、余の盡力も此儘にては功を一簣に缺くの憾あり、未亡人の手を以て該草稿を搜索せしに幸にして之を集め得たり、再び淨書して吳先生の校閱を乞ひ、巖松堂に出版を交渉す、同堂は復興の際にして本書の如き利益尠かるべき書物の出版に就ては稍難色ありしも、堂主の義侠心により遂に杉江君

序文の後に記す



の一年祭を期して出版する事とはなれり。

學友 池田隆徳記

目次

上編 緒論

第一章 犯罪と精神病

第一節 精神病患者の犯罪数

第二節 精神病患者の犯罪種別

第三節 犯罪被告人中の精神病患者

(一)犯罪被告人 (二)監獄囚徒 (三)特種犯罪者 (四)不良少年、浮浪人及賣笑婦

第二章 精神病患者の取締及び保護處分

第一節 總説

第二節 精神病患者の警察取締

第一 非監置精神病患者の取締

目次

第二章 精神病院收容及び私宅監置	二二
第三章 在院精神病患者及び私宅監置精神病患者の取締	二四
○ 第三節 犯罪精神病患者に對する處置	二六
第四節 酒客に對する處置	二一
第五節 病的不良少年に對する處置	二四
第六節 監獄内に於ける精神病患者の處置	二五
第三章 心神喪失及び心神耗弱	二六
第一節 責任能力の意義	二六
第二節 従前の法律と精神病	二七
第三節 心神喪失及心神耗弱の内容	三〇
第一 心神喪失者	三二
第二 心神耗弱者	三五
第四章 精神病の鑑別	三八
第一節 精神の病否	三六

第二節 精神病患者の状態別	三九
(一)興奮状態 (二)沈鬱状態 (三)妄想 (四)癡呆状態	
第三節 精神病の診査法式	四一
(一)遺傳の調査 (二)既往の調査 (三)現在證の診査	
第四節 伴病及び匿病	四三
第一 伴病	四三
(一)通常伴病者が演ずる病的状態 (イ)躁暴状態 (ロ)癲癇發作 (ハ)驚啞	
(ニ)緘黙不動 (ホ)拒食 (ヘ)不眠症 (ト)愚鈍状態 (チ)意識喪失 (リ)記憶障礙 健	
忘 (ヌ)妄想 (ル)幻覺(ヲ)嚮愛状態	
(二)伴病看破法 (イ)夜間診問法 (ロ)暗示法 (ハ)説得法 (ニ)威嚇法 (ホ)酒精	
試験	
第二 匿病	五〇
第五節 變質徴候	五一
(一)全身 (二)軀幹 (三)四肢 (四)頭部 (五)顔面 (六)眼 (七)	
鼻 (八)耳 (九)口 (十)生殖器 (十一)皮膚	

第五章 精神病の原因

四

第一節 緒言

緒言.....六五

第二節 外因——誘因

外因——誘因.....六五

第一 身體的外因

身體的外因.....六五

- (一) 腦神經疾患
- (二) 疲憊
- (三) 傳染病
- (四) 新陳代謝障礙
- (五) 中毒
- (六) 臟器疾患

第二 精神的外因

精神的外因.....七〇

- (一) 感動
- (二) 精神過勞
- (三) 留置、拘禁
- (四) 戰爭及び災厄
- (五) 精神病の感傳

第三節 内因——素因

内因——素因.....七二

第一 一般的素因

一般的素因.....七二

- (一) 年齢 (イ) 幼年期 (ロ) 破瓜期 (ハ) 成年期 (ニ) 經過期 (ホ) 老年期
- (二) 男女別
- (三) 色情及び生殖作用 (イ) 月經 (ロ) 妊娠 (ハ) 分娩及産褥
- (四) 人種
- (五) 季節及び天候
- (六) 文化及び生活状態
- (七) 職業

中編 犯罪精神病理概論

第二 個人的素因

個人的素因.....八三

- (一) 遺傳
- (二) 發育障礙

第一章 精神作用と脳髓

精神作用と脳髓.....八七

第二章 智力障礙

智力障礙.....八九

第一節 知覺障礙

知覺障礙.....八九

第一 知覺作用と其障礙

知覺作用と其障礙.....八九

第二 妄覺(錯覺及幻覺)

妄覺(錯覺及幻覺).....九一

- (一) 妄覺の種類
- (二) 妄覺の發生し易き場合
- (三) 妄覺と犯罪
- (四) 妄覺と供述

第二節 注意障礙

注意障礙.....九五

第三節 記憶障礙

記憶障礙.....九六

第一 記憶作用と其障礙

記憶作用と其障礙.....九七

目次

五

(一) 記憶力障礙 (二) 追想力障礙 (三) 追想錯誤

第二 記憶障礙と犯罪 ..... 一〇五

第四節 想像障礙 ..... 一〇六

第五節 抽象障礙 ..... 一〇七

第六節 觀念聯合障礙 ..... 一〇八

第一 觀念聯合と其障礙 ..... 一〇八

第二 考慮障礙 ..... 一〇九

第三 強迫觀念と犯罪 ..... 一一〇

第七節 判斷及推理障礙 ..... 一一一

第一 判斷及推理作用と其障礙 ..... 一一一

第二 妄想 ..... 一一四

(一) 妄想的意義 (二) 妄想の發生 (イ) 原發性妄想 (ロ) 幻覺性妄想 (ハ) 感動性妄想 (ニ) 意識濁濁性妄想 (ホ) 癡呆性妄想 (ヘ) 追想錯誤 (ト) 代補性又は補發性妄想

(三) 妄想の種類 (四) 妄想の經過 (五) 妄想の鑑別 (イ) 事實 (ロ) 迷妄 (ハ) 誤信 (六) 妄想と犯罪

第八節 智力薄弱 ..... 一一四

第一 智力薄弱の原因 ..... 一一四

第二 智力薄弱と犯罪 ..... 一一四

第九節 意識障礙 ..... 一一六

第一 意識と其障礙 ..... 一一六

第二 意識障礙と犯罪 ..... 一二七

(一) 癲癇性及ヒステリー性朦朧狀態 (二) 催眠狀態 (三) 酩酊 (四) 感動 (五) 月經時及分娩時 (六) 頭部外傷 (七) 躁暴狀態 (八) 譫妄狀態

第三 睡眠障礙と犯罪 ..... 一二六

(一) 睡眠酩酊 (甲) 生理的睡眠酩酊 (乙) 感動性睡眠酩酊 (丙) 夢性睡眠酩酊 (丁) 酒精性睡眠酩酊

(二) 夢中遊行

第三章 感情障礙

第一節 感情作用

第二節 感情障礙と犯罪

第一 異常氣質者

- (一) 陰鬱性氣質者
- (二) 樂天性氣質者
- (三) 怯懦性氣質者
- (四) 憤怒性氣質者
- (五) 自負性氣質者
- (六) 感濁性氣質者
- (七) 輕率性氣質者
- (八) 我慾性氣質者

第二 感情過敏

- (一) 氣分の異常
- (二) 感情轉換症
- (三) 病的感動
- (イ) 病的憤怒
- (ロ) 病的恐怖
- (ハ) 病的畏愛

第三 感情鈍麻

- (一) 感情不感性
- (二) 悖德症

第四 感情倒錯

第三節 慾情の障礙と犯罪

第四章 意志障礙

第一節 行爲

- (一) 反射行爲
- (二) 本能行爲
- (三) 衝動行爲
- (四) 意志行爲
- (五) 自働行爲

第二節 意志の自由

第三節 意志障礙

- 第一 意志の亢進
- 第二 意志の減退

第一 飢餓感情の障礙

- (一) 飢餓感情の減退
- (二) 飢餓感情の亢進
- (三) 飢餓感情の倒錯

第二 色情の障礙

- (一) 色情の亢進
- (二) 色情の減退
- (三) 色情達期
- (四) 色情の倒錯
- (イ) 精神手淫
- (ロ) 陰部露出
- (ハ) 色情殘忍症
- (ニ) 色情被虐待症
- (ホ) 色情染物症
- (ヘ) 同性愛

第三 意志被影響性の障礙 ..... 一七六

第四 意志の倒錯 ..... 一七九

第四節 衝動性犯罪行爲 ..... 一八一

(一)殺傷 (二)自殺 (三)窃盜 (四)放火 (五)徘徊

### 下編 犯罪精神病理各論

第一章 ヒステリー性精神障礙 ..... 一八五

第一節 ヒステリーの意義 ..... 一八五

第二節 ヒステリー性格 ..... 一八五

第三節 ヒステリー性痙攣發作 ..... 一八六

第四節 ヒステリー性朦朧狀態 ..... 一八九

第五節 ヒステリー性精神病 ..... 一八九

第六節 ヒステリーの本能 ..... 一九〇

第七節 ヒステリーの原因及豫後 ..... 一九一

第八節 ヒステリーと犯罪 ..... 一九二

### 第二章 癲癇性精神障礙 ..... 一九六

第一節 癲癇の意義 ..... 一九六

第二節 癲癇性痙攣發作 ..... 一九六

第三節 癲癇性朦朧狀態 ..... 一九九

第四節 癲癇性人格變化 ..... 二〇〇

第五節 癲癇性精神病 ..... 二〇一

第六節 癲癇の原因及豫後 ..... 二〇一

第七節 癲癇と犯罪 ..... 二〇三

### 第三章 神經衰弱性精神障礙 ..... 二〇六

第一節 神經衰弱の意義及症狀 ..... 二〇六

第二節 神經衰弱と犯罪 ..... 二一〇

### 第四章 生來變質性精神障礙 ..... 二一三

目次 ..... 二一三

111

第一節 生來變質の原因……………二二三

第二節 生來變質者の賦質……………二二三

第三節 變質性精神病……………二二五

第四節 生來變質者と犯罪……………二二八

**第五章 酒精中毒性精神障礙……………二二六**

第一節 酩酊……………二二六

第二節 酩酊と酒量……………二二六

第三節 病的酩酊……………二二七

第四節 嗜酒病……………二二八

第五節 慢性酒精中毒……………二二九

第六節 酒精中毒性精神病……………二三〇

第一 酒客譫妄……………二三〇

第二 酒精性妄覺病(急性酒精性幻覺症)……………二三一

第三 酒精性嫉妬妄想病(酒精性偏執病)……………二三二

第四 科尔サコフ氏精神病……………二三三

第七節 酒精中毒と犯罪……………二三三

**第六章 モルヒネ及コカイン中毒性精神障礙……………二三七**

第一節 モルヒネ中毒の發生……………二三七

第二節 モルヒネ中毒者の症狀……………二三八

第三節 モルヒネ中毒と犯罪……………三三九

第四節 コカイン中毒性精神障礙……………三四三

**第七節 外傷性精神障礙……………三四三**

(一)外傷性變質 (二)外傷性譫妄 (三)外傷性癡呆

**第八章 器質的腦病性精神障礙……………三四六**

(一)腦炎及腦膜炎 (二)腦出血(卒中) (三)腦腫瘍 (四)多發性硬化症 (五)腦動脈硬化症 (六)腦微毒

**第九章 精神發育制止(生來性精神薄弱)……………三四九**

111

第一節 生來性精神薄弱の階級……………二四九  
 (一)白癡 (二)癡愚 (三)魯鈍  
 第二節 生來性精神薄弱の原因……………二五二  
 第三節 生來性精神薄弱と犯罪……………二五三  
**第十章 早發性癡呆**……………二六二  
 第一節 早發性癡呆の症狀及び病型……………二六二  
 第二節 早發性癡呆の原因及び豫後……………二六四  
 第三節 早發性癡呆と犯罪……………二六六  
**第十一章 麻痺性癡呆**……………二七一  
 第一節 麻痺性癡呆の症狀及び病型……………二七一  
 第二節 麻痺性癡呆の原因……………二七二  
 第三節 麻痺性癡呆と犯罪……………二七三  
**第十二章 躁鬱病**……………二七六

第一節 躁揚病の症狀……………二七六  
 錢三節 鬱憂病の症狀……………二七八  
 第三節 混合狀態病型……………二八一  
 第四節 躁鬱病の經過、豫後及び原因……………二八二  
 第五節 躁鬱病と犯罪……………二八三  
**第十三章 老耄性癡呆**……………二八六  
 第一節 老耄性癡呆の症狀及び病型……………二八六  
 第二節 老耄性癡呆と犯罪……………二八七  
**第十四章 偏執病**……………二八九  
 第一節 偏執病の鑑別……………二八九  
 第二節 偏執病と犯罪……………二九〇



# 犯罪精神病概論

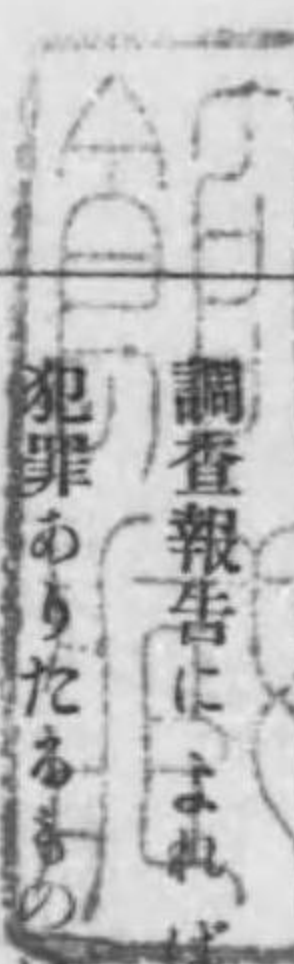
醫學士 杉 江 董 著

## 上篇 緒 論

### 第一章 犯罪と精神病

#### 第一節 精神病患者の犯罪數

精神病患者の犯罪數



精神病患者には大約其幾何位の割合に犯罪を爲すものあるかを見るに、内務省保健衛生調査會の調査報告によれば全國精神病院退院者總數一九・〇一三人(自大正元年至同五年)中、其の發病後入院時遂に犯罪ありたるものは其數二一〇人にして即ち退院者百に對し一・一人の割合となる、尙之に不良行爲(暴行、器物毀棄、猥褻、徘徊等)ありたるもの二、六三〇人(二三・八%)を算入する時は總數二、八四〇人となり、即ち退院者百に對して一四・九人となる、然れ共翻つて考ふれば此數

上編 緒論 第一章 犯罪と精神病 精神病患者の犯罪數

は實數よりは少き感なきに非ず、何となれば余は嘗て(神經學雜誌第十三卷參照)東京府巢鴨病院の在院患者に就いて調査せる所によれば、在院者四百二十三人中其過半数の病者に於て種々の犯罪又は不良行為ありたるを見、アシヤフンブルヒ(一九一二年)も亦精神病院在院患者に就きて調査し、其の四三%は犯罪精神病者なりしことを見たりと云へるが如き事實あればなり、前記割合最も少きは恐らく入院時に於ける調査の不充分なりしに基づけるものならん。

而して他面に普通の犯罪者の人口に對する割合數を見るに一ヶ年の犯罪者數を先づ十萬人と見るも人口百に對して其割合〇・二% (警視廳管下にては一・〇%)にして、之を精神病者中の犯罪者の割合に比せば著しき差違あり、是に由りて之を觀れば精神病者の犯罪は之を普通人に比して少くも數十倍多きを見る、又以て如何に精神病者は犯罪の危険に富ものなるかを察知するに足らん。

第二節 精神病者の犯罪種別

日本刑事統計年報五箇年間(自大正二年至大正六年)に亘る犯罪者中心神喪失の理由に基づき不起訴若くは免訴となりたるもの一・二五五人に就き其の罪質及び件數を表示すれば左の如し。

罪質	不起訴	免訴	計	百分比
殺人	一八七	七六	二六三	二二・三七

普通人の犯罪數

精神病者の犯罪數

罪質	普通犯罪者	精神病者
傷害	一〇七	三
窃盜	二九九	一
放火	二三二	二六
詐欺	四二	一
其他	一四〇	一一
計	一、〇〇七	一、二二五

此の表によれば犯罪精神病者の罪質は窃盜第一位を占め殺人、放火、傷害、詐欺等之に次ぐを見る、之に反して普通犯罪者に在りては通常賭博、富籤、窃盜、詐欺、脅喝等最も上位を占め横領、傷害、失火、殺人、放火等之に次ぐものとす。

是に由りて之を觀れば、犯罪精神病者には殺人放火の如き恐るべき犯行が普通犯罪者よりも割合上多きを知るべし、即ち今刑法犯有罪被告人總數(大正八年)十萬六千七百四十七人中殺人犯者は僅に七百四十三人即ち〇・六九%にして前表の精神病者の殺人割合(二三・三七%)に比せば殆んど三分の一に過ぎず、其れと同様放火も亦約五十分の一に過ぎざるを見る、之に反して窃盜の如きは其割合兩者共大差なく(普通者は精神病者の約二分一)到底殺人、放火の比にあらず、此等の事實によりて見るも亦如何に精神病者は犯罪殊に殺人、放火の如き最も重惡なる犯罪に對する危

普通犯罪者の罪質

險性に富むものなりを知らず得べし。

第三節 犯罪被告人中の精神病患者

一 犯罪被告人 犯罪被告人中に精神病患者又は白癡(犯罪精神病患者)尠からざることとは從來諸家の報告し居る所なり、然るに前説に於て述べたるが如く自大正二年至同六年に亘り犯罪者中心精神病患者の数は約二百六十一人となり甚だ僅少の感あり、尤も微罪の如き場合は處分を警察限りに止むる場合も少からず、尙又精神病患者の中には往々警察官、裁判官の識別に洩れて普通に處刑せらるゝが如き場合もあるべし、されば實際に於ては犯罪精神病患者の数は決して前記の如き少数に止まらざるべきは容易に考及し得らるゝ所ならん。

二 監獄囚徒 監獄囚徒中にも前述の如く司法官廳の鑑別に洩れて普通に處刑せられし精神病患者、或は處刑中精神病に罹りしもの(精神病的犯罪者)等を算入する時は一般に多數の精神病患者の存在するものなることも亦諸家の報告する所なり、然るに大正五年度本邦監獄年報によれば同年中に於ける在監者の精神病患者總數は百七十四人にして此等のものは或は治癒(四十六人)し、病死(十二人)し、又は未治出監(六十七人)し、年末現在數は僅かに四十九人となり、年末在監者總數

(五萬二千七百七十六人)に對する割合は在監者千人につき精神病患者約一人の割合となり、甚だ少數にして監獄外(最近に於ける内務省の統計によれば人口千人につき約一人の割合)の病者數と大差なきは寧ろ餘りに少數に過ぐるの感あり、一面に外國にては監獄内には監獄外よりも約十倍も多く精神病患者ありとなせる一部の報告さへあり、然れば上記の數の如きは恐らく實數にあらざるべく、若し精神病専門醫家にして監獄醫務の衝に當り居りて之が精密なる調査を行ふに於ては恐らく其數は遙に増加すべけん、次に又夫の低能者、ヒステリー者、癲癇者、變質者、酒精中毒者、モルヒネ中毒者、腦病者等即ち所謂精神中間者に屬するもの、中には犯罪者も少からず、又此等は通常當初より普通者として處刑に移され居るもの多ければ、從つて監獄囚徒の中には此等の者は一層多き割合に存すべしとは誰しも想像する處なり、然るに今我國の在監者に就きて見るに上記年報によれば、同年中の癲癇病者の數は百二十一人、又ヒステリー病者の數は百十一人となり居るも、殆んど孰れも皆一時の發病にして治癒し、年末現在に於ては僅かに癲癇十九人、ヒステリー四人存在するに過ぎざるも、即ち此等のものは其根柢たる病的性格は多く生來性のもにして到底一朝一夕に治癒し了るが如きことは先づ稀有なるものなり、されば此等一時の發病者を全部合算しても兩者の數漸く二百三十二人なり。然れども尙此他に醫師に氣付かれざる此等

病者多かるべきは之を想像するに難からず、殊に變質者又は中毒者の如きものは特に何等か異常の症狀現れざる限り看過せらるゝが如き場合之なしとせず。

今参考の爲内外に於ける此種の二三の報告を列記せんに、東京出獄人保護所長原胤昭氏は二十一年間に亘りて取扱ひたる多數の出獄人を見たる經驗によれば彼等の中には精神病者以外精神低能者甚だ多く、殊に累犯者の中には所謂半氣狂ひの者確に多しと言ひ(國家醫學會雜誌第二六四號)、余も亦三宅博士と共に姫路陸軍懲治隊に於ける懲治卒の精神状態を検査し、其二三%は癡愚者なることを見たり、(兒童研究第十七卷第七號)又長野監獄に於ける刑事被告人七百十人を檢診し、就中癡愚者十二人、精神低格者二十六人、神經質者二十二二人、精神病性神經病者十一人、酒客四十四人、精神病及び神經病遺傳に因する氣質異常者四十人、精神病酒精(父母の)被害に因する氣質異常者五十三人、精神病及神經病に因する反社會的行爲者二十四人あることを見、即ち精神異常者の割合は實に五〇・四%の多數にして在監者の殆んど半数は少くも精神不健全なることを知るに足る、アシャップフェンブルヒは四百五人の刑期六箇月以上の囚徒を檢し、六十七人は精神低能者、八人は重き癡愚者、十九人はヒステリー、十八は癲癇なることを證し、又二百人の猥褻犯者を檢し、就中四十四人即ち約四分の一は精神病院に收容すべき性質のものなりしことを唱へた

り、又ネメトは、普通の在監者六千四百九十八人を檢し、六百五十人(一〇・七%)は變質者、八百四十六人(一三・八%)は酒客なりしことを見、内累犯者三千二百二人のみに就て見れば、其千二百三十三人即ち三九・七%は變質者及び酒客なり、之に反して初犯者二千九百四十七人に於ては僅かに二百九十三人即ち八・九%のみが變質者及酒客なりしと云ひ、是に由りて之を観るも亦如何に在監者中には中間者の多きものなることを窺知するに足る。

三 特種犯罪者 ザイフェルは七十五人の猥褻犯者(陰部露出者)を檢し、就中癲癇十八人、變質者十三人、癡呆十人、神經衰弱及酒客八人、癡愚七人、習慣性陰部露出者二十一人なるを見、レプアンは九十人の強姦犯者を檢し、其七十人は精神病者又は精神低能者なりしと云ひ、ポーンヘツフェルは百人の猥褻犯者を檢し就中酒客二十二二人、癲癇、ヒステリー、變質十六人、癡呆十二人、動脈硬化症十人なりしを見、又ペールは二十二人の殺人犯者を檢し、就中癡愚三人、癲癇四人、變質者四人にして、他の十二人に於ても、普通人に比せば考慮、注意及び判斷能力不十分に於て且感情異常を有するもの多かりしを見たり、余の經驗によるも亦嬰兒殺犯の婦女、嫉妬又は怨恨等に因る所謂感動性殺人犯者、或は兇惡なる強盜殺人犯者等の中には癡愚者變質者、ヒステリーの如き所謂精神中間者比較的多きが如き感を抱かしめ居れり。

外國に於ける不良少年中の精神病者

本邦に於ける不良少年中の精神病者

八

四 不良少年、浮浪人及賣笑婦 不良少年、浮浪人及び賣笑婦の中にも精神異常者少からずと云はる、メンケメルレルは二百人の少年犯罪者を檢し、約三分の一は癡愚者なりしを見、クルーレは不良少年中二九％は精神身體に缺陷あることを見たり、本邦に於ては三宅博士、池田學士の調査報告によれば浦和、熊谷特種學校生徒八十八人中變質者二〇・四％、癡愚者六四・七％にして常人と思はるゝものは僅に一二・五％に過ぎざりしを見、最近藤本監獄醫も亦小田原分監少年受刑者百七十人に就きて其の精神狀態を診査し其半數は精神異常者なることを見たりと云ふ。

浮浪人中にも亦低能者、癡愚者、變質者、癲癇者多しと云ふ、賣笑婦の中にも亦精神中間者の數尠からずと云はる、嘗てロンブローは先天的賣笑婦なる名稱をさへ唱へ、賣笑婦には先天的に身體並に精神上に特徴の具はるものなることを言へり、又ポーンヘツフェルはブレスラウ監獄觀察監に於ける百九十人の賣笑婦に就きて研究調査し、就中六八％の多數は先天性若くは後天性精神薄弱、ヒステリー、癲癇、酒精中毒等の精神異常者なりしと言ひ、又ミユルレルはケルンに於て調査の結果、賣笑婦の八〇％は精神低格者即ち道義及智力方面の缺損者なりしことを見、且其の第一原因を精神變質に歸したり、チツヘル(一九一二年)は二年間に亘りフランクフルト、アム、マイン病院生殖器病科に來れる百五十二人の賣笑婦に就き精神病學的調査をなしたる結果に

よれば其七〇％は癡愚、ヒステリー、癲癇、酒精中毒等の如き精神異常者にして、就中癡愚は最多數を占め、三一・六％の割合なりしことを見たりと云ふ。

## 第二章 精神病者の取締及保護處分

### 第一節 總 說

苟も社會の安寧幸福を侵害する者に對しては、其れに對して社會を防衛する爲の必要適切なる處分を講ずる事は、寧ろ社會當然の措置にして、こは精神病者又は傳染病者の如き病者なるの故を以て毫も假借するの要なきや明なり、實に法律(精神病者監護法及精神病院法)は許すに其必要に應じて精神病者の強制的病院收容を以てするが如きは畢竟此趣旨に他ならず、只併し注意すべきは其處分方法を行ふに就ては、能く其個人的特性に適應して病者の保有する權利を擁護するに努め、假りにも必要なる程度を越ゆべからざることなり。

### 第二節 精神病者の警察取締

#### 第一 非監置精神病者の取締

精神病者及白癡は前述の如く其の病的動機に基づきて屢々殺傷放火等の危険行爲をなすものにして、之を極めて廣義に見る時は總ての精神病者は皆何れも社會的危険性を有するものと云ふも可なる程なり、現に錯亂躁暴狀を呈するもの、色情變態あるもの、若くは不良悖德性のも等の

精神病者の  
社會的  
危險性

如き外見直に其の危険性の誰にも氣付かるゝ場合は勿論、之に反して抑鬱又は癡呆の如き殆んど外界の刺戟に混入する事なく、全く制止不動の状態にある病者、或は一部の病症を除きては言動殆んど常人と異ならざるが如く見ゆる病者等にして外見上は無危険に觀ゆる者と雖、其の心理に抱懷する種々の妄想、幻覺又は感情異常等の病狀に基づきて何時如何なる機會に乘じ轟然として危害行爲をなすことあるやも知る可からず、然れば外見恰も無危険の如く觀ゆる病者とても亦一面より見れば潜在的危険性を有するものと云ひ得べく、決して油斷安心をなし得ざるものなり、尙又社會に在りて危険なりし病者と雖、一旦精神病院に收容せらるゝ時は、院内の四圍環境の影響其の宜しきを得て漸次病勢は寛解若くは治癒し、殆んど危険なき状態に變るものも尠からず、然れども此等の病者と雖一朝活社會に釋放する時は、未だ充分に治癒せざりし場合或は又精神病再發の場合には如何なる危害行爲を敢てするやも知るべからず、されば何等か危害行爲の外部に顯るゝを俟つて初めて急遽其の危険性に對し豫防の途を講ずるが如きは、盜を見て繩を縛ふの類に等しく實に保安豫防の根本義に適へる措置と謂ふ可からず、されば一般に非監置精神病者殊に社會的危険性の著明なるものに對しては、特別要監視精神病者として平素嚴密なる視察監督をなすの必要あり(警視廳に於て非監置精神病者視察規定を設く)、故に精神病院より未治退院せるもの

に對して其の病狀如何によりては一定期間は嚴重なる視察をなすを要す、實際病院に在りて病狀輕快なる理由を以て退院せしめたる病者にして歸宅早々兇行を演出せる實例は少しとせず。

非監置精神病者の視察監督を爲すに當りて警察官吏殊に巡査が制服佩劍にて家庭に臨むは却つて病者又は家族に對して往々好感情を興へざる場合あるが如し、尙又病者の社會的危險性は一に其の病的症狀に因するものなるを以て非監置病者の視察に際しては成る可く其の知識ある醫師を向けるを可とす、現に蘇格蘭、和蘭、チューリッヒ、巴丁等に於ける規定中には之に類する條項存す。

### 第二 精神病院收容及び私宅監置

精神病者にして苟も公安上危險の虞ありと認むる時は一面には病者に療護を加ふると共に他面には其危險性に對して社會を防衛するの目的より、可及的速に病者を適當なる病院に收容するか又は止むを得ざる場合に限り之を私宅に監置するは最も適切なる措置と爲すは多言を俟たず。從來斯かる危險病者に對しては、精神病者監護法によりて行政廳は之を監護義務者又は市區町村長に引渡して病院又は私宅に監置せしむるの規定(精神病者監護法第六條及勅令第二條)なりしも、大正八年制定の精神病院法に於ては、總て斯かる病者は地方長官は直接之を精神病院法によりて設立せられたる病院又は代用病院に收容するを得るの規定(精神病院法第二條)となりたれば、今

後病院又は代用病院の多く設置せらるゝに至れば一層敏滑に危險性病者を病院に收容するを得、以て危害を未發に防止することを得べし、而して精神病者監護法に依りて精神病者を公安保持に精神病院に收容し、又は私宅に監置するを必要とする場合は多々あるべきも、左記の如き場合は其主なるものなるべし。

#### 一 特に公安上危險の虞著明なるもの

- 一、興奮躁暴狀を呈するもの
- 二、高聲暴言を吐くもの
- 三、盜癖あるもの
- 四、弄火癖あるもの
- 五、濫りに他人の邸宅に侵入するもの
- 六、官廳又は貴顯名士を濫訪するもの
- 七、不敬の言動あるもの
- 八、直訴建白癖あるもの
- 九、猥褻癖あるもの

- 一〇、徘徊癖あるもの
- 一一、其他公安上危険の虞あるもの
- 一二、病者自身に危険の虞著明なるもの、特に保護者を要するもの
- 一、自殺自傷の虞あるもの
- 二、女子白癡の如き
- 三、社會衛生上有害なるもの

放尿脱糞等を爲し著しく不潔なるもの

第三 在院精神病患者及び私宅監置精神病患者の取締

一般に精神病院内は却つて比較的靜穩にして、世人の想像する程危害事故の案外少きは寧ろ奇異の感と與ふる程なり、一般に社會に在りては危険なる病者も一旦病院に收容さるゝ時は四圍環境の關係佳良となり、病勢頓に輕快に赴き、其の危険性も亦自ら輕減するが如き場合もあり、又他面には慢性難治の病者にありては病勢漸次増悪進行して重き癡呆に陥り、全然無爲の狀を持続して爲に却つて危険性の點より云はゞ輕減する場合等もあるに由る。

然れども在院病者中往々著しく不良危険性を呈するもの(變質者、癡患者の如き)ある事あり、

在院精神  
病者の危  
険性

危險性  
在  
院  
病  
者

即ち此の種の者は他の精神病患者と異なり、比較的能く事理を辨へ、談話、應待及び舉止等に於ても亦一見尋常に近く、只其の性格極めて不良險惡にして不斷院内の安寧秩序を紊亂せしめ、他の纖弱なる病者を窘め、或は醫員看護人を困らし、我儘強情にして命令規則に抗拒し、喧嘩口論を好み、他の患者を使喚煽動して自ら主謀者となりて騷擾、放火、暴行又は逃走等の危害を敢てし常に苦情不平多く、自己は病者に非ず、官憲又は病院は自己を不法に監置せり、行政訴訟を提起する忤と理屈を列べ、殆んど慰撫鎮壓の術なからしめ、之に退院を命じ社會に釋放する時は忽ち不良悖徳の行爲を繰返し、之を保護室に鎖鋼すれば症狀頓に不良の影響を被むり、益興奮激昂し殆んど停止する所を知らざる等到底他患者と同一様の取扱の下に置くを得ざるものあり、斯の如き特種の危険病者に對しては警察としても常に特別の注意を拂ふの必要あり、又病院に於ても亦此等のものは當初より全然他患者と分離し、特種の處置に移し以て院内の公安保全を圖り、殊に極力逃走を防止せざる可からず、現に何れの精神病院にも夫の保護室の備へあるも、之は本來躁暴狂亂者を一時收容する目的に副ひ、上記の如き比較的辨別心ありて只自己主張の亢進せるものを永きに亘りて收容するには適應せざるが如し、されば此の種の病者に對しては特に堅牢なる特種の病棟を設置するを可とす、獨逸には此の種の模範病院あり。



次に私宅監置なるものは、多くは其の構造設備不完全にして動もすれば破壊逃走等の事故を生ずる事尠からざるを以て注意を要す、曩に神戸大阪地方を騒がせたる所謂殺人狂入江三郎の如きも、數年來私宅に監禁され居りしも、私宅監禁室を破壊し逃走し斯かる兇行を演出したるものなりと云ひ、其の責の多くは全く監置室の構造の粗笨なりしと、其の監視宜しきを得ざりしとに歸せざる可からず、されば著しき危険性病者に對しては當初より之を私宅に監置するが如きは成るべく之を避くるを得策とす。

第三節 犯罪精神病患者に對する處置

犯罪者が心神喪失或は心神耗弱の故を以て無罪或は減刑に處せられたる者の中には引き續きて危険性を有するもの決して尠しとせず、此等を無條件に社會に釋放するは最も危険にして恰も猛虎を街路に放つに似たり、されば其の必要ある者に對しては尙一定期間之を社會より隔離して嚴重監視するは緊要缺くべからざるの措置と謂はざる可からず、歐洲諸國に於ては現行法又は改正案に斯かる危険性病者に對するの規定を設くる所あり、然るに我現行刑法に於ては未だこの保安處分に關する何等の規定を見ざるは不備の點にして、従つて從來は法司官廳は往々危険性病者と雖如何共するを得ず、直ちに又は處刑後に於て監護義務者に引渡し、又或は看護義務者なき場合

には警察署をして適宜の處分を講せしむるを常とせしが、監護義務者としては之を病院に監置する否とは殆んど任意にして、假令義務者に於て病者を監置するも間もなく勝手に監置を廢止するが如き事もありて、爲めに病者は危害を反覆するが如き場合尠からず頗る遺憾の點多かりき、然るに大正八年制定の精神病院法には司法官廳危険の虞ありと認めたるものは精神病院に收容するを得るの規定を設けられ、多少この缺點を補はれたりと云ふべきも、將來は刑法上に之が規定を設け置くの必要あり、犯罪精神病患者に對する保安處分に關する外國立法例を見るに大體二様の型式に區別され居るを見る。

- 一、裁判所直接之が監置を命ずるもの
- 二、行政官廳に引渡すもの

前者に屬するものはブルガリー、西班牙、和蘭、露西亞、瑞西、及英國等に於ける刑法典にして、後者に屬するものは伊太利、那威、丁抹等の刑法典なり、又獨逸、伊太利、瑞西、刑法改正草案には裁判所之が監置を命ずるを規定し、就中獨逸刑法改正草案は行政廳監置を行ふも裁判所之が決定權を有するの規定なり。

ブルガリー刑法、反社會性ある場合は其の者を親族、篤志家、若くは病院に於て全瘥に至るま

で監護す可し。(第四十一條)。

丁抹刑法、判決に於て行爲者に保安處分を命ず可し、然して醫師之が必要なしと認むるに至らば處分の解除を命ず。(第二十八條)。

英蘭土及愛蘭土刑法、行爲者は特に精神病的犯罪者に對して設けられたる精神病院に收容す。(第二十七條)。

伊太利刑法、裁判官は釋放を危険なりと認むる場合は之を行政廳に引渡す可し。(第四十六條)。  
和蘭刑法、裁判官は行爲者を精神病院に收容することを得、但此の觀察期間は一ヶ年以内に限る。(第三十七條)。

露西亞刑法、癡呆及妄覺病者にして殺人及自他の生命に危害を加へ又は放火したる場合は精神病院に監置す。(第九十五條)。

瑞西刑法、無能力者及減弱能力者にして、公安の爲必要ある場合には、裁判所は治療又は看護院に收容す、其退院も亦裁判所之を命ず。

無能力者及減弱能力者にして治療及保護を要する場合は裁判所は行政廳に引渡し入院せしむ。(第十三條)。

西班牙刑法、若精神病者及精神薄弱者にして刑法上重罪を犯せる時は特に設けたる病院に收容す、而して裁判所の命令に依らざれば退院することを得ず。

輕罪の場合は特別の家庭又は公安に危険なき時は自宅に引渡す。(第八條)。

獨逸刑法改正草案、第六十三條により無罪の言渡を受け又は不起訴の處分を受けたるものは、裁判所は公安の爲必要なりと認むる時は公立の治療及看護院に監置を命ず、同第六十五條に於ては減刑せられたるものにして公安の爲必要ある時は處刑後裁判所は是を公立の治療及看護院に收容を命ず。

裁判所の決定に基づきて行政廳は監置處分を履行するを要す、監置期間及解除をも亦決定す、此の決定に對しては裁判を請求することを得。(第六十五條)。

奧地利刑法改正草案、精神病者及酒客にして六箇月以上の自由刑に相當する罪を犯したるも、行爲當時に於て責任無能力の爲不起訴若くは無罪の言渡を受けたるものにして、其病的精神狀態及生活狀態の關係又は行爲の性質よりして道義若くは人類及財産の保安に對し殊に危険(社會的危險性)なりと認めたる場合は、之を犯罪的精神病者の爲に設けられたる國立病院に收容す。病者は社會的危險性の存續する間此處に收容さる、釋放は裁判所之を命ず。

又減刑せられたるものは處刑後其の性状、境遇及罪質等よりして危険ありと認めたる時は國立病院若くは國立犯罪精神病院に收容するを命ず。(第三十六條及第三十七條)。

瑞西刑法改正草案、責任無能力者にして公安の爲治療及看護院に監置を要する場合は裁判所之を命ず。

退院を命ずる場合も亦同じ。

責任無能力者の状態にして治療及看護院に於て治療を要する場合は裁判所之を行政廳に引渡し病院に收容せしむ、尙又瑞西同草案第十六條にも減弱責任能力者にして公安に危険ありと認めたるは治療院に收容すと命じたり。(第十六條及第十七條)。

犯罪的精神病者を收容する場所は、前記各國の例に就きて見れば多くは通常の精神病院(英國、伊太利、露西亞、和蘭刑法、獨逸、奧地利、瑞西改正草案)にして此等の各種精神病院にありては特に犯罪的精神病者に對して特種の設備即ち保護棟を設く、(ワキノ、ゲッテンゲン等)又或は當初より精神病院に移さず、單獨に此等犯罪的精神病者のみを收容する特種病院所謂中央院を有する國もあり(英國ブロードムア、及びタンダム等)、今之を我國に於て見るに、犯罪的精神病者を收容する場所は先づ現況にては大體公私立精神病院を以て之に充て、可なるが如し、又精

我國に於ける犯罪精神患者の現況

精神病院に在りても此等のものに對して特に其の取扱を他の普通病者と異にする程の必要もなきが如し、現に府下各公私立精神病院に於ては歐洲諸國に於けるもの、如く特に此等のもの、みを收容するの設備なく、此等を他の普通病者と等しく同一場所に收容し且同一様の取扱ひに委し居るも何等別段の支障を感ずることなし、從來唱へられたるが如く犯罪ありたる病者を犯罪なかりし病者と混同する時は他の無辜の病者又は家人に不快感を抱かしめ、又病院をして監獄觀あらしむとの非難の如きも、實際に於ては左まで顧慮する程の必要もなし、多くの場合犯罪ありたる病者は病院に入り來りたりとて病者の事故左程異様にも感せず、又中には同時に鎮靜平穩となりて可憐無辜の病者となるもの多く、又患者及び看護人等に於ても犯罪の有無又嘗て監獄にありたることなど全く知らずして濟み居る場合すらも多し、又此等の病者にして一時興奮躁暴状態の發作を呈するが如き場合ある時は應急處置として一時保護室に收容することを得るを以て、此等を普通病者と共に普通病室に置きても左まで危険を感ずることなし、然れ共往々例外として病院内には特に危険性病者の入り來ることありて、之等に對しては特種の取扱を講せざる可からざる必要あることは前節第三に於て詳述せし所なり、又退院に關しても亦、前記收容の場合と同様各國法典其の規定を異にす、西班牙刑法は刑事裁判所退院の時期を決定し、伊太利刑法は民事裁判之が決定

をなし、埃、瑞改正草案は裁判所之を命じ、獨改正草案は地方警察官署に之が權限を委す等の如し、こは獨改正草案の如く警察官署に委する方退院決定條件の調査、退院後の監視、保護斡旋等を爲す上に於て便益多きが如し。

#### 第四節 酒客に對する處置

抑も酒客なるものは假令輕重の差こそあれ、殆んど皆既に酒精の蓄積影響に因り所謂慢性酒精中毒症に罹患し居るものにして、従つて其精神及身體の上には夫れ／＼固有の酒精中毒性症狀を發呈し居るを常とし、中には已に重き所謂心神喪失程度の精神病患者さへ稀に見ることあり、假令然らざる迄も所謂心神耗弱程度の精神障礙者は決して尠しとせず、猶一時の酩酊感動外傷等の爲には一時的若くは持續的に強度の精神障礙即ち心神喪失状態を招致する場合も多し、されば酒客にして行爲の當時所謂心神喪失の状態中にありて不論罪若くは免訴せられたる場合、或は心神耗弱者として減刑せられたる場合に此等を無條件に釋放する丈けにしては豫防政策としては未だ充分ならず、必ずや一步進んで其必要あるものに對しては爾後絶対に飲酒するを禁止し、以て其の芟除を圖るの手段を講ずるを要す。

されば歐米先進國に於ては夙に此點に着眼し、酒客に對しては殊に周到なる注意を拂ひ、其必

慢性酒精  
中毒症

外國に於  
ける酒客  
の罪處置

要に應じて夫れ夫れ刑罰を科する外尙特種保安處分を科し、以て其の危險性に對して病根の芟除に努むると共に一面其の危險性に對して社會を防衛するの規定を立案するを見る。

例へば獨逸國改正刑法草案に於ては減弱責任能力者(酒客は之に屬する場合尠からず)にして社會的危險性ある者は處刑後之を公立治療及看護院に收容し(第七十三條)、又酒客にして酩酊の爲犯罪を爲し無能力の状態に在りたる理由により不論罪に付せられ、若くは二週間以上の禁錮又は拘留の刑を受けたる時は必要に應じ處刑後二ケ年以内酒客療院に收容する規定なるも、之れ比較的長期に亘るを以て自ら其の刑期間に於て疾病の治癒すべしとの趣旨に出でたるものならんか、次に埃地利國改正刑法草案に於いても亦減弱責任能力者にして危險性あるものは處刑後國立犯罪精神病院に收容し(第三十七條)、又酒客にして酩酊の爲犯罪をなし無能力状態に在りたる理由により不論罪に付せられ、若くは科刑せられたるときは處刑後國立犯罪精神病院に收容するの規定(第三十六條第二百四十三條)あり、尙瑞西國改正刑法草案に於ても亦減弱責任能力者にして公安に危險あるときは處刑を停止して之を治療及看護院に收容し(第十六條)、又酒客にして酒客たることに基因する犯罪ありて無能力の理由によりて不論罪に付せられ、若しくは禁錮の刑を受けたるときは治癒するに至る迄酒客療院に收容するの規定(第三十三條)あるを見る。

二四  
翻つて今我國の現行刑法を見るに酒客にして犯罪ありたる場合に於て前記立法例の如き何等保安處分に關し規定無きは不備の點にして、例へば心神耗弱程度にある酒客が一時の酩酊に驅られ心神喪失状態を招致して、殺人を爲したりとするも今日の場合無罪釋放する他に何等適當の方法なし、而して斯かるものは又焦眉の急に應ずる方法としては酒客及酩酊時の犯罪は一般に之を醫事鑑定に附し以て酒精中毒に因る精神障礙程度を判定せしめ精神障礙の著明なものは成るべく之を精神病院に收容して一面には飲酒の禁斷と共に病魔の治癒を圖ると共に他面には之を社會と隔離して無害の狀況に遷し置くを必要なる措置なりと思惟す。

#### 第五節 病的不良少年に對する處置

病的不良少年に對する處置  
不良少年には精神異常者少からざることは既に前述せし所なり(第八頁參照)、されば不良少年を取扱ふに當りて常によく其の個性を精密に鑑別し、苟も其不良性にして精神病的障礙に基因し居るを證するときは精神病學的治療法をも併せ施さざる可からず、感化院又は幼年監獄矯正院等には適當なる精神病専門醫をも亦常置するの必要あるは蓋之が爲なり、就中特種の病的兒童、破瓜病、癲癩、變質者等の如きは當初より感化院又は監獄に置くは不適當にして、速に之を精神病院に移すを以て可とするが如きものも在ることあり、尙夫の治療教育を要する低能兒に對しては

感化院及び監獄中に特種の教育機關を附課することも必要にして、之れには低能兒教育の經驗ある者及び精神病醫を以て其の任に當らしむるを可とす、我國の現狀に就ては此等の方面不備の點多し。

#### 第六節 監獄内に於ける精神病者の處置

監獄内には成るべく完備せる精神病室を附設するを最も得策とす、本邦の監獄に於けるこの種の施設は之を歐米諸國に比し遺憾ながら未だ劣る所多し、即ち前述せる如き英國に於ける中央院に相當するものは勿論無く、各監獄に附設せらるる精神病監の如きも甚だ不滿のもの如し、巢鴨監獄に於ては去る明治卅七年に於て特に精神病監を創設し、東京控訴院管下の各監獄の精神病患者を收容し常に平均廿名前後の患者現在し、先づ本邦に於ては模範的の監獄附屬精神病監なりしが數年前止むなき理由に依りて、此精神病監の廢止されたるは當時頗る愛惜に堪へざりしものなり、巢鴨監獄の如く宏大なる監獄にありて既に斯の如き狀況なるを以て見ても其他全國の各監獄に於ける狀況は推して知る可きなり、吾人は切めては少くも大規模の監獄に於ては完備せる精神病監の附設せらるる、日の速かに來らんことを切望して止まず、而して病監に於ては主として觀察を目的とし一定の觀察の後其豫後如何によりて成る可く普通の精神病院に移送するを可とす。

### 第三章 心神喪失及心神耗弱

#### 第一節 責任能力の意義

抑も犯人に對して刑罰を科する所以のものは一は犯人をして自己の行爲に對する責任を自覺せしめ以て改過遷善の實を擧ぐるに在ることは云ふ迄もなし、然れば刑罰を科するに際しては能く犯人各自の個性を斟酌しよ、科刑の目的に適したるや否やを考慮せざる可からず、而して刑罰を科するを適當なりとするには科刑の目的に副ふ丈けに成熟し且つ健全なる精神状態に在るを必要とすること云ふ迄もなし、此の成熟し且つ健全なる精神状態に在る者が特に所謂責任能力にして之に反して幼年者、精神病者の如きは之に刑罰を科するも其目的を達し得ざるの意味に於て責任無能力者となす。

舊刑法には是非を辨別せざるものを以て無能力となしたり、(第七十八條第八十條)然れ共實際に於ては是非辨別の有無のみを以て責任の有無を決するは妥當ならず、何となれば幼年者精神病者の中にも尙是非の辨別あるもの決して尠しとせざればなり。

減弱責任能力者

責任能力者  
責任無能力者

尙精神病の障礙には輕重の差等あり、茲に於て責任能力にも亦自ら責任無能力者と減弱責任能

力者との區別を設けたり、而して我國現行刑法第三十九條に所謂心神喪失者は責任無能力者又心神耗弱者は減弱責任能力者を云ふ。

#### 第二節 從前の法律と精神病

今遡つて從前の法律と精神病との關係を窺ふに古代の法律に於ては責任無きに刑罰を科し居たり、羅馬の神教法に於ては偶然の違法も故意に生じたる場合と同じく神の怒を招きたる者として償金せしめ、獨逸の國民法に於ても子孫が責任を承繼するの規定を設定し居たり、然るに漸次羅馬法も希臘の倫理學の影響を被むり、法律に違反する本人の意志に重きを置くに至り、往時の繼承責任の觀念は廢れ、今日の責任論の根據は形成さるゝに至れり、即ち古代羅馬法に於ては幼者 (Infans) 七歳未滿) を無罪とし、十四歳未滿 (Impubes) に在りては各場合に就きて犯意 (Dolus) を判定して審査し、二十五歳未滿 (Minoras) を減刑したり、獨逸の國民法に於ても少年の犯罪に對しては私約金 (Erfordens Geld) を科する事を免じたり、中世後半に於けるサクセンの法律も亦幼者には其の刑を加へざるを規定しカール五世の刑事裁判所法は其第六十四條に於て十四歳以下の少年犯人には特別の原因を存せざる限り、之に死刑を科せず、且つ又悪性甚しき者は年齢に拘らず處罰するの原則を定めたり、又同百七十九條に於ては少年犯罪者は一般に之を明法家の評議に委ね

幼者及び精神病者に對する從前の外國の法律

たり、普通法時代の法律に於ても亦幼年者の無罪たる事を維持す、近世に於ける立法の大多數は皆此の見解に倣へり。

次に精神病者に對しては羅馬法に於て已に明に癡呆・亂心・愚鈍・強激なる感動等は無能力の原因とせらる、酩酊中の行爲は過失を以て論せられ居たり、古代日耳曼法に於ても妄覺狂なる事を云ひ、ザクゼン法にては愚人及失神者を罰せずとの規定あり、シュワールペン法にては妄覺狂・癡呆・無意識を無能力の原因としたり、其後中世に至り、精神病は一つの罪業なりとの哲學的秘的の見解流布し、一時は非道苛酷なる取扱をなしたる時代ありたり。

然るに十七世紀に入りて犯罪の研究は漸く主觀的方面に重きを置くに至り、責任能力の觀念も亦漸く確立するに至る。然れ共理論と實際とは尙ほ調和を缺きカントの如きは著書人類學（一七九八年）に於て犯罪人の精神状態は醫家に非ずして哲學者之が鑑定をなす可きを唱導し居れり、彼のピネル及びエスキロールの如き精神病學の泰斗すら尙ほ此の點に於ては左迄の感化を及ぼすを得ざりしなり。

十九世紀に入りてガルは頭腦局在説を説き顛顛部に殺人中樞ありとの臆説を樹て、犯罪の精神病學的及び社會的防衛を唱へグロマン（一八六五年）及リチャード（一八三五年）ニコルソン、ト

ムソン等によりて初めて悖德狂の學説起り、此の期に於ては已に獨逸聯邦の法曹に於ても、殆んど皆精神病の無能力及減弱責任能力の觀念を容れたり。

輒近に至りて犯罪人の人類學的研究大に勃興し（ロンブロー）犯罪人に對する處遇法は面目を一新し其個性に適應して刑罰其他處分法を講ずるに至れり。

以上は外國に於ける沿革の大勢なるも、今之を我邦に於て見るに已に遠く大寶律令に於ても老者及び癡疾者は不論罪若くは減刑に付せり、之に倣ひ徳川時代に入りては寛保二年四月、世に所謂「御定書百ヶ條」を制定し、亂心愚昧者は重罪を犯せるものは之を處罰せし例ある外、多くは其罪を論せず、又は幼者の犯罪は大人に比すれば其罪を輕減し、酒狂の上の犯罪に限り之を處罰するの規定を設けたり。

明治維新に入り、新律綱領（三年十二月）に於ては、老者幼者の罪は之を不論に付し若くは減刑し、癡癲者に關しては殺人犯に對して終身鎖鑰を命じ、二人以上を殺したる者は絞罪に處したり又注意す可きは癡癲を假りて殺人を犯せるものは謀殺を以て論じ、所謂伴病の責任を明にしたることなり、次に改正律令（六年三月）出で、同様老少癡疾者に收贖を免るし、又癡癲人の殺傷罪を過失收贖を以て處斷したり、舊刑法（十三年）に於ては幼年者及び精神病者の責任能力の觀念一

層明となり、幼者に對しては減弱責任能力を認め精神病に對しては能力有無一に歸せしめたり、現行法(四十一年十月)に於ては之に反して幼年者に對しては有無一となし、精神病者に對しては減弱責任能力を認めたり。

第三節 心神喪失及心神耗弱の内容

参照、歐州各國の刑法典に於ける責任無能力者及減弱責任能力者に關する條項。

那威刑法、行爲當時に於て精神能力の發育制止若くは薄弱又は病的障礙の爲に行爲の本態及び違法なることを理解し得ざりし場合、又之等の理由若くは強制急迫なる危険又は特種の精神状態によりて自己の行爲を制し得ざりし場合は犯罪成立せず。(第四十四條)

伊太利刑法、行爲の當時精神病の爲意識若くは行爲の自由を喪失せるものは罰せず(第四十六條)露西亞刑法、無責任の原因は癡呆 錯亂及疾病發作の爲狂態又は無意識状態を招致せる場合に存す。(第九十二條)

佛蘭西刑法、行爲の當時精神病の状態にありたるものは罰せず。(第六十四條)

英蘭土及愛蘭土刑法、精神薄弱及び精神病の爲行爲の本質を識別し得ざりしもの、若くは行爲の法律道義に違反せることを知り得ざりしもの、若くは自由なる意志決定をなし得ざりしもの

外國法律に於ける責任無能力及減弱者の責任の規定

は罰せず。(第二百二十七條)

瑞西刑法改正草案、行爲の當時精神病若くは癡呆又は無意識なりしものは罰せず。(第十一條) 奧地利刑法、次の場合には犯罪成立せず、(一)理性の使用を喪失せる場合、(二)間歇性精神錯亂に於ては行爲當時錯亂状態にありし場合、(三)犯意に出でざる泥酔又は他の精神錯亂により無意識になしたる場合。(第二條)

同改正草案、行爲當時精神障礙 精神薄弱若くは意識障礙の爲に行爲の不正を辨識し得ず、且つ其の認識に適應して意志を決定するを得ざりし場合は罰せず。(第三條)

獨逸刑法、行爲の當時無意識若くは精神能力の病的障礙の状態にありて自由なる意思決定を喪失せるものは罰せず。(第五十一條)

同改正草案、行爲の當時精神病癡呆若くは無意識にあり爲めに自由なる意思決定の喪失せるものは罰せず。(第六十三條)

丁抹刑法、伊太利刑法も亦精神状態にして無能力の程度ならざるも甚しく減弱せる場合は減刑し、那威刑法草案は無能力條件が輕き程度の場合に減刑し、又瑞典刑法は身體又は精神病、老耄又は自己に責任なき錯亂によりて理性の貧弱せるものは減刑すとなす、瑞西刑法草案は精神



健康若くは意識が單に障礙を受け若くは精神が不全發育の場合には判事は自由に減刑することを得、墮地利刑法は二十歳以下にして理解力減弱せるものは減刑理由とせり、又同刑法草案には辨識能力又は意思決定能力を有する場合に於ても持續的病的状態により之等能力の著しく薄弱となれるものは減刑するの規定となし、獨逸刑法草案には自由なる意思決定が減弱せる場合は過失の罪を以て罰するの規定となしたり、以上孰れも其本旨は輕度の精神障礙を以て減弱責任能力の要件となす點に於ては一致するを見る。

我國現行刑法第三十九條第一項には心神喪失者の行爲は罰せず、又同條第二項には心神耗弱者の行爲は減刑すとの規定あり、此等心神喪失並に心神耗弱とは醫學上頗る難解の字句にして其意義明瞭ならざるの嫌ひあるも心神喪失は強度の精神障礙の謂ひにして責任無能力程度を意味し又心神耗弱は輕度の精神障礙の謂にして減弱責任能力程度を意味するものと謂ふ可し。

第一 心神喪失者

通常心神喪失者に屬するものは、一、精神病、二、重き精神薄弱(白癡及重き癡愚)三、無意識状態とす、茲に精神病者と云ふは極めて狹義の意味に於ける精神病即ち現今通常唱へ居らるゝ定型的精神病のことなり、換言すれば夫の所謂精神中間者の如きは廣義の意味に於ては精神病と云

我國刑法に於ける責任能力及責任の減弱者の責任能力規定

心神喪失者即ち責任無能力者

はるゝも其れは特別の場合を除くの外之に屬せざるものとす、而して通常多く見る精神病者の種類は左記の如きものなり。

- 一、早發性癡呆
- 二、躁鬱病
- 三、麻痺性癡呆
- 四、癲癇性精神病
- 五、ヒステリー性精神病
- 六、變質性精神病
- 七、老耄性精神病
- 八、偏執病
- 九、中毒性精神病
- 一〇、腦脊髓病性精神病等

此等精神病は只精神病たることの診斷を以て足り、病勢の輕重、症候の多寡には毫も關係せざるべきなり、例へば早發性癡呆の初期に於ては通常症狀未だ輕く智力の如きも比較的良好に存す

るものなり、既に臨床上確定診断を得たる以上は固より心神喪失者と認むべきものとす、而して白癡は勿論重き程度の癡愚は通常心神喪失者に該當する場合多し。

次に無意識状態とは全然意識の喪失(睡眠、昏睡、泥酔等の如き)のみを言ふにあらず、強度の病的意識濁濁状態(朦朧状態、病的酩酊、病的感動の如き)も亦之に包括さる可き場合あり、實際に於ても眞の無意識状態にありては精神作用全く缺如し、却つて行爲はなし得ざることは明なり、(但し不作爲犯は此の限りにあらず)。

強度の意識障礙に於ては多くの場合行爲に不自然あり、又後に至りて當時の記憶追想を缺如するものなるも、中には其行爲恰も常態意識者の如くに整然秩序あることあり、又追想も可なり良く存することもあり、されば單行爲の態容若くは追想の有無を以てのみ意識障礙の有無及び其程度を律すべきものにあらずして、深く其意識障礙中に於ける諸種の精神病的症狀を檢査した後之を決せざる可からず。

往々無意識状態を招致することあるは通常左の場合に多し。

- 一、癲癇性朦朧状態
- 二、ヒステリー性朦朧状態

- 三、病的酩酊
- 四、病的感動
- 五、睡眠障礙(夢遊症、睡眠酩酊)
- 六、分娩時病的意識障礙
- 七、泥酔
- 八、催眠状態等

第二 心神耗弱者

心神耗弱者に屬するものは精神障礙にして前記心神喪失程度迄に至らざる程度のものにして即ち所謂精神中間者は通常之に屬するものなり、尙普通に多く見る心神耗弱者の種類を列記すれば左の如し。

- 一、軽度の癡愚及魯鈍者
- 二、癲癇性異常氣質者
- 三、ヒステリー性異常氣質者
- 四、變質者(神經質者、精神病的人格者)

心神耗弱者即ち減弱責任能力者

- 五、重き神経衰弱者(殊に酩酊及び感動)
  - 六、慢性酒精中毒者
  - 七、慢性モルヒネ中毒者
  - 八、精神病の寛解期、各發作の間歇時
  - 九、軽度の意識障礙(催眠状態、月經時、妊娠時、分娩時等に見ることあり)
- 注意すべき者は普通程度の酩酊又は感動等も亦嚴密に云はゞ多少の意識障礙を呈するを免れずと雖實際に於ては酩酊は通常自己に責任あるものとの理由等あり、又感動も酌量減刑せらるるに止まり、之を耗弱者として減刑せざるを常とす。
- 次に注意すべきは心神耗弱者殊に癲癇、ヒステリー、變質者の如きは往々酩酊、感動、外傷(腦震蕩)暑熱等に際して異常強激なる反應を呈し、一時的精神病、又は病的酩酊又は病的感動其他の強度の意識障礙等を呈し、所謂一時的無能力状態を惹起すること少からざるを以てよく個々の場合につき深く其既往症並に行爲前後の精神状態を精査し其責任能力の判定を下さざる可からず。
- 勿論上記心神喪失及耗弱状態は行爲當時に於て存在するを必要とす、即ち行爲後に於て無能力状態を惹起したる場合は只審理若くは處刑上に影響を及ぼすに止まり犯罪の成否には別段の關係

生ぜざるものとす。又故意に無能力状態を招致し依りて犯行の目的を達せし場合は其責任を問ふべきものなり。例へば故意に泥酔を招き其状態中に當初の犯意を遂行したるが如き場合之なり。

### 第四章 精神病の鑑別

#### 第一節 精神の病否

精神の病否を鑑別することは蓋實際上簡易の業にあらず、抑も一定の繩尺標準を求め難き精神作用に就き其の健康と云ひ疾病と云ふも畢竟程度的のものにして兩者の間には尙多くの移行状態存し、健否の間に截然たる境界線を劃することは到底不可能なるは言を俟たずして明なり、且又精神病の兆候たるや平素の精神生活現象と全然懸絶せる新規の現象の顯出するに非ずして、只其の能力の消長盛衰若くは錯誤を呈するに他ならず、従つて精神病と精神健康との間には實質上の差異あるものには非ざるなり。

今或人が精神病者なるや否やを鑑別せんとするに當りては、其の者が現に著明なる精神病的状態を呈する場合に於ては何人も容易に其の精神病者なることを鑑別して誤らざるものなり、例へば非常に興奮し怒號踏舞し、人物毆打、器物破壊等の如き躁暴状態を呈するもの、或は異常に沈鬱悲觀し、罪業妄想、心氣妄想等を抱きて苦悶懊惱し終には自殺せんとするもの、又或は生來著しく教智劣等にして談話の理解も困難にて、到底普通の生活を営むこと能はざるが如きもの等に

著明なる精神病者

著明ならざる精神病者

接する時は誰しも其等のものは已に著明なる精神病者癡呆者又は白癡者なることを鑑別して誤りなからん、之に反して外觀至極平穩にして教智の衰弱も著しからず、普通の談話及び作業等には未だ大なる誤謬異常を呈せず、而も其の心裡には種々の幻覺、又は妄想等を抱き居る者、其の他單に主として感情に異常を呈するもの、悖德症の著しきもの、猥褻癖あるもの等に至りては或程度の異常は之を認め得るとしても経歴の調査、一定期間の觀察及び身神状態の診査を俟たずしては其の鑑別容易ならざる場合尠からず。

#### 第二節 精神病者の状態別

精神病者(白癡を含む)は其の病氣の種類又は時期に應じて種々なる状態を呈するものなるも今通常是等のものの呈示する状態並に其の徴候は左の如し。

興奮状態

一 興奮状態 強度の興奮状態は所謂躁暴状態を呈し、言語舉動錯亂するものなるも其の軽度のものには不安、多辯にして舉動落付かざる位の程度のものもあり、而して此等のものには濫りに戶外徘徊をなし、盜癖或は弄火癖を有し殊に僅微の動機に因り、或は何等の原因無くして、感情激變しこれが爲め人と喧嘩争闘し、又は他に危害を加へ或は突然動機不明の暴行、殺傷、放火等の兇行を敢てし又は禁裏若くは他人の邸宅に立ち入り、或は絶えず官廳を歴訪し又は名士顯官乃

至官衙等に信書を濫發して哀願強請等をなし或は政治又は神佛に惑溺熱狂し家事業務を放擲し、終には資産を蕩盡し、又或は酒色に耽溺し、酒癖悪しく、酔へば亂暴狼藉の癖を有し、又或は病的猥褻破倫の行爲をなす等のもの多し、興奮状態は躁揚病、緊張病、痲痺性癡呆、癲癇等に屢々觀る。

沈鬱状態

二 沈鬱状態 沈鬱状態を呈するものには感情極度に抑鬱し或は心痛、煩悶、厭世、悲觀の言を發し、時に自他殺の念を懷き、又はこれを企圖するが如き行爲を敢てし、或は沈黙閉居多く語らず或は自己の家人より虐待せらるゝ又自己は恐しき重罪を犯せりなどの妄想を懷き謝罪懺悔涕泣するが如き者多し、沈鬱状態は憂鬱病、早發性癡呆、痲痺性癡呆等の初期、又は神經衰弱、ヒステリー、癲癇等に觀る。

妄想

三 妄想 妄想を主徴候として有する病者は比較的意識明晰にして一見精神病者たるの狀を呈せざるに拘らず、其の心裡には或種の妄想を有するものなり、例へば自己は巨萬の富を有し、又は偉大の才能を有すと考へ(誇大妄想)或は他人より迫害せらるゝ、又毒殺せらると云ひ、或は遠隔の地より電氣を掛けらるゝ、警察より睨まらるゝ、探偵に追跡せらるゝと考へ(被害妄想)又或は妻に不義あり(嫉妬妄想)或は己が身體には神佛乗り遷り狐狸憑き居るなどの思考を懷く(憑依妄想)等の如等に現る。

癡呆状態

し、妄想は偏執病、妄想性癡呆、痲痺性癡呆、躁鬱病等に屢々現る。

四 癡呆状態 癡呆状態は生來の白癡又は經過久しき不治の精神病の末期に認めらるゝ、叙智薄弱状態にして此の種のものには理解力不能となり、言語錯亂し、趣味感興湧かず、多くは茫然盤居して人と交らず、甚しきは己が姓名年齢すら忘却し、只故なく諸所を浮浪徘徊し連絡なき獨語を低唱し、時に空笑するが如きもの多し、癡呆状態は白癡、早發性癡呆、痲痺性癡呆、老耄性癡呆等に現る。

第三節 精神病の診査法式

精神病診査は通常次の順序に之を行ふ。

遺傳の調査

一 遺傳の調査 遺傳關係を調査するに際しては本人の父母、祖父母、曾祖父母、子孫、兄弟、姉妹、從兄弟、再從兄弟等に至る迄成る可く殘る限なく精細に調査するを要す、而して遺傳的疾患としては管に精神病のみならず、白癡、低能、腦病、卒中、脊髓病、癲癇、ヒステリー、舞蹈病、神經衰弱、偏頭痛、神經痛、異常氣質、大酒家、自殺、偏屈、懷鄉病、浪費者、犯罪者、聾啞、不具畸形、梅毒、結核、腺病等をも洩れなく之を調査し、若し是等の疾病に罹れるものを見出せる時は其の發病の時期、原因、種類、經過、持續、轉歸等の仔細に亘りて聞き糺す可し。

多くの病者は自らも亦能く己が遺傳歴を知悉し居りて陳述するものなるも、或場合には親族故舊に依つて初めて事實を闡明ならしむるを得る場合もあり、中には故意に遺傳を隠蔽し又反對に濃厚なる遺傳を捏造して陳述する場合もあれば注意を要す。

二 既往の調査 先づ本人の胎生期、小兒期、破瓜期、成年期、經過期、老人期等に於ける各期に於ける著明なる身心の變化ありしや否やを調査し、殊に胎生期に於ける父母の大酒、微毒、精神苦慮、出産時の難易、小兒期の腦病、熱病、痙攣發作、智力發育狀態、夜驚、遺尿、破瓜期の色情發動の模様、月經時、妊娠及び分娩時の模様、其の他一般氣質性行、才能、嗜好、奇癖、飲酒、微毒、外傷(腦震盪)等の關係に就き詳細調査するを要す、是等の事歴は通常親族知己を介して聴取するものとす、又小學校時代の學業成績の如きは當該學校に照會するを良しとす、既往に於ける疾病殊に精神病發作等ありし時は、其の病狀は精細に調査し現在のものと同一症狀なるや否やを比較すべし、癲癇の痙攣發作にして稀に且つ夜間に起るが如き場合には容易に周圍の者にも氣付かれざるを以て餘程注意して周密なる調査を爲さるべからず、余は嘗て原籍住所等一切不明の犯罪者の精神狀態の鑑定を命せられしが診査の結果、癲癇の疑を抱き如何にもして痙攣の事實を發見せんと思ひしも本人は其の事實を陳べす他に何等の參考に資すべき材料も無く頗る

## 既往の調査

發病後の  
病歴

當惑せしが種々苦心して嘗て本人が少しでも緣故ありたる方面を隈なく調査し居る中圖らずも、本人は二年前某醫師に懸かりたることありとの事實を聞きければ直に其の醫師に就きて聞き糺せし處果して當時二回痙攣發作にて治療せしことありし旨の回答を得たることあり。

次に發病以來の症狀及び經過を詳細聴取するを要す、即ち發病は急性なりしや、慢性なりしや、如何なる前驅症狀ありしや、疾病の顯著となりし狀況は如何、發病後の病勢經過は進行性なりしや、發作性なりしや、停止性なりしや、如何なる症狀徵候(妄覺又は妄想、興奮、抑鬱、自殺企圖、危害行爲等)を呈せしや、等に就きても詳しく聴き糺す可し。

三 現在證の診査 精神的現在症候、姿態、立居振舞、顔貌、談話、指南力、病識、注意、記憶、智識、計算、妄覺、妄想、觀念聯合、感情、意志等に就きて精査す。

身體的現在證候、體長、體重、體格榮養、外傷痕、文身、變質畸形、感覺機能、運動機能、反射機能(瞳孔反應、腱反射等)胸腹其の他諸器、生殖器、分泌排泄狀態(腦脊髓液、血液、唾液、尿、大便)等に就きて診査し、且つ頭部の測定をも爲す可し。

精神病者殊に緊張病者又は妄想性癡呆者の如きは一は拒絕症の爲め他は妄想の爲めに往々診察を拒み應答を肯せざる場合あり、斯かる時は問診不可能に終り已むなく望診のみにて濟まさざる

現在證の  
診査

を得ざる場合あらんも、而も少しく経験を積まば能く其の舉動姿態のみを見たる丈にて既に大概は其の疾病の種類並に程度を診定し得るものあり。

四四

#### 第四節 佯病及匿病

##### 第一 佯病

犯罪人殊に累犯者には罪を免れんが爲めに精神病を伴るもの稀にあり、殊に多少精神病の智識あるもの例へば醫師、看護人又は嘗て精神病者に親しく接し居たるもの等に多し、俳優にして巧に佯病せるものありたることあり、併し佯病は通常世人が想像する程に多く遭遇するものにはあらず、何となれば精神病を巧に伴ふことは實際通常考へらるゝ程容易なる業にあらざればなり、況や精神病に關する何等の智識経験なきものが専門醫の面前に於て能く伴るに於てをや、精神病學上の經驗に徴せば佯病者は往々已に當初より一定の精神異常者なる場合尠からず、即ち此場合は佯病が一個の症候とも見得るものなり、殊にヒステリー又は變質者等に佯病を見ることが稀ならず而して此等の佯病は後には終に眞に病的症候となり了るが如き場合すら屢々見る所なり。

クレペリンは佯病は健全者よりも却つて異常者即ち緊張病者、變質者、精神薄弱者、ヒステリー等に多しと云ひ、又同氏の嘗て佯病と鑑定せるものにして後年に及びて癡呆となりたるもの少

からざりしを見たりとの報告をなし居れり、余も或警察署に於て憤怒暴行の極巡查の佩劍を抜きて二巡查に重軽傷を負はせたるものが引き続き二三日間興奮躁暴状態を呈し頗る佯病の疑ひあらしめたるも、觀察の結果は癲癇病者なるを知りたり、又最近窃盜累犯者が捕へられてより突然無言緘黙を守り如何にも佯病の疑ひありしが診査の結果變質性精神病者なることを知り得たり。是に由りて之を觀れば、監獄若くは警察署留置場等に在りて突然諸多の精神病的状態を呈し其れが佯病の疑ある場合に於ても、直に以て之を佯病なりと速斷するが如きは宜しからず、尙必ず毎に其の一般精神状態を深く診査し精神異常者なるや否やを究むること必要なり。

##### 一 通常佯病者が演ずる病的状態

イ 躁暴状態 犯人が捕縛され收監せられたる時に往々この状態を伴ふことあり、狂暴錯亂を呈し、大聲怒號し、跳躍踴踏し、器物、窓硝子等を破壊し、裸體となり、醜態を演じ、大小便を手にするが如き舉動あり。

□ 癲癇發作 癲癇發作は其眞偽の鑑別困難なることあり、何となれば診斷上重要な症候、例へば瞳孔強直の如きは實際の癲癇發作の場合にても只一過性に發呈し、忽ち消失するが如きことあればなり、宜しく此の場合に於ては、既往症を嚴密に調査し、或は一定期間の觀察を遂げ、又

必要によりては酒精試験(後に述ぶ)を施す等の手段によりて看破すべし、ヒユブネルは一賣笑婦が警察に引致せらるゝ毎に街路にて癲癇發作を伴作し、群集の娯集するに乗じて逃走なすを常としたる實例を報告し居れり。

ハ 聾啞 クラフトエビングは一男子の半ケ年に亘り聾啞を伴れる一例を報告し居れり。

ニ 緘黙不動 可なり長日月に亘りて無言緘黙を守り問へ共答へず、食事を拒み、大小便を垂れ流す、甚だしきに至りては大小便を嚙下するが如きものも亦往々見る所なり。

ホ 拒食 可なり長時間に亘りて食事を拒むものあり、然れ共こは到底永く堪え得らるべきものにあらざるは明かにして、飢餓に迫りて伴狂の假面を脱ぎし實例は尠からず。

ヘ 不眠症 之れ亦長時間に亘りて伴することは到底不可能なり、然れども斯るものは巧に監視の目を欺きて晝間睡眠をなすものあれば注意を要す。

ト 愚鈍状態 顔貌 舉動、愚鈍の状を装ひ、簡單なる訊問に對してすら故意に迂愚なる答へをなす、此の場合も巧妙なる問題を科して之を檢し、又既往歴の嚴密なる調査は伴狂看破の補助たることを得べし、尙ほ酒精試験も亦奇功を奏することあり。

チ 意識喪失 行爲者は行爲の當時全然無意識状態に在り、當時のことに就ては何等の記憶追

想なしと云ふ、而して斯る状態は實際に於ては癲癇、ヒステリーの朦朧状態に往々見る所なるも此等の場合には夫れ〱他の固有なる精神身體徵候備るを以て容易に鑑別することを得べし、只極めて稀に(ヒユブネルは九ケ年間只二例を見たりと云へり)癲癇の發病初期に當る場合は既往症に頼るべき無く、從つて容易に伴病と誤らるゝことありと云はるゝ酒精酩酊中の意識喪失も亦往々誇張せらるゝことあり、此場合には平素の酩酊状態如何を斟酌し、又必要によりて酒精試験を行ひて意識状態を判定すべし。

リ 記憶障礙(健忘) 神經衰弱又は腦疾患者には往々記憶不良となることあれば鑑別を要す、又重要なことを健忘し之に反して不必要な枝葉に亘れること記憶し居るが如きは伴病の疑ひを深くす。

又 妄想 妄想の伴作は稀有なるべきも、精神病の智識經驗あるものゝ中には之を伴るもの無しとも限らず、勿論多くの精神病に於ては只單に妄想のみの症狀に止らず、他にも亦一定の症候の併存するものなれば此等を綜合斟酌して果して妄想なるや否やを診定するを要す。

ル 幻覺 之れ亦單に孤立して發生することは稀にして通常一定の精神病の症候として現るゝものなるを以て他に夫れ〱固有の症候あるのみならず、其の舉動精密に觀察するときには容易に



眞偽判明すべし。

ヲ 鬱憂状態 之も亦單獨に發することなし、他の固有の症状を伴ふことによりて鑑別せらるべし。

## 二 伴病看破法

伴病は前述の如く普通考へらるゝよりも困難の業にして全然精神病の知識なくして到底よく系統的に伴病を敢てすることは寧ろ不可能なり、即ち一定の病型には一定の症候群の備るあり一定の経過もありて、決して矛盾抵觸するを容さざるものなり、されば假令一二の症候はよく之を伴るを得たりとするも、其疾風に固有なる病状全體を伴ふことは極めて困難若くは不可能なり、されば伴病者の多くは只單に不自然、出放題の躁暴錯亂状を見せ放尿脱糞又は食糞の如き不潔の行為を爲して、如何にも狂態を演じて眞の狂人らしく見せんと努むと雖、之れを専門醫より一見すれば忽ち其眞偽は看破され得べし、殊に其身體的症候(反射運動、脉搏)等の如き症候は到底之を伴り了せるものに非ざるなり。

以上述ぶる所によりて見れば上記せる種々の精神病的状態を伴る場合の如きも或程度迄は容易に看破することを得、即ち躁暴状態を装はんとせば一時は伴られざるにも非ざるも、意志は忽ち

痲痺困憊して到底夫の眞の狂人の如くに數日數週に亘りて躁暴錯亂状態を續けて、而も此の疲勞だに呈せざるに比すべくもあらず、されば伴病者は時々監視の目を偷みて躁暴を中止し、身體疲勞の休養恢復を圖らざる可からず、又躁暴中にも自ら用意警戒しつゝある様子を看取せらるゝが如きことあり、又鬱憂状態を装はんとせば之に随伴する深甚なる心痛苦悶、精神的感覺脱失等を伴ふこと難く、又感情と不相應なる妄想を伴るが如きことあり、癡呆状態又は昏迷状態を伴る場合にも、感情の鈍麻及び之に相應せる顔貌及び姿態を伴ふことは困難なるのみならず、尙本人がよく外界を認識し、刺戟に反應し居ることを看破し得ることあり。

尙伴病看破に際しては一定期間に亘り嚴密なる觀察をなすことも必要なり、或場合には故意に監視者を遠ざけ密かに不用意の裡に於ける嫌疑者の動作言語を注意することも亦必要なり、又場合によりては次の如き特種の方法手段を試むるの必要あるべし。

イ 夜間診問法(ヒュブネル) 本法は専ら無言昏迷の伴病者に應用せらるゝものにして、初め嫌疑者に對して伴病等のことに就きては何事も云はずして數日間只靜かに觀察を下して油斷を興へ、突然夜間睡眠中より起し診問を試む大概は發言し初むるものなりと云ふ。

ロ 暗示法 嫌疑者の側に數人の醫師立ち合ひて互に其病状に就き討議研究し、本症には尙ほ

斯くの如き症候の缺如し居る等の談話をなし置きて一兩日の後再び診査するときは其云はれたる通りに症候を伴るに至る如きことありと云ふ。

ハ 説得法 嫌疑者に對し、汝若し精神病者と判定せば刑罰は免除さるゝならんも直に精神病院に收容さるるものにつき、さすれば監獄とは違ひ、無期限にて置かるゝやも知れず却つて汝の爲に不利益ならん等の話をなすときは、輕き罪を犯せるもの、如きは案外佯病を告白するが如きことあり、眞の精神病者は斯る話を聞くも何等感應を呈せざるを普通とす。

ニ 威嚇法 嫌疑者を醫師の研究會又は講習會の如き場所に連れ出し、其の面前にて本例は伴狂の疑ひあるものなれば諸君精密に觀察を遂げられたしなど云ふときは、多くは羞恥の爲に假面を脱ぐに至ることありと云ふ。

ホ 酒精試験 本法は嫌疑者に試験的に酒精を飲まして精神上の反應如何を検するにあり、即ち斯くして或は精神愚鈍を伴る者を看破することを得、本試験は又同時に故意に酩酊状態を招致せしめて以て犯行當時の酩酊状態の狀況を推知するの一助となすことを得るものなり。

## 第二 匿 病

匿病とは精神病を隠匿することを云ふ、殊に妄想患者及鬱愛患者等に多く見る所なり、例へば

### 妄想隠匿

不利益と見れば牢固たる妄想を數年に亘りて隠匿するものさへあることあり、某三十歳の女は嫉妬妄想より妄想上の姦婦を絞殺したるも捕縛せられて以來警察にても裁判所にても、巧に嫉妬妄想を隠匿したり。

又先年直訴をなしたる妄想患者林清介の如きも約一ヶ月間木賃宿に宿泊し居たりしは、舉止談話先づ尋常にして周圍のものにも妄想など存する狂人とは更に氣付かざりしと云ふ。

### 鬱愛隠匿

尙ほ鬱愛患者にして外見平氣快調を装ひ看視者に油斷を與へて自殺を遂行するが如きことも往々遭遇する所なり、然れ共匿病も亦佯病と同じく實際には容易になし得るものにあらず、一二の徴候は之をよく隠匿し得るにもせよ、病狀全體をよく隠匿することは頗る困難なり、妄想患者の如きも熟練せる醫師數時間對話を試むるときは、大抵は其を看破し得るものなり、尙判定困難なる場合は患者を特別の一室に收容し置きて油斷を與ふる時は多くは幻聽に對して答へ、又は幻聲の方面を注視するが如き特異の舉姿を暴露するが如きことあり、其の他病者の所持する文書信書等は大切なる根據となることあれば注意するを要す。

## 第五節 變質徴候

精神病患者及び精神中間者の身體殊に頭蓋骨、齒牙、眼、鼻、耳殼、皮膚及び生殖器等に於ては

往々生來性形態的異常を見ることは熟知の事實なり、從來變質徵候と名づけられたるもの即ち之なり。

五二

小兒型體格



十二歳の白癩に傍て立つる同年看護婦

(醫學士 池田隆徳 所藏)

抑も變質徵候とは本來は遺傳變質に基づきて發生せる身體異形を云ひしものなるも、爾來この名稱は廣き範圍に用ひられ遺傳變質に基づける形態異常は勿論其の他胎生時若くは出生後間も無

き時に於ける病症の爲に生起せる發育障礙による形態異常の如きものすらも亦之に包含せられ居るものゝ如し。今通常變質徵候として注意せらるゝ種類を列擧すれば左の如し。

一、全身

侏儒

巨大身體

異性體格

左右不均

二、軀幹

脊柱彎曲

脊椎骨の數の異常

漏斗形胸

翼狀肩胛

脱腸

脊椎破裂

第十肋骨遊離

斜頸

三、四肢

生來性脱臼

多指(趾)

先天性指(趾)癒着

第五指末節生來性伸展不全

扁平足

四、頭部

水頭

小顱

長顱

斜顱

短顱

塔顱

後頭隆起

後頭削殺

半月狀線の異常隆起

「ラムダ」縫合前部の凹陷

前頭骨上眉弓の異常肥厚

毛色異常

毛渦多數

五、顔面

下顎突出

上顎突出

顔面と頭顱との不均等

先天性下顎缺損

前額削殺

前額突出  
顴骨突出  
左右不均

六、眼

眼球の先天性缺如  
生來盲  
眼球極小  
眼裂の斜傾  
内眥贅皮  
眼瞼缺損  
老人環の早發  
虹彩缺損  
虹彩着色の左右不同  
虹彩斑紋

卵圓形瞳孔

瞳孔の邊在

七、鼻

鼻中隔異狀傾曲  
鼻梁の異常低沒  
鞍鼻

八、耳

小耳殼  
大耳殼  
耳殼左右不均  
耳輪缺損

モーレル氏耳(耳輪上部の烈しく折れ曲れるもの)

ダルキン氏耳(耳輪縁に結節あるもの)

キルデルムート氏耳(前耳輪の後耳輪に比し著しく高きもの)

上編 緒論 第四章 精神病の鑑別 變質徴候

つえるこびてくす耳(耳輪上部の尖れるもの)

立耳

前耳輪脚彎曲

前耳輪脚多数

耳輪窩狭小

耳垂頰部密着

前耳輪の一部又は全部缺損

九、口

過大

過小

口唇肥厚

兔唇

口蓋隆起

口蓋乃至懸壅垂の分裂

十、生殖器

齒列不正

齒 不 列 整



(藏所德隆田池 士學醫)

零九微小  
零九缺損

上編 緒論 第四章 精神病の鑑別 變質徴候

- 尿道破裂
- 精系靜脈腫
- 半陰陽
- 無毛
- 毛色異常
- 包皮
- 十一、皮膚
- 副乳(多數乳房)
- 男子乳房
- 産毛殘存
- 多生頭髮
- 婦人髭
- 兩側眉毛联接
- 包素缺損

變質徵候  
の診察的  
價値

犯罪人定  
型説

少年犯罪  
者に於ける  
變質徵候

生來性禿頭

多毛

母斑

變質徵候の診斷的價値に就いては未だ所説定らず、勿論此等は決して精神病者に特有のものにはあらず、即ち反對に精神尋常者にして變質徵候を有するものも亦尠からざることには熟知の事實なり、然れども前述の如く此等變質徵候は精神病者及精神中間者には精神尋常者よりも遙に數多く存在するものなることは諸家の同様唱導し居る所なり、されば若し此等の徵候にして同一人多數且つ顯著に存在する場合は多少重要視して可なるが如し。

嘗ては夫のロンブローが犯罪人定型説を唱へ犯罪人には身體上にも亦夫れ／＼特徴を備ふるものなりと云ひしは畢竟一部は此變質徵候を指したるものに他ならず、然れども今日に於ては犯罪人には身體上一定の特徴ありとは認められざるも、彼等に身體的變質徵候多きことは之亦諸家の唱ふる所にして、換言すれば彼等の中には一面に精神異常者の多きことを語り居るものといふべし。

小田原分監獄に於ける少年犯罪者百七十人に就き調査の結果に見るも變質徵候を有するもの百

四十三人(八四・二%)の多きに出で、其種別は異常型頭蓋のもの三十三人、頭形左右不同のもの三十五人、顔面左右不同のもの十二人、顎面突出及齒列不整のもの十六人、耳殻形状異常のもの十九人、指趾形態異常のもの六人、鼻形異常のもの六人、包皮弛緩陰莖小兒的のもの十二人、扁平足のもの八人なりしと云ふ(藤本氏日本犯罪學會年報第四卷)、余は又四十八人の男子犯罪人及び四十三人の男子正常人の頭蓋骨に就き其の形態異常を比較調査し、次表の如き結果を得たり。

形態異常	犯罪人	正常人
左右不均	一一(二五・〇%)	三(六・九%)
前頭突出	一一(四・二%)	—
後頭突出	一〇(二〇・八%)	三(六・九%)
前額急斜	八(一六・七%)	五(一〇・六%)
眉弓強大	八(一六・七%)	四(九・三%)
上眼窩椽強大	五(一〇・四%)	—
前頭骨内椽強大	九(一八・八%)	四(九・三%)
前頭骨質強大	—	一(二・三%)
中央後頭窩	四(八・三%)	三(六・九%)

後頭外結節強突	三(六・三%)	二(四・六%)
上項線隆起	六(一二・五%)	三(六・九%)
口蓋隆起	—	一(二・三%)
齒列不整	四(八・三%)	二(四・六%)
縫合骨	一三(二七・一%)	六(一三・九%)
前頭骨正中縫合	一(二・一%)	一(二・三%)
インカマイン	一(二・一%)	一(二・三%)
顔面偏傾	一(二・一%)	—
第一頸椎癒着	一(二・一%)	—
頭蓋骨著厚	六(一二・五%)	二(四・六%)
同著薄	一(二・一%)	—
合計	九五平均一人に付 一・九八	四二平均一人に付 〇・九五

即ち上記形態異常中犯罪人のみにありて正常人になきものは前頭突出、上眼窩椽強大、顔面偏傾、第一頸椎癒着及頭蓋骨著薄にして、反對に正常人にのみありて犯罪人に無きものは、前頭骨質強大、口蓋隆起なり、又兩者何れにもありて其數略は近似するものは中央後頭窩、後頭外結節



強突、前頭骨正中縫合、「インカバイン」及前額急斜にして其數甚しく差異あるものは左右不均(約四倍)、後頭突出(約三倍)、眉弓強大、前頭内櫛強大、上頂線隆起、齒列不整、縫合骨及頭蓋著厚(以上約二倍)なり。

形態異常の總數は犯罪人に九十五個、正常人には四十一個にして平均一人につき前者は一、九八個、後者には〇・九五個の割合にて前者は約二倍大なるを見たり。

次に犯罪人と正常人とに於て、形態異常を有するものと全く有せざるもの、及び同一人にして多數を有するものの數を比較せるに次表に示すが如き結果を得たり。

數	犯罪人 四八人	正常人 四三人
全く無きもの	五 (一〇、四%)	一四 (三二、五%)
一個あるもの	一六	二〇
二個あるもの	二二	七 (六七、五%)
三個あるもの	一〇 (八九、六%)	二
四個あるもの	二	
五個あるもの	三	

即ち犯罪人に於ては變質徵候を有するもの、割合正常人よりも遙に多く且同一人にして四個又は五個を有するものは只之を犯罪人のみに見たり。

### 第五章 精神病の原因

#### 第一節 緒言

精神病の原因を判定する事は多くの場合容易ならず、同一の外界刺戟よりも異種の精神病發生し、又反對に異種の原因より同一様なる精神病の發生するが如き事あり、之等の關係は各個人に於ける腦髓の發育作用の程度各異なるに由る、左れば同一原因にても或者に對しては精神病を起し或者に對しては何等影響を被らざるが如き事あり、精神病の原因は之を外因と内因とに區別す、外因は又誘因とも云ひ外部より來る刺戟にして、内因は個人の内部的狀態即ち素因なり、而して又外因を別ちて身體的外因と精神的外因とし、前者は外傷、身體疾患の如き吾人の身體上に存する原因を云ひ、後者は精神過勞或は感動等の如き精神上に存する原因を云ふ、内因即ち素因も亦之を一般的素因と個人的素因とに區別す。

#### 第二節 外因——誘因

##### 第一 身體的外因

- 一 腦神經疾患 腦充血、腦貧血、腦膜炎、腦實質炎、腦脊髓膜炎、頭部外傷、腦震盪 腦出

外因と内因

血、腦腫瘍、多發硬化症等の腦疾患及び脊髄癆、神經炎、舞蹈病、癲癇、丁答寧、偏頭痛、神經痛等の神經病には往々白癡又は精神病を發生する事あり。

二 疲憊 衰弱、身體過勞、傳染病恢復期、多量出血、飢餓、不眠等は疲憊を來たして特種の精神病を發呈することあり、即ち夫の「あめんちあ」、疲憊性昏迷、虛脱譫妄等の如きは之に屬す。

三 傳染病 急性傳染病即ち室扶斯、關節癱瘓質斯、肺炎、丹毒、流行性感胃、猩紅熱、麻疹、百日咳、廻歸熱、虎列刺等にありては往々發熱意識障礙を起す事あり之を熱性譫妄と名づく、殊に飲酒家、小兒、婦人、神經興奮性の人に多し、又或は傳染病の恢復期に至りて著明なる精神障礙の起る事あるは前項に於ても述べたる所なり。次に慢性傳染病にては微毒、結核、癲癇等よりも精神障礙を發する事あり、殊に微毒は已に第一期に於ても屢々神經衰弱、ヒステリー様の症狀を發し、漸次病勢進行すると共に頭痛、眩暈、言語障礙、複視、知覺障礙、卒倒、癲癇様發作、注意散亂、記憶障礙、感情刺戟性、疲勞性亢進、意志減弱等を來たし遂に精神薄弱狀態を招致するに至る。微毒は單に本人の精神身體を萎靡荒廢せしむるのみならず、又胚種を障礙せしめて小兒の精神發育制止を來たすものなり。此の關係は恰も酒精の害に酷似す、微毒ある両親の間に生じたる子供には白癡、癲癇、變質者等多きは明なる事實なり。又彼の怖る可き不治の精神病即ち

癲癇性癡呆は微毒其の原因をなすものにして通常微毒を感受して後十年前後の期間を經過して初めて發病するものなり。

四 新陳代謝 榮養障礙殊に萎黃病、白血病、惡性貧血、尿毒症、膽毒症、癌腫、糖尿病、骨軟化症、中風、甲狀腺疾患、腦下垂體腫瘍等には往々精神障礙を續發する事あり。

五 中毒 精神病を惹起せしむる中毒素の主なるものは先づ酒精なり、酒精の中毒作用は腦の組織に破壞作用を起し、從つて精神上に著明なる障礙を招致するものなり、即ち急性の酩酊の場合に於ては精神制止作用排除せらるゝ結果、最初は感情爽快、精神運動活潑、聯想促進等の變化を呈するも漸次意識は濁濁し、終には身體の癱瘓狀態に陥りて、精神は茫乎となり運動は遲鈍となる、之に反して慢性酒精中毒は酒精の持續的飲用に基づきて起り、漸次に記憶力減退、理解及び判斷の不良、道義的若しくは審美的觀念及び感情の鈍癱、意志障礙等を來たし、又酒精に對する抵抗力も漸次減退し飲酒量増加す。尙慢性酒精中毒にありては如上精神症狀の他身體諸臟器に病的變化若くは障礙現れ、殊に神経系、心臟血管又は腎臟等の冒さるゝ場合多し、斯くして健全なる身體精神は漸次衰耗し、終に癡疾者となり了ること稀ならむ。

癲癇變質者等の如き、精神上缺陷ある者は酒に對する反應異常を呈し、兎に角所謂病的酩酊狀

酒精中毒

酩酊

慢性酒精中毒

態を惹起する場合多し、又嗜酒病と名づけ、發作的に飲酒を渴望して止まざる状態を呈するものある事あり。(第二二七、二二八頁參照)

今酒精と犯罪との關係を見るに、直接酩酊時の犯罪と間接に飲酒の爲めに來る犯罪との二つの別あり、酩酊による喧嘩傷害は日常珍しからず、歐米諸國に於ても殊に土曜日、日曜日、祝祭日等に傷害多しと云はる。(ホツペ)

東京市に於ても土曜日、日曜日毎月一日十五日等には酩酊事故多く又一年にては正月、花見時等に多きは明白の事なり。而して又飲酒よりして間接に起る犯罪は飲酒の料を得ん爲に爲す犯罪例へば窃盜、詐欺、横領等なり。今酒客と犯罪との關係に就いて我國大正六年度監獄統計によれば、總囚徒の約半數は好酒家なりとの事實より見るも亦之等犯罪者の多くは酒が直接間接に原因をなしたる可しとは之を想像するに難からず。

ワルドシュミットは普魯西精神病院に入院せる酒客六千九百七十五人につき調査し、内千九百八十七人即ち二八・五%に於て犯罪行爲ありしことを證明し得たり、又メーリは七百四十二人の酒客につき、内三百三十三人即ち四四・九%は前科ありしことを證し、犯罪の種類としては傷害罪、名譽毀損、職務執行妨害、窃盜、乞食等にして内九・三%は對人六・一%は對命令秩序及び二・六%

は對財産犯罪なりしと云へり、又累犯者中に飲酒家及び常習飲酒家多きことは統計に徴しても明かなり。(ペール)

次に注意すべきは酒精は管に本人の身體精神に於ける障礙を來し、從つて犯罪傾向を助成せしむるに止らず、延いて酒精の影響は胚種又は胎兒に迄及び生まるゝ子には不具、白癡、變質者等多く、從つて不良少年又は犯罪者となるに至る。即ちデムメは酒客の子供五十七人、飲酒せざる者の子供六十一人につき調査したるに酒客の子供は五十七人中唯十人丈健全にして、他二十五人は生後直に死亡し、其の他は變質者、畸形兒、白癡等なりしに反し、飲酒せざるものゝ子供六十一人にては只五人丈死亡し、四人神經病に罹り、二人に畸形ありしのみにて、他五十人は盡く健全なりしと云へり、又アッペは酒客の子供四百三十五人と節酒家の子供八百四十七人とを比較調査し、前者には早産、流産、又は生後間もなく死亡するもの多かりしと云へり。又ブルネビルは二千五百五十四人の精神病的兒童を検し、内二百三十五人は兩親の酩酊中受胎せしことを證明するを得たりと云ふ。夫の私生兒に低能兒不良少年の多きも、一つの原因は兩親の酒精濫用の影響と見る可きなり。尚ブーンヘッフェルは乞食浮浪者の三五%淫賣婦の四四・七%に於て兩親中に酒客ありしことを證せり。勿論酒客の家庭は多くは風儀財政の紊亂其極に達し、從つて子女の

教養訓陶は自ら閉却せらるゝが故に一層容易に不良悖德者となるの悪影響存するは言を俟たず。

尙其他モルヒネ、阿片、古加乙涅等よりも特種の精神障礙を發呈する事あり。

六 臟器疾患 耳、鼻及び眼の疾患、心臟病、肺病、血管病、消化器病、肝臟病、腎臟病、生殖器病等よりも殊に病的素質ある人にありては往々精神病を誘發するを見ることあり。

## 第二 精神的外因

一 感動 悲哀、喜悅、苦悶、恐怖、憤怒等の如き強激なる一時の感動は身體的の血行、呼吸等に影響すること著甚にして、從て往々精神作能の上にも一程度の障礙を招くことあり。

又慢性持續的に作用する感動例へば苦慮、心痛、失戀、離別、懷郷、悔悟等も亦其の精神上に及ぶ影響は甚大なり、實際に於ても破産、大損失、死別等より精神病の發呈せる實例は稀ならず殊にヒステリー、躁鬱病、早發性癡呆等に於て之を見ること多し。

二 精神過勞 精神的過勞は漸時精神の萎靡衰弱を招き抵抗力は減弱し、爲に諸多の精神病を誘發せしむる場合あり、殊に學者、學生、看護婦、醫師、政治家、軍人等の如きは動もすれば精神の緊張亢まり、過勞に陥り易く、精神上に及ばず影響は一層至大なり、過度の勉強による神經衰弱の如きは之れが適例なり。

三 留置拘禁 警察署に留置せられ若くは監獄に收容せらるゝ事によりて精神病を發生する場合も亦往々見る所なり、こは恐らく犯罪當時に於ける精神激動、犯罪發覺に對する恐怖、良心の苛責、拘留中の不安苦惱後悔及び運動の不足等の誘因の影響する所も尠からざるべし。又殊に獨房被監禁者に精神病の多く出づることは注意す可きことにして、殊に女に多しと云ふ。而して此等精神病の發病は大抵入監後數ヶ月の中に於て、四ヶ月以内に發するもの最も多しと云ふ、又既決囚と未決囚とを比較するに既決囚殊に獨房囚又は長期の懲役囚の方一層其影響甚だしと云ふ。而して監獄に見る精神病の種類は急性のもの多く、ヒステリー、癲癇、中酒性精神病、早發性癡呆、偏執病等にして、其症狀としては幻覺殊に幻聽の多きこと、被害、被毒、放免さる可し又禁錮さる可しなどの念慮多きこと又好訴性念慮、或は猜疑的念慮等強き特種の色彩を具ふる場合多し、殊に獨房にあるものに於ては幻聽と共に追跡、被害妄想又は誇大妄想等を抱き、烈しき苦悶の爲に自殺企圖に出づるが如きも稀ならず。

四 戰爭及び災厄 戰爭に際しては頭部外傷、傳染病、身神過勞、不眠、感情興奮、酒精濫用、微毒等の誘因多き爲めに從つて精神病を發すること多く、又普く民衆の情緒を擾亂せしむる如き大事變例へば政治的爭亂、國民騷擾、地震、洪水、大火等に際しても病的素質あるものは極めて

容易に精神病を發する事あり。

五 精神病の感傳 稀なりとは雖親子、兄弟、夫婦等の間又は多數雜居者(兵營寄宿舎等)の内に妄想、幻覺、癡變發作等の症候が感傳する事あり、然れどもこは固より遺傳的素質(變質ヒステリー等)に大なる關係を有するや勿論なりと云ふべし。

### 第三節 内因——素因

#### 第一 一般的素因

##### 一 年齢

イ 幼年期(十五六歳迄) 生後一年以内に精神病の現るゝことは稀なり、漸く長じ精神作用成熟するにつれ精神病の起るを見る、幼年期の精神病には先天性のもの例へば白癡、癲癇、ヒステリー、變質等多く、稀には躁鬱病或は先天梅毒により麻痺性癡呆等を見ることあり。

ロ 破瓜期(十五六歳乃至二十歳迄) 破瓜期は精神並に身體の發育上の一大革命なり、即ち此期に於て色情生活は開始し、其の身神に及ぼす影響も亦甚大なるものあり、従つてこの期に於ては精神病の發呈頗かに増加す、此期に於ける精神病は破瓜病最も多く其他躁鬱病、癲癇、ヒステリー等之に次ぐ。

ハ 成年期(二十歳乃至四十五歳) この期に至りては精神生活の最も旺なる時にして、従つて生活難、憂鬱、苦惱等種々精神の過勞を招致する機會多く、従つて遺傳的素質等ある者は容易に精神病を發生し易きは自ら明かなり、殊に男子にありてはこの時期に於て酒又は梅毒に因する特種の精神病多し、婦人には又分娩妊娠等の誘因あり一生中この期に於ける罹病者數最も多し、此の期の精神病は麻痺性癡呆、躁鬱病、早發性痴呆、酒精中毒性精神病、偏執病等なり。

ニ 經過期(四十五歳乃至六十歳) この期は色情生活の漸く退行する時期にして、殊に婦人にありては月經閉止等の身體的影響もありて鬱憂病等に罹るもの多し、又男子にして早發性痴呆、偏執病等を起すを見ることあり。

ホ 老人期(六十歳以上) にありては腦の萎縮退行に基づき、又或は酒微毒等に因り諸種の精神病即ち老老性癡呆、麻痺性癡呆、動脈硬化症性精神病等を來たすこと少からず其の軽度の場合にありては往々普通の老老との鑑別を困難ならしむる場合あり、又老老性精神病者には往々病的色情亢進ありて猥褻行爲に出づるもの稀ならず。

精神病者發病年齡別(保健衛生調査會)

年 齡	患 者 數	百 分 比 例
先 天	三一	〇、一六
五 歲 未 滿	三六	〇、一九
五 歲 以 上 十 歲 未 滿	三〇	〇、一六
十 歲 以 上 十 五 歲 未 滿	二四四	一、二八
十 五 歲 以 上 二 十 歲 未 滿	一、八六三	九、八〇
二 十 歲 以 上 二 十 五 歲 未 滿	二、七七一	一四、五八
二 十 五 歲 以 上 三 十 歲 未 滿	二、四〇六	一二、六五
三 十 歲 以 上 三 十 五 歲 未 滿	二、三〇〇	一二、一〇
三 十 五 歲 以 上 四 十 歲 未 滿	二、〇九四	一一、〇一
四 十 歲 以 上 四 十 五 歲 未 滿	一、五五九	八、二〇
四 十 五 歲 以 上 五 十 歲 未 滿	一、一八八	六、二五
五 十 歲 以 上 五 十 五 歲 未 滿	七六六	四、〇三
五 十 五 歲 以 上 六 十 歲 未 滿	五三七	二、八二
六 十 歲 以 上 六 十 五 歲 未 滿	三一七	一、六七

六十五歲以上七十歲未滿	一六九	〇、八八
七 十 歲 以 上	九八	〇、五二
不 詳	二、六〇四	一三、七〇
合 計	一九、〇一三	一〇〇、〇〇

二 男女別 我國に於ける精神病の發病は、男女によりて差異あるもの、如く、保健調査會の調査報告によるも人口千人につき病者男一、四七女子〇、八八の割合なり、但歐洲にては女子の方發病者多しとなすものあり、又精神病の種類に就きて見るも、我國の統計によれば麻痺性癡呆又は中酒性精神病は著しく男子に多く、之に反してヒステリー性精神病の如きは著しく女子に多し、其他一般に男子の方其數多し。

三 色情及び生殖作用 色情及び生殖作用が精神上に多大の影響を及ぼすものなる事は破瓜期及び經過期に於ける身體精神の變化を招致する事實より見ても亦之を知る可し、されば之等特種の場合に於ては精神病を惹起することあり。

而して注意す可きは手淫及荒淫は往々精神病の原因となる場合あるも、或は又之等は却て既に發生せる精神病の一症候として見るべき場合も多し、即ち白癡、癲癇、早發性癡呆、麻痺性癡呆、

老耄性癡呆等にありては往々色情亢進症に基づきて手淫又は猥褻行為に耽るもの多し、又結婚によりて精神病の發することあり、殊に若き婦人に多く、之れを結婚性精神病と名づく、尙女子生殖作用と精神障礙との間には特種の關係あり。

イ 月經 月經は普通にても頭痛、眩暈、不機嫌等の症狀を呈するもの多きことは普く人の知る所なり、殊にヒステリー變質者等には之等の症狀一層著明に現る、尙躁鬱病又は緊張病等に於ては常に月經時に興奮、錯亂状態を呈するものあり(月經性精神病)、月經時の精神障礙、制止力鈍麻、衝動行為、意識障礙、感情障礙等に基づきて萬引、放火、殺兒等の犯行を見ることが稀ならず、ロンプロゾーは女子八十人の警察犯人中七十一人は月經時中なりし事を見レグランは五十六人の萬引中三十五人は月經時中なりし事を報告し居れり。

□ 妊娠 妊娠時に於ても亦感情轉換、衝動行為及朦朧状態發作等の精神障礙を惹起することあり、殊にヒステリー又は癲癇等に於て然り、概して妊娠性精神障礙は通常妊娠の第五月若くは第六月以内に於て起るを多しとす、犯罪としては窃盜傷害殊に嬰兒殺多し。

ハ 分娩及産褥 この期にありては出血其他分娩に伴ふ機質的變化の爲に新陳代謝の激變發熱睡眠不足及授乳等の爲に來る身體的疲憊等皆精神上に不良の影響を及ぼすものなり、産褥時の精

神病を産褥性精神病と名づく、産褥中に於ては精神障礙に基づける嬰兒殺少からず、殊にヒステリー又は濃厚なる遺傳素質を有するものありては一層其危険大なり。

四 人種 人種の異なるに従ひ同一の精神病も其發病及症狀を異にす、例へば猶太人の如きは英國人又は獨乙人に比して精神病又は神経病の罹病數少く、又麻痺性癡呆の如きも愛蘭土、西班牙、亞比西尼亞等に於ては微毒患者多きにも拘らず稀有なりと云ひ、又自殺はサクゼン國人に多くして羅馬人スレーブ國人に尠しと云はる。

五 季節及天候 吾人の身神も亦一般生物と同じく氣温殊に暑熱の影響を蒙ることは熟知の事實なり、夫の神経質者又は神経衰弱者等は春より夏にかけて氣候の影響を蒙りて病狀増悪し、又精神病者も其頃に興奮状態を呈すること多きは日常人の經驗する所なり、されば精神病の發生も亦春夏の候に多きことは容易に首肯せらるる所にして、實際我國の調査(吳氏)によるも精神病發病數は春夏の候に最も多しと云ふ、又保健調査會の調査の全國精神病院退院者數一萬五千四百七十七人につき其發病月別を表示すれば左の如し。

月 別	實 數	百 分 比 例
一 月	1,113	八、八一

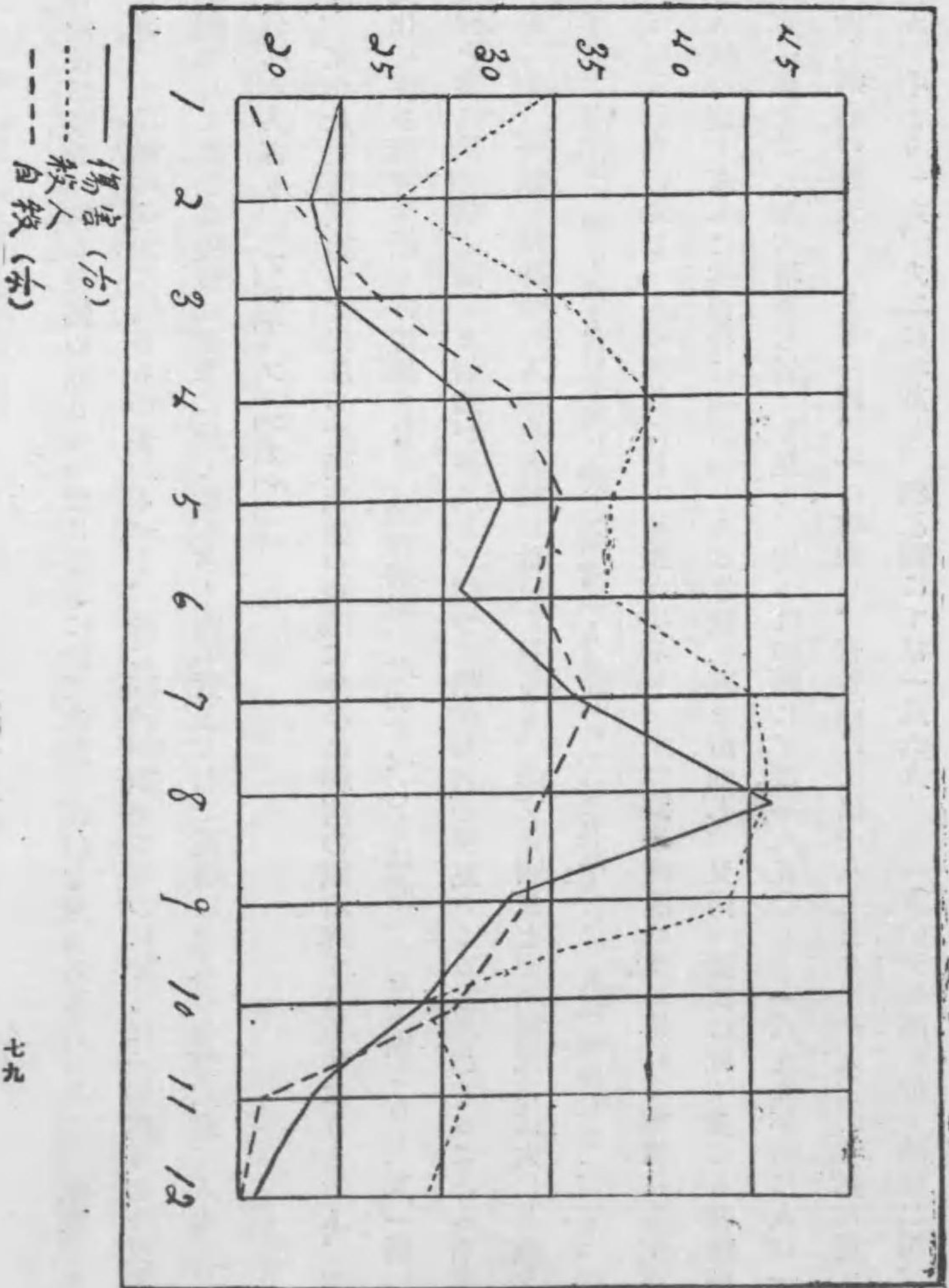
傷害殺人  
及び自殺  
の季節と  
関係

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一、二五一	一、四七四	一、五二五	一、四九二	一、三七七	一、二四一	一、二〇〇	九七五	一、二一一	一、九八九
八、二四	九七五	一〇、〇六	九、二五	九、〇七	八、一九	七、九二	六、四三	七、三一	六、五六
七、八〇	七、八〇	一〇〇、〇〇	一、一四七	一、一七九	一、九八九	一、二一一	九七五	一、二〇〇	一、二四一

七八

即ち三、四、五、六月頃に於て最も多し。

今次に傷害及殺人數(明治四十四年乃至大正四年日本刑事統計平均—寺田學士)と自殺數(大正二年乃至大正六年警視廳統計平均)とを圖示すれば左の如し。



七九



自殺及び感動に因る殺傷の如きも一般に夏季に於て増加の傾向を見るの事實は畢竟、氣候の影響に基づく精神の變動に因るもの多かるべく、殊に精神變調あるものに於ては一層然りとす又佛國獨國等にては強姦猥褻は夏季に於て最も多く此事實よりして夏季には人の色情亢進するものなりと云へる人あり。(アシヤフンブル)

六 文化及生活状態 文化及び生活状態の變遷に伴ひ精神病の數増加するものなりと云ふ、勿論文化に伴ひ精神生活も亦複雑となり、精神病者の増加すべしとは考へらる、所なるも、又一面には文化と共に精神病に關する智識が普及し、従つて精神病者の發見さるる數増加することも看過すべからず、今茲に精神病の入院患者數に付いて見るも、非文化國民と文明國民とは大に其數を異にす、即ち印度に於ては人口七萬に對し病者一人瓜哇にては五萬人に一人の割合なるに反し、獨乙にては五百人に對し一人の割合にして其差大なるも、未だ醫學進歩の後れ居れる前者に入院者數少き故を以て直ちに其割合に病者少しとは速斷し難きが如し、又同一國民に就て見るも精神病者の數は歳と共に漸次増加し居るを見る、例へば和蘭にては一八五〇—一八九九年間に人口一萬に對し病者の數五、一より一四、一に増加し、普魯亞にては一八七五—一九〇〇年内に於て同様五、七より一六、九二に増加し、獨乙國にては一八六九—一九〇三年間に於て同様二四、

非文明國  
との比較

年々の比

〇より三四、一に増加しバイエルン州にては四、〇より一七、一に増加し居るを見る、最近(一九一七年)の米國の統計によれば同國の精神病者の總數は十年間に約倍數我國にても左表に示す如く最近十年間に約倍數となれるを見る。

全國公知精神病者最近十ヶ年間比較表(内務省統計)

年 度	監 置		監 置を要せざるもの		計	人口千人に付き
	男	女	男	女		
大正六年	五、五七四	二、〇二二	一五、六〇九	一五、二五五	四八、四六〇	〇、八七
同 四 年	五、二六五	一、九〇七	二一、六七七	一三、〇七一	四一、九二〇	〇、七七
同 二 年	四、七九七	一、六七六	一八、四〇三	一〇、八五一	三五、七二七	〇、六八
明治四十四年	三、〇二二	六七一	一五、六三六	九、八〇三	二九、一二二	〇、五七
同 四十二年	三、九五八	一、三七〇	一三、六三六	八、七七〇	二七、七三四	〇、五五

又都市と田舎とにては精神病の發生數大に異り、都市の方多しと云ふ、而して都市に精神病の多く發生する理由は生存競争、生活難等諸多の原因もある可しと雖、其最も主要なる原因と見る可きものは蓋酒精及微毒なることは、都市には自ら酒精及微毒に因せる精神病即ち酒精性精神病、動脈硬化症性及微毒性精神病、麻痺性癡呆等多き事實より見ても推測せらる、之を要するに文

都市と田  
舎との比

化に伴ひては一面に酒精及微毒の悪影響増し、加ふるに又生存競争は益々激甚となり、身體精神の過勞は絶えず、毎に家族並に社會に對する責任の感情は緊張して弛むの時なく、一面に生活は漸次社會本位となりて自己保存慾は減弱し、又病者及弱者に對する社會的救濟機關の完備は反つて一面益々病者變質者の増加を來たす結果となり、結婚の如きも兎角外圍の條件のみに重きを置き身體精神の選良を等閑に付するの傾向あり、飲食物の如きも調理種類に意を用ふるの結果漸次原始的に存せし活潑なる食慾は減退し、教育の制度其宜しきを得ず過重の爲に精神の過勞を招く等、諸多の關係は精神身體に悪影響を及ぼして漸次外界刺激に對する身神の抵抗力を減弱せしめ、斯くて終には精神障礙を發呈するに至る場合少しとせず。

七 職業 職業の種類によりては、精神に有害の影響を及ぼし精神病を將來する事あり、殊に夜間勞働者、學生の如き精神過勞を招き易きもの、軍人、相場師、美術家、彫刻家、學校教師等の如き感情興奮を起し易きもの、看病人、又汽車、汽船の機關師等の如き感情の緊張、責任、不眠身體過勞等の絶えざるもの、又勞働者、日傭人の如き生活困難及び心神過勞あるもの、又累犯者、醜業婦等の如き遊蕩荒淫を之事とし絶えず酒微毒の害を蒙れるもの等には殊に中酒性及微毒性精神病起り易く、又醫師藥劑師等には莫見比涅及びコカイン中毒多く俳優、妓婦に鉛中毒多き事は熟知

の事實なり。

第二 個人的素因

一 遺傳 精神病は其の子孫に遺傳するものなりとは從來より世人の唱へ居る所にして實際にありても亦精神病者の多數(平均七〇%)のものには其の祖先に同様精神病者あるを見ると云ふ、單り精神病者のみならず又微毒、酒精中毒の如きも胚種に影響して爲に子孫に精神病、白癡、癩癩及び變質等を生せしむることあり。

之等遺傳すべき疾患にして父母の兩方又は一方にある場合は其の子は最も其の影響を蒙り易し(直接遺傳)、其の他の直系祖先に之ある場合(隔世遺傳)又は其の他の血族、伯叔父母、兄弟姉妹等に之ある場合(傍系遺傳)も亦其の種類及び多寡によりては子孫に影響を及ぼす場合あり、然れども如何に祖先又は傍系に著明なる遺傳ある場合にも、本人にして生來身神強健にして著明なる遺傳變質的徵候等を享有し居らざる場合の如きはさまで悞るゝにも及ばざるが如し、抑も祖先に遺傳疾患を有するものとは獨り精神病者のみならず、普通人に在りても殆んど病者と劣らざる數を有し、只併し直接遺傳のみは精神病者の方健全者よりも著しく多かりしを見たる人(コルレル、ヂエム)あり、されば今或ものに對して其遺傳的影響を評價せんとするには其もの、血族殊

直接遺傳  
隔世遺傳  
傍系遺傳

犯罪者の遺傳

に父母に遺傳疾患を證し、且其もの、精神上にも既に生來多少の遺傳影響を認むるとき、即ち變質徵候(第五一頁参照)を呈し居るを見る場合に於て初めて其ものは深き遺傳的影響を蒙り居り、従つて精神病發生の危険を多く有し居るものと推定し得べし。

今犯罪者に就いて遺傳關係を見るにハルトマンは犯罪者一九九人に就き調査し、之を健全者一九二人と比較せるに次表の如き結果を得、即ち犯罪者は健全者に比して遺傳あるもの多きを見たり。

遺傳種類	犯罪者		健全者	
	一般遺傳	直接遺傳	一般遺傳	直接遺傳
酒 精 中 毒	二五、二%	二九、六%	一七、七%	一〇、四%
犯罪者異常氣質者	三三、七%	一九、一%	一五、一%	一三、八%
精神病者	二五、一%	一五、一%	五、〇%	八、三%
老 癡 性 癡 呆 者	一一、一%	五、〇%	一、〇%	一、一%
神 經 病 者	一一、一%	五、〇%	一、〇%	一、一%
自 殺 者	三三、〇%	一、〇%	—	—

犯罪者、精神病者、健全者の遺傳

更に今直接遺傳のみに就きて犯罪者、精神病者及精神健全者の三者を比較するに次の如き結果を見たり。

遺傳種類	犯罪者(一九九人)		精神病者(二八四人)		健全者(八〇三人)	
	ハルトマン	コルレ	ハルトマン	コルレ	ゲ	エ
酒 精 中 毒	四二、四%	二二、二%	二二、二%	二六、三%	—	—
犯罪者及異常氣質	二七、三%	一八、〇%	一八、〇%	一五、四%	—	—
精 神 病	二一、六%	四二、六%	四二、六%	二〇、四%	—	—
神 經 病	七、二%	一〇、二%	一〇、二%	一一、三%	—	—
自 殺	一、四%	一、四%	一、四%	一、六%	—	—
卒 中	—	—	五、三%	—	—	—

即ち犯罪者の直接遺傳は精神病者及び常人に比し可なり多きを見る、従つて犯罪者には其の遺傳影響を蒙りて變質者、精神病者等比較的多数存す可きを推測するに足る、殊に犯罪者に在りては遺傳の種類中酒客割合に多きは注意す可きことなり、尙又此の表に於て見るが如く犯罪者の父母に同様犯罪者の可なり存する事なり、然れ共この事實は直接犯罪性の遺傳せらるるものに非ずして、恐らく變質的素質が遺傳し環境と相俟つて自ら犯罪徑路に陥るものと解せらるゝが如し、又夫の祖先傳來犯罪者を出し、若くは一家舉つて犯罪者となるが如き家系(犯罪系統又は犯罪家族)あることは事實なるも之等も亦同様に説明すべきものならん。

犯罪系統及家族

二 發育障礙 妊娠中母の榮養不良、身體疾患、感動激變等は胎兒に惡影響を及ぼし、殊に父母の微毒は胎生兒に感染して種々發育障礙を來たす、其の他又胎生兒に於ける腦疾患、分娩時の手術、生後間もなき腦又は腦膜疾患等も發育障礙を來たし其結果として白癡、癲癇其の他精神異常者等を發生せしむ。

### 中編 犯罪精神病理概論

#### 第一章 精神作用と腦髓

精神作用

吾人の複雑なる精神作用は、便宜上之を智力、感情、及び意志の三要素に區分することを得、即ち智力とは知覺、注意、記憶、想像、抽象、思考及び判斷、推理等の精神作用を云ひ、感情とは快及不快の要素的感情は勿論其他喜怒哀樂等の情緒及び一般感情と唱へらるる疲勞、飢餓、疼痛、色情及び高等道義の感情(情操)等を云ひ。意志とは運動を管理する勢力を云ふ。而して之等の精神作用は常態的精神生活に在りては各自分離して活動するものに非ず、必ず互に調和共鳴し以て精神活動の平衡を保ち、吾人の鮮明なる意識の基礎を爲し所謂常態的精神作用を營むものとす。然り而して之等精神作用を司る所は吾人の身體中腦髓の表面(皮質)に在り。今其の理由とする所を述べれば、一、動物は高等となるに従ひ、換言すれば精神作用の複雑高等となるに従ひ腦表面の廣袤を増加すること。二、腦表面に局在する五官、言語、又は運動等の中樞部に損傷あるときは、それに應じて聾、啞、盲、限局的運動麻痺、理解不能、失語症等を惹起すること。三、

精神は腦にあり

人生れて漸次精神身體の發育すると共に腦皮質部に於ける腦組織殊に神經細胞及神經纖維の複雑となり且繁茂すること等の事實より觀るも亦腦と精神とは分離の關係にあることは明かなり。實際に於ても亦諸多精神病中夫の麻痺性癡呆、老老性癡呆、動脈硬化性精神病、癲癇等の種類に於ては既に其の腦皮質に著明なる組織的變化あることを認められ、其の他の精神病の種類に於ても亦夫れ々々研究中にありて漸次曙光を認めつゝあるの趨勢にあり。

茲に於て余に以下精神作用及び其の障礙を特に其の犯罪的關係に就き簡約なる説明を試みんとす。

## 第二章 智力障礙

### 第一節 知覺障礙

#### 第一 知覺作用と其の障礙

吾人は通常物體を視、音響を聴き、寒温を感じ得るが如く、一般外界刺激を感受するの能力を有するものなり是を知覺と名づく、知覺には視覺、聽覺、嗅覺、味覺、觸覺（更に觸覺は之を温覺、冷覺、壓覺、痛覺に區別す）即ち所謂五官の外尙胸腹部の諸臟器（肺臟、心臟、胃腸等）の司る臟器感覺、全身の筋肉、腱、關節等の司る運動感覺及び三半規管の司る平衡感覺等の種別あり就中五管は殊に吾人智識の進入する關門にして、實に精神發育の基礎を爲すものと云ふべし。

知覺の中樞部は大腦皮質に局在す即ち各末梢器官たる眼、耳、鼻、舌、皮膚等に感受せる刺激は夫れ々々特有の神經を通して各其中樞部に到達し、以て其の部の感覺細胞に興奮を喚起し、各刺激に相當せる知覺を生ずるものとす。

知覺障礙には知覺の過敏鈍麻妄覺（錯覺及幻覺）等あり。

- 一 視覺 視覺は更に又光覺と色覺とに分つ、即ち前者は黑白を識別し後者は色澤を識別する

知覺の區別

知覺の中樞

視覺

感覺なり、而して之等の感覺の起るは、外界に於ける物體より放射せらるゝ光線は眼球中を透過して感光板たる網膜上に落射し之によつて其部の感覺細胞は興奮し、其興奮は更に視神經を通じて、腦髓中に入り夫の大脳後頭葉の皮質に局在する視覚領域に到達して其部の細胞の興奮を喚起するに因る。

聽覺

二 聽覺 聽覺の末梢器官は耳にして、音よ、起る空氣の波動は外聽道を傳はりて、鼓膜を振動せしめ。其振動は更に中耳を経て、内耳に傳播し、茲に分布せる聽神經の末端を刺戟し、其の興奮は聽神經を經由して、大脳顳葉第一廻轉の中央部に局在する聽覺領域に到達して、此の部の細胞を興奮せしめ、茲に初めて外界の音響を知覺するものとす。

嗅覺

三 嗅覺 嗅覺は鼻腔上部の粘膜炎中に介在する嗅覺細胞によりて營まる。此の細胞の軸索は嗅神經に連り嗅球に移行し、更に嗅神經によりて腦中樞(海馬廻轉、海馬角、齒狀膜)に連絡す。

味覺

四 味覺 味覺は舌粘膜炎及び軟口蓋の一部に散在する味覺細胞(味蕾)によりて營まる。之等味蕾は舌咽頭神經によりて腦の味覺中樞(嗅覺中樞と同じ)に連絡す。味には通常甘、酸、苦、鹹の四種の區別あり。舌部に在りては根部に於て味覺最も鋭敏なり。

觸覺

五 觸覺 觸覺は皮膚表面又は粘膜炎に於て營まる。觸覺は更に之を四種の感覺に區別す、即ち

溫覺、冷覺、壓覺、及び痛覺之なり。四肢及び軀幹の皮膚表面に於ける、觸覺は知覺神經を傳はり脊髓を上行して腦に入り大脳の感覺領域(顳頂廻轉)に又顔面頭部の皮膚並に口、舌、咽頭、口蓋の粘膜炎に於ける觸覺は三叉神經、迷走神經、舌咽頭神經を傳はり、上記腦の感覺領域に到達す。

第二 妄覺(錯覺及幻覺)

一 妄覺の種類

妄覺とは知覺の錯誤にして例へば刺戟の實在せざるにも拘らず之を知覺し、又は刺戟を實物と異なりて知覺するが如きを云ふ。而して妄覺は更に又之を幻覺と錯覺とに區別す。幻覺とは刺戟なくして起る知覺を云ひ、例へば架空に妖怪變化を視、又は遠方より悪口嘲笑等の聲を聴くが如きを云ふ。幻覺には感覺種類に應じて幻視、幻聽、幻味、幻嗅、幻觸等の區別あり。錯覺とは刺戟に適應せざる知覺を云ひ、例へば石燈籠を盜賊と視、風聲を誹謗の聲と聴くが如き之なり、之も亦幻覺と同様感覺種類に應じて錯視、錯聽、錯味、錯嗅、錯觸等の區別あり。

二 妄覺の發生し易き場合

幻覺は通常精神病者の殊に意識障礙を呈し、判斷力耗弱せるものに多く見らる微候なるも、健康者に在りても亦時に強度の疲勞狀態若くは衰弱狀態等に於ては幻覺の發生する事あり、殊に小兒、

健康者に於ける幻覺

幻覺

錯覺

生理的錯  
覺

婦人に多し。夫の所謂水垢離をなして祈願を籠むるなどに神佛の尊體を髣髴として眼前に見ると云ふが如きも畢竟、斷食不眠等の爲に過度の疲勞衰弱を招ける結果幻視を惹起するものなるが如し。又睡眠に際して往々幻覺(睡眠性幻覺)起る人あり。尙又低能者、神經質、癲癇、歇私的里、中酒者等の如き所謂精神中間者には往々感動等に際して孤立的に幻覺の發生する場合あり。錯覺は生理的にも亦發生する場合多し、例へば水中に立てたる竿の屈折して見え、汽車軌道の遠方は一點に合して見え、眼球を壓して物體を視るときは二重に見ゆる等の事は能く日常吾人の體驗する所なり。

精神病者  
に於ける  
妄覺

妄覺は精神病の中殊に早發性痴呆の發病初期に多し、之に次ぎては酒客譫妄、莫兒比涅又は古加乙涅中等等には殊に小蟲の蠢動するを幻視するを其特徴とす、又癲癇性譫妄状態に於ては恐怖性の幻視例へば血塊屍骸、猛火、惡鬼等を幻視すること多し。其他躁鬱病、老耆性精神病等にも亦屢々妄覺の起ることあり。尙監獄又は留置場に於て急激に勃發する精神病にも殊に幻聽、幻視(罪、裁判に關するもの多し)の起るを見ることあり。

三 妄覺と犯罪

妄覺と犯罪との關係を見るに妄聽による犯罪最も多し、殊に惡口、罵詈及び讒侮等の如き仇敵

幻聽によ  
る殺人

の聲を聴く時は、病者は之が爲めに興奮激怒し、若し其聲にして特定の人の聲なる場合に於ては其ものに向つて逆襲的に加害行爲に出づるが如きことあり。或病者は物置に晝寝中、屋外に於て甥の聲として誰かに慮めらるゝが如くに「叶はぬ」との悲鳴聞こえれば驚きて撥ね起き様、戶外に駆け出し、近邊を見廻はせし所、恰も其場を通り合せ居たる一人の男を見て、之畢竟甥の加害者なりと速斷し、側に在り合せたる丸太棒を執りて矢庭に其男を撲り据え遂に死に至らしめたり。又或病者は店先に於て作業中常に向ひ側の店の若者の聲として惡口嘲笑の聲聞こゆるより、遂に耐え切れずして其店に押し蒐け行きて二三問答の末、側に在りたる小刀を以て相手に斬り付け重傷を負はしめたり。殊に危險なるは所謂命令的幻聽と名づくる兆候にして多くは神佛聖靈の聲として「誰を殺せ」「何處へに放火せよ」等の命令の聞こゆることあり、夫の所謂政治、宗教等の妄想に基づく殺人放火犯人等の中には此の命令的幻聽に基因する場合稀ならず。某三十歳の男は「繩張が違ふから妻を殺せ」と云ふ命令的幻聽ありて妻を殺し、而も病者は「神に等しき威力ある者の命する所に従つて行ひたる以上別に罪を構成せず」との辯疏をなし居りたり。妄視も亦往々犯罪動機をなすことあり、低能者又は歇私的里者等の往々盜賊等を妄視して騒ぎ立つるが如きこと尠からず。或は又精神病者の中には癡顔が鬼面魔女に見え、恐怖の餘り兇行に

幻聽によ  
る傷害

命令的幻  
殺による  
殺人

錯視によ  
る殺人

歩哨兵の  
錯視

嫉妬妄想  
と幻嗅

出づるが如きものあり、或病者は二人の男児の顔に眼、口、鼻等盡く消失し、「のつべらぼー」に見え恐怖の餘り薪割にて殺害したり、先年（大正四年十月）にも宇治火薬庫の歩哨兵が盜賊の襲來を恐れたる餘り終に錯視（叢の風の爲めに動きしを人影と見たり）して人騒がせを演せし事件ありたり。

妄味、妄嗅、妄觸に在りては食物中に毒藥の嗅味ありと感ずるが如きことあり、或嫉妬妄想（癡痺性癡呆）を抱ける病者は、妻の袂中の紙屑及び襯衣に精液の嗅ありと主張したり。又妄觸に於ては、皮膚に電氣を感じ、又婦人に在りては、強姦せられたるが如くに局部に妄覺を抱く等のことあり。

#### 四 妄覺と供述

抑も吾人の知覺なるものは、精神尋常の者に於ても往々錯誤あるを免れず、加ふるに感覺器官の故障、不注意、感動及び意識混濁等ある時に一層甚しき誤謬を招くことあり、されば吾人が日常確實に知覺せりと信ずる事物の如きも、人により場合によりては其の内容實際と相違し居るが如きこと決して少しとせず、例へば強盜被害者の如きは恐怖等の爲めに犯人の人相、風體、着衣年齢及び特徴等に關する知覺に遺漏誤謬多きに熟知の事實なり、現に先年輕井澤に於て英國宣教

恐怖によ  
る錯視

師夫妻を殺害せし犯人の如きは其の身長五尺七寸もありしが、當時彼を目撃せる同家の女中田〇ハ〇（三十四年）は犯人の身長を略自己の身長（五尺）と同様なりしと證言せし爲、一時捜査の方針を誤らしめたりと云ふが如きは最も著しき視覺の錯誤にして、恐らく激しき恐怖の爲錯覺を起したるものならん、其の他尙之に類する實例は一再にして止まらず、是に由りて之を觀れば、一般に強盜又は詐欺等の被害者の如きは、恐怖、不注意等の爲犯人に關する知覺に缺漏誤謬多かるべく、従つて之等のものゝ供述を聴取するに際しては、吾人は充分の注意を拂はざる可からず。

#### 第二節 注意障礙

吾人は多數の内外刺戟の中より、任意其一を選択して之を明瞭に知覺する能力を有す、注意即ち之なり、注意の喚起せらるゝは刺戟の強度、潜在觀念の多寡、聯想及び刺戟の情調等に大に關係あり。例へば身邊にて低聲に談話する聲の如き、又は嘗て全く見聞せしことなき事物等は、注意を惹くこと尠く、又多數の刺戟中には殊に興味感興多きもの、又或は直接自己に利害關係の大なるもの程注意を惹くこと強きが如き之なり。注意には特に一定の刺戟に對して、注意を向く場合（能動的注意）と他より促されて初めて注意の喚起せらるゝ場合（被動的注意）とあり。例へば専心讀書に耽るは能動的注意にして、其際側より姓名を呼びかけられて顧るは被動的注意な

能動的注  
意被動的注



注意轉導  
又は注意  
散漫

注意の固  
着

り。兒童は通常被動的注意多く起り大人となるに従ひて趣味、利害關係等によりて能動的注意多く作用するに至る、例へば刑事調査が犯罪現場に臨み、其の狀況、遺留品、損傷、證言、指紋其他の事物に對して精細なる觀察を遂げ細大漏らさず、證憑の蒐集に努むるが如きは畢竟注意作用の活動に他ならず。注意の障礙としては先づ一事に對し充分に注意せざる内に已に次の刺戟起りて、注意は其れに向けられ従つて注意は一事に固定せず、其れから其れへと轉移して毫も靜止せざるに至るが如き場合（注意轉導又は注意散漫）あり、此狀態は小供、歇私的里、癲癩、變質者其他種々の精神病に多く、又一時的には疲勞時（睡眠不足、過勞）に於て見ることあり。

次には或一事に強く注意を拂ふ際の如きは他の刺戟に對しては容易に注意の起らざる場合（注意の固着）あり、例へば學者の研究調査等に熱中せる時の如し。

又前述の如く注意は潜在觀念の多寡、聯想及び刺戟の情調に大なる關係あるを以て、従つて白癡、癡呆の如き精神薄弱者は無趣味、叡智薄弱、聯想障礙等に基づき諸多の刺戟に遭遇するも注意を惹くこと甚だ尠し、されば異常に注意の散漫する兒童の如きは精神薄弱者の疑ひを置き以て精密なる智力検査を行ふの必要あり。

### 第三節 記憶障礙

#### 第一 記憶作用と其の障礙

吾人は知覺像の痕跡を一定期間保存し、他日偶然に若くは考慮によりて之を再生せしめ得る能力を有す之を記憶と名づく。尙悉しく云はゞこの知覺像の痕跡を保存する能力を特に記銘と名づけ、又之を再生せしむる能力を追想力と名づく、例へば學生が學科を暗記し、探偵が犯罪現場に於ける證據事實を暗記するが如きは皆之記銘力によるものにして、更に之を必要に應じて提起するは追想力によるものなり。

記憶の障礙は強記（記憶力の異常に強大なる場合）と健忘とに區別す。白癡には稀に特殊の事柄に關して強記なるものを見ることあり、例へば夫の算數、曆日、面識等を驚く程強記する白癡の如き之なり（奇童）、或白癡は一度面識せる人の姓名は必らず忘却せず、又或白癡は去年の何月何日は何曜なりしかを即答し得たり、尙又或白癡女は三味線のみ覺え殊に勝れしを見たり。記憶不良は更に之を記銘力の障礙と追想力の障礙とに區別す。

#### 一 記銘力障礙

記銘力にして障礙を被むれる場合は吾人は知驗を腦裡に記銘保存すること困難若くは不能となる、されば記銘力の障礙ある場合は事物の知驗は全く腦裡に残らざるか若くは容易に速く忘却す

記銘力及  
び追想力

強記と健  
忘



は泥酔して電車に乗り喧騒するより下車を命ずるも肯せず、乗車賃を請求すれば名刺の切片の如きものを差出して之を受取れと云ひ巡査來りて説諭を加ふれば、之に對して暴言を吐き電車の賃錢のことに警官が干渉する必要なし、お前の名は何と云ふやなど、怒鳴り散らし益々亂暴するより巡査は終に警察署に同行せんとせるに、強力なる醉漢は之に抗し、動もすれば巡査を地上に組み伏せんとするより、巡査も非常なる努力を以て之を支へつゝ辛ふじて警察署迄引き來りしが、終に巡査は其場に於て卒然心臓痙攣を起して斃れたり、而して醉漢が翌日に至りて當時の模様に関する陳述は實に次の如くにして、即ち當時のことは全く記憶を缺けるものゝ如く見えたり。

「私は前科は有りません。現に鐵道院塗工部に雇はれ日給八十四錢貰つて居ります。」

「本年は一月以來仕事が多忙で有りました、昨日と今日とが休暇でありますので昨日午前十一時頃より獨りで淺草公園に遊びに行きました。」

「常盤座を見物して後花川戸町の、神谷バーに行つて、ウキスキーを三杯飲みましたが、友人の重太郎に會ひましたので神谷バーを出て、千葉屋馬肉店に立ち寄りました、而して日本酒を貳合許り飲んだと思ひます。」

「夫れから電車に乗つたと思ひますが能く存じません、電車で須田町迄來たことは、少しも存

じません、警官の御手数を煩はした事は存じません。私は警官に對して何んな亂暴をしたのかも、少しも覚えません。」

「今朝午前五時少し前になりました、警察署に來て居る事が分りましたが、何處の警察かも分りませんでした、私と一所に居りました人より〇〇警察署だと云ふことを聞いて知りました次第で有ります。」

「私を同行して下された警官が死亡されたと云ふことも少しも覚えません。」

「私は平素は酒は餘り飲みません、祭日等の時には父と一所に酒を飲むこともあります、拾錢の酒を二人で飲むこともあり、拾五錢の酒を父と一所に飲むこともあります。」

「私は同行して下された警官が死亡されたと云ふ事は、貴官より云はれて其様な事があつたかと思ひました位です、今後は必ず謹慎を致します。」

### 三 追想誤謬

記憶の不良なるものに在りては往々記憶の缺陷を想像もて補填することあり、爲に追想は全く誤謬錯誤を呈す、例へば歇私的里婦人が醫師に診察を受けたる後凌辱されたるが如くに追想し、又低能者が他人の物を横領して置きながら後に至りて其は贈與せられたるものなりとの誤謬を抱

くが如きなり。甚しきに至りては全然空想的事實のみを遐想することあり、中には荒唐無稽なる空想的談話を左も實際に經驗せる如くに信じて喋々談するものあり(虚談症)、例へば自分は天國に旅行せり、海底に數年間棲息せりなど、不自然なる事歴を如何にも實驗せるが如くに滔々と語るが如し。此の如き虚談症は癡癡又は歇私的里、中酒者に多く、其他老耄性癡呆、妄想性癡呆等、如き精神病にも亦屢々見る所の症狀となす。

虚談症 例一(酒客男、六十九歳、彫刻家)

「自分は汽船に乗つて大磯から、海上に漕ぎ出した、船中には軍隊が一聯隊許りに軍樂隊も居つて奏樂勇しく乗り出した。其内に敵艦が見え出して、双方大砲を撃ち出し、大海戦が初まつた、自分は拔劍して總軍隊を指揮して戦ひ、敵弾に中ること數回であつたが斃れなかつた、其内に我艦から撃ち出した魚形水雷は見事敵艦の腹部に命中して、見る／＼敵艦は沈没し、波間に漂ふ敵の死骸は數萬を數へ其邊の海水一面に紅の色を呈した云々。」

例二(酒客男三十九歳、車夫)

「ア、倫敦にも行つたよ、巴里にも行つた。大きな橋があつて船も幾つも有つて賑やかだつた。なほに西洋人との話など譯は無い、誰とでも話した、船や汽車に乗らないたつて歩いて行

けるとも。大きな川を幾つも越すのだ云々。」

例三(老耄性癡呆男、八十六歳)

「私は當年八十六歳になりました、元來百姓でありましたが、若い時から神信心が好きでありました。

今から丁度三十年位前の事ではありますが、天子からお達しがあつて村々にある氏神の子神を一所に寄せよと云ふ事でありました、然し自分の村でも夫れを寄せるには莫大の費用も掛かる事でありましたから、今日迄する／＼に延ばして居た譯であります。昨年八月に悴が東京に荒物屋をして居りますので夫れを頼つて上京した次第であります、其際フト前申上げました天子のお達しの事を思ひ出しまして、子神を寄せないで濟む様に天子にお願ひし様と思ひまして天子の御殿の受附を尋ねて参りました、受附の人は奥に這入つて直ぐ又出て来て、天子が目通りを許すと仰せられたとの事で天子の前に連れて行きました、其時天子は丸い大きな紐を前に下げて居られ(帶の事ならん)ドテラを着て居られました、そして私に對して其方は定平か、もつとこちらに寄れと仰せられ、又家内があるかとのお尋でありましたから、家内は最早先年死亡致しましたと申上げましたら、其れでは困るだらうから當方には二十二人の上給仕(女)が居るか

ら其の内でも二人でも氣に入つたものを連れて歸れとの事でありました、さうして居ります内にも午後四時頃になると之から茶漬を据へるとの仰せで焼物や、かしわ、奈良漬などの立派な御馳走が出て、二十二人の上給仕が皆な立派な衣物を着て其の場にすらりと並び、てんでに土瓶を持つて給仕をして呉れまして、皆な夫れ／＼此度は私等の中から一人でも二人でも連れてお歸りになるさうですが、私を何卒連れて歸つて下さいと申しまして各自分を申しました。茶漬が濟みまして天子の前に出ますと何んと云ふ名前の給仕が氣に入つたか、氣に入つたものを二人だけ連れて歸れ、一人は炊事に使ひ一人はお前の側に置けと仰せられました、そこで私は誰が氣に入つた入らぬとは申し上げられませぬから、天子にお願ひして二十二人の給仕に籤を引かす事をお願ひしましたら、天子は夫は良い方法だと仰せられました、そこで二十二本の籤をつて一から二十二迄の番號を書付け、夫を皆の給仕女に引かせました、さうして私は一の籤を引いたものを連れて歸ると申しました、一の籤は「よし」と云ふ女に當つて居ました、「よし」は四十位の赤ら顔で良い女でありました、天子はもう一つの籤は何番かと仰せられましたが、私は御答して此の外籤を引く必要は御座りませんと申しました、即ち後の一人は「よし」に氣に入つたものを望んで連れて行く様にと申し上げました。そこで愈々話も極まりましたので天子様は之れ

から湯に這入れと申されました、誠に立派な湯殿に入り「よし」が背中を洗つて呉れました、湯から出ると立派な浴衣を着せて貰ひ、其れから又茶漬の御馳走になつて夜になると天子が今晩はこちらに泊つて行けと申されました、然し私は家へ黙つて來ましたから此儘に泊りますと忤が心配しますと申上げると、天子は其の事なら心配に及ばぬ既にお前の家へ其の旨を申渡してやつてあるから安心せよとの事でありましたから仰に従ひ泊る事に致しました、「よし」と同衾致しました、「よし」は足をひねりましたか(情交を挑むの意味)と申しましたが、天子の御宮でそんな失禮は出來ないと斷りました、翌日は中食を濟まして歸りました、「よし」は愈々私の歸國する時迄其儘に御殿に預かつて置いて貰ふ事にして置きました、さうして歸國の仕度に今日迄ぐ／＼致して居つた次第であります、お上から「よし」の仕度として二つの荷物が下つて、それはもう先に汽車の方に行つて居る筈であります。」

## 第二 記憶障礙と犯罪

健忘の爲に偶ま詐欺横領等の罪に問はるゝ場合あり。例へば健忘に罹れる病者にして電車よりの降車に際し、車掌に切符を渡すを忘却し、或は他人より委任せられたる金品財貨の交付又は提出の期限を忘るゝが如き之なり。又契約を忘れて他人に損失を招致せしめ、官公吏の己が任務あ

るを忘れて、自己の職責の怠慢過誤を招くが如き等も亦之に類す。又記憶薄弱に因る不確實なる供述よりは往々偽證に問はるゝ場合あり、然れば證言等を聴取するに際して、偶々事實相違の供述ありたる時は常に供述者の記憶障礙に基づくものならざるやを考慮判定せざる可からず。

追想誤謬よりも偶々虚言、誣告、偽證等の罪に問はれ、殊に虚談症よりは、徒に奇異誇張なる流言浮説を流布して世人を誑惑せしむるものゝ如くに見らるゝ場合も亦稀ならず。

#### 第四節 想像障礙

想像は記憶と異り實際の経験の再生には非ずして、腦裏に於て一定の觀念を結合して新しき觀念を生ぜしむる作用なり、例へば書物を読み其の著者の人格を想像し、登山紀行文を読み富士山を想像するが如き之なり、而して夫の藝術の如きは専らこの想像に負ふ所多きは云ふ迄もなし。想像も昂進する場合と減退する場合とあり、精神健康者にも、子供、婦人、未開人等は一般に想像亢進（空想家）し易き傾向を有し、殊に歇私的里者、變質者等に於て一層然りとす。

之に反して癡愚の如き精神薄弱者に在りては一般に想像力貧弱なるを常とす。又記憶不良と共に想像の亢進ある場合に於ては記憶の欲陥を想像を以て填補し、夫の所謂虚談症を招致するに至ることは既に前節追想誤謬の條下に於て縷述したる所なり。

想像力充進

想像力減退

#### 第五節 抽象障礙

吾人は數多の觀念群中より其の各觀念に共通せる類似點のみを抜き、其等を集合して別に新個の觀念を構成する能力を有す、これを抽象と名づく。即ちこの能力あるにより吾人は能く具體的の觀念より形而上の觀念を作り、更に進んで複雑なる思想をも單純なる言葉を以て表示し得るものなり。夫の「道德」「制裁」「詐欺」等の如き言葉は何れも皆抽象的の觀念に屬す。抽象的の觀念の構成さるるには概ね次の如き過程を要す。例へば小兒に人形を持たせ、先づ小兒をして其れを視或は觸れしむる時は小兒は能く其人形の形態性状を知覺す可し、然る後に小兒に之は「人形」なりと名稱を言ひ聞かすときは、小兒は初めて其の人の名稱及び形容を記憶す。茲に於て更に他の稍形態の異なる人形を取りて之を其の小兒に見せ、之も亦「人形」なりと云ひ聞かせるときは、小兒は更に他の人形を記憶す、茲に於て小兒は自然に兩者の異同を比較し、其中より自ら「人形」なるものゝ要素をなす共通點を抜き、茲に初めて「人形」なる概念は構成さる、斯くて其の後に至りては第三の人の形を見せらるゝ時は、他より其の何たるかを教はるを待たずして直に之は人形なりと答ふるを得べし。

抽象的觀念の構成

抽象力薄

抽象は無教育者、先天的精神薄弱（白癡及痴癡）及び後天的精神薄弱（癡呆）等に在りては著

しく貧弱なり、殊に痴愚に於ては、一般に具體的觀念は可なりに存する場合と雖、尙抽象的觀念は貧弱なるを常とす、例へば犬を知り、猫を知ると雖、動物なる觀念を知らざるが如き之なり、又忠孝、仁義、慈愛、善惡等の如き高等なる、道義的抽象觀念の意義の如きは全く之を解せざるものさへ少からず。或痴愚者の如き「泥棒は惡事です」、「人殺しは悪い」と答へながら、「拘捕は悪く無い」と答へたり。之等は畢竟只個々の行爲に就きては惡事なることを知ると雖、一般抽象的に罪惡なる概念を缺けるに基づくものと云ふ可し。

第六節 觀念聯合障礙

第一 觀念聯合と其の障礙

觀念聯合を營むに當りては自ら一定の規準あり、一は內的聯合と名づけ、觀念の内容意義によりて聯合の營まるる場合を云ひ、例へば「花」より「美」、「雪」より「白」、「鐘」より「響」等の觀念を聯想するが如し。又他は外的聯合と名づけ、例へば「電光」より「雷鳴」、「銃聲」より「彈丸」、「犯罪」より「刑罰」(同時聯合)なる觀念を聯想するが如きを云ひ。又「酒」より「咲く」、「監獄」より「艦長」、「劍」より「喧嘩」(類音聯合)等の聯合も之に屬す。

觀念聯合は實に吾人の記憶、思考及び判斷等の如き複雑なる精神作用の基礎をなすものなるを

內的聯合

外的聯合

以て、觀念聯合の障礙は直ちに之等精神作用の障礙を惹起せしむ。白癡、癡呆者及び鬱憂病者の聯合は遅徐となり、内容貧弱にして單純なるのみならず、屢々悖理無意味のこと多く、又興奮時、酩酊時に於ける觀念聯合は促進し殊に外的聯合就中類音聯合多し。

第二 考慮障礙

吾人は或考慮を廻らさんとするに當りては、先づ其の目的觀念を定め、之を基礎として之に關係ある觀念群を選択し且正しく之を排列するを要す、然れば若し觀念聯合の機轉にして障礙あらんか考慮も亦自ら障礙を被るは明かなり、例へば老人、精神薄弱等の中には或目的觀念を云ひ表すに頗るクドクとして簡約に目的觀念に到達し得ざるものあり(冗長迂遠)、或は或觀念が考慮中に絶えず浮出して去らず、本人も之を強迫として感じ到底之を排除するを得ざることあり、(強迫觀念)、之は神經質、鬱憂病等に屢々見る症狀とす。

其他酩酊者、躁病者等の考慮は促進して輕妙奔逸し、甚しきに至りては談話に殆んど系統連絡を缺く、又癡呆者の思考錯亂せるものに在りても、只單に無意味の言葉音響を羅列するに過ぎざるものあり(語臚)。

之に反して鬱憂病、神經質の沈鬱時に於ては考慮の進行著しく遅徐となり、容易に考慮廻ら

目的觀念

冗長迂遠

強迫觀念

語臚

す、思想の發表極めて貧弱單調となるが如きことあり(考慮制止)、例へば非常に能辯家が鬱憂症に罹りて以來演說拙劣となれるが如き之れなり。

されば被告人又は證人等の供述を聴取するに際しては、吾人は供述者の考慮に就て大に注意せざる可からず、例へば陳述の冗長迂遠なるを聴き、故意に辭を左右になし居るが如くに思惟し、又鬱憂者の考慮制止に對して恰も故意に沈黙を守るが如くに見ゆる場合なきにあらず。

第三 強迫觀念と犯罪

抑も強迫觀念は可なり優越なる勢力を有し、終始意識の中心を占有して容易に消退せず、病者自身も之を強迫として感じ、其の煩累厭ふ可きこと、悖理矛盾なることは充分に知りながら、而も驀然として襲來し來る觀念には到底抗すべくも非ず、強て之を除去排斥せんと努むれば却つて益々其の觀念は強力旺盛となり、不快不安の感情亢り、甚しきは苦悶懊惱の感起りて、終に其觀念に服従せざらんと欲するも能はざることを常とす。

強迫觀念の内容には、病毒傳染等を怖れて數回乃至數十回手足を洗滌せざれば止まざるもの(潔癖)、非常に疑ひ深く飽迄も穿鑿質問せざれば止まざるもの(穿鑿癖)、無暗に人の姓名を尋ぬるもの、何度も勘定せざれば安心出來ざるもの(計算癖)、同一のことを幾度も繰返されば承知

潔癖  
穿鑿癖  
計算癖

詐欺、強  
迫觀念

出來ざるもの等其種類多し。

或詐欺を犯せる變質者は珍奇な 強迫觀念を有せり、即ち外出すれば必ず途中にて便通すとの強迫觀念起り、強て斷念せんとせば却つて痛苦の狀迫り、下腹部及肛門部に催便の感を生じ、恐怖苦悶に堪へず、されば彼は常に外出に際しては不意の便通を悞れて人力車に乗ること能はず、街路を歩行する際は、共同便所のこのみ念頭に置き、他家を訪問するに當りても、先づ其の家の便所の所在を確め置き、然る後に非ざれば落付きて挨拶談話等出來ざる有様に、知人呼んで「便所病」と綽名せる程なり、又彼は時々口中乾燥すると云ふ觀念起り、之を放置する時は終には斃るゝが如くに想はれて恐怖し、爲に常に水罫に水を入れて身邊を放さず用意携帯し、人と談話の際は時々之を取り出して飲用するを常としたり。又他の之も同じく詐欺を犯せる變質者は雷鳴を非常に恐怖し、其れが爲に或時は裁判所に召喚され控室に待ち居る内に偶々雷鳴を聞き、恐怖の餘り前後の辨別もなく自宅に遁げ歸りたるが如きことあり。極めて稀れなる場合に於て人を殺したくなり、或は毒を盛りたくなり、又或は放火したくなるが如き強迫觀念に襲はるゝことあり。

或婦人は自分の娘の許に寄食し居りて専ら炊事の手傳をなし居りしが、食物調理に際して兎

強迫觀念  
懊惱

詐欺、恐  
怖症



角毒物を食物中に入れたくなる強迫観念湧出する爲懊惱し、終に自ら乞ふて精神病院に入院せしが、今度は同室患者を毆打し度き強迫観念に襲はれ苦悶せり。一般に強迫観念を有する病者は此の實例の如く、自ら能く其の病的症候なることを熟知するを以て、自ら進んで或は病院に入り、或は刃物等を己が身邊より遠ざくる等適宜の豫防警戒をなすにより、強迫観念に捉はれて直に兇行を實行することは先づ極めて稀なりと云ふべし。

第七節 判断及推理障礙

第一 判断及推理作用と其の障礙

吾人は一定の事物を考察するに當りては、「甲は乙なり」「甲は乙ならず」等(命題)の如く、自ら其の意義を断定す、この作用を判断と名づけ、次に一個又は數個の命題よりして更に新しき命題を構成する作用を推理と名づく。而して諸般の論斷推考は總てこの判断推理の作用によりて營まらるゝものなり、推理に通常二様の形式あり、即ち其の一は歸納的推理にして、其の二は演繹的推理なり、歸納的推理とは個々の觀念及び實驗に基づきて原理法則を設定するを云ひ、演繹的推理とは既に確められたる原理法則を根據として事物を判定するを云ふ、例へば「人は死するものなり」「莫見比涅の一定量を服せば死す」窒息死の血液は流動性なり」「強盜には前科者多し」等の如

歸納的推理  
演繹的推理

觀察粗漏  
の場合

熟慮を缺  
く場合

偏見ある  
場合

きは畢竟幾多の經驗事實より歸納的推理によりて得たる定則的事實なり、而して又班痕に對して理化學的検査を施して、其人の血たることを證明し、死體を解剖し其の死因を確定するが如きは既定の原理定則を準據して判定立證するものにして、即ち演繹的推理に依れるものなり。

判断及推理は普通にても往々誤謬を來たす場合あり、其各場合を列擧すれば、第一は觀察粗漏に流るゝ場合にして即ち現象の一部を觀て全體に注意を拂はざるが如き場合に於ては自ら判断を誤ることあり。又事物に就いて只部分的觀察を下すときは判定を誤ることあり。第二には熟慮を缺く場合なり、即ち吾人は熟慮によりて適當の概念を布置按配して以て適切なる斷案に到達するを得るものなれば、苟も熟慮を缺き輕卒に斷案を下すが如きときは判断推理の正鵠を失することあるは言を俟たず、第三には偏見ある場合なり、判断は感情の影響により偏見に陥ることなきを保し難し、例へば前科者を見れば悪人なりと速斷するが如し。左れば殊に殺人現場等に於て其動機を判定する場合には、極力公平無私にして且つ精細なる觀察を遂げ以て偏見に捉はれざる様留意せざる可からず。無教育者又は低能者、變質者は判断推理能力の自ら耗弱なるもの多し、無教育者の間に迷信の多く存する如きも畢竟之れが爲なり。低能者も亦通常其の判断推理力は耗弱にして周圍並に自家に對する判断に誤謬多し。例へば彼等は何故に人は働かざる可からざるか、惡

事を爲せば何故に罰せらるゝか、自分の現在負擔する義務は何等かの批判能力は極めて缺乏するを常とす。變質者殊に自己感情の亢進せるもの（往々利己主義者、社會主義者等の中にあり）も社會共同生活に對する批判能力の正鵠を失し居るもの少からず、即ち彼等が兎角萬事を自己本位的に解釋し、一旦不平不満を抱くか若くは逆境に沈淪する等のことあれば忽ち世を呪ひ、人を恨み、感情激越して容易に自暴自棄となり、又は反撥心を起して復讐等の行爲に出づるが如きは畢之が爲竟なり。

偏見に依る犯罪

犯罪者中にも甚しく誤れる辯疏の辭をなすものを見ること稀ならず、余は女性竊盜の一日舊主の零落せる態を見、如何にも傍觀するに忍びざれば之を救助せんとて竊盜を爲したりと告白し、又或犯人の如きも自分は常に富者の金を奪ひて貧者に恵むものにて、所謂義賊なれば其の罪輕かる可しとの陳述をなしたるをも聞きたり。

第二 妄想

妄想的性質

一 妄想の意義 判斷推理の病的障礙に基づける錯誤的所信を妄想と云ふ、妄想は他より如何に其の誤謬、虛無、矛盾若くは悖理なることを力説すると雖も、毫も其の妄想を妄想と自覺して訂正變更することなきを特徴とす、尤も普通の人に在りても亦往々誤信又は迷信を抱くことは免

れざるも此等は自ら熟考批判することにより、又或は他より其の誤謬なることを反證さるゝことによりて容易に訂正され得るものなり、然るに既に妄想なる病的觀念とならば、反證説得等によるも到底之を訂正變更せしむること能はざるのみか、却つて妄想は愈々牢固不拔の性状を帯び所謂妄想系統を作り、終には病者は反撥激昂し、却つて對者に肉迫して其の不法壓制を唱へ、滔々妄想に就ての根據理由を説明し、他迄も其の所信の正鵠なる所以を主張力説して止まざるを常とす。

二 妄想の發生 妄想は如何にして發生するものなるや未だ茲に充分なる説明を下し難きも、臨床上の知験によれば、大約次の如き場合は容易に妄想を發生するものゝ如し。

原發性妄想

イ 原發する場合（原發性妄想） 即ち妄想の全く原發的に顯るゝ場合を云ふ、此の種の中には眞實の知覺より起る場合も亦含まる。例へば偉人傳を讀みて其が自分の祖先の如くに想はれ、飲酒して中毒ありと想ふに至る等の如し。

幻覺性妄想

ロ 妄覺より起る場合（幻覺性妄想） 例へば罵詈雑言の幻覺錯覺よりして他人が自己を迫害するものと妄信し、陰部の妄覺よりして強姦せられたり、又頸部の幻覺異常より絞亡せられたり等の妄想を發生するに至るが如き之なり。

感動性妄想

ハ 感動亢奮より起る場合(感動性妄想) 一般に強烈なる感動を惹起する事柄、例へば災厄、敗訴、妻の不貞等の如き熾烈なる感動を伴ふ事柄に對しては、誰しも或る程度迄は冷靜なる批判詮考を爲し得ず、兎角邪推的推斷に捉はれ易きことは熟知の事實なり、されば之と同じく病者に於て鬱憂苦悶等の如き強き感動ある時は、之を或は自己の過失に於ける罪科に歸し、又或は他人が自己を呪咀するものなりと妄信するに至るは寧ろ當然のことと考へらる、敗訴が原となりて好訴病の起るが如きも亦之に類す。

意識渾濁性妄想

ニ 意識渾濁ある場合 意識渾濁せる場合にも亦妄想發生し易し、例へば夫の朦朧状態又は譫妄状態等に於て妄想の發生すること多きは之が爲なり、畢竟意識渾濁ある時は、判斷校訂の能力脆弱となるに職由す、又尙一面に意識渾濁ある時は、妄覺或は想像力亢進等あるが爲に一層妄想形成をして容易ならしむるものとす。

癡呆性妄想

ホ 精神薄弱ある場合(癡呆性妄想) 精神薄弱も亦妄想の發生に對して肥沃なる素地をなすことあり、例へば癡呆に陥れる精神病に在りては、妄想を發生すること比較的に多し。

追想錯誤

ヘ 追想錯誤及夢經驗より起る場合 例へば實際經驗せざる事實を追想して實際經驗せる如くに信じ、又或は夢經驗を實際の經驗の如くに信するの結果終に妄想となるが如き之なり。

代補性又は續發性妄想

ト 既存の妄想より續發するもの(代補性又は續發性妄想) 既存の妄想よりして論理的、推斷的に更に他の妄想の構成さるゝ場合を云ふ、例之大金を所持すとの誇大妄想より竊取されんとの被害妄想を生じ、胃病又は腦病ありとの心氣妄想より毒を飲まざる、電氣を掛けられるなどの被害妄想を生ずるが如き之なり。

發越性妄想

三 妄想の種類 妄想には種類多し、之を大別して發越性妄想と抑鬱性妄想の二となす、發越性妄想に屬するものには、或は自分は神なり、天皇なり、己が人格は崇高なり、自己は巨萬の富を有す、學識に富む、高貴の血統(高貴妄想)なり等の如き誇大妄想あり、此の誇大妄想の内容は精神病の種類殊に本人の叡智の障礙程度如何によりて其趣を異にす、例へば偏執病の如き叡智の比較的良好に保持せらるゝ病者に見る誇大妄想の内容は、一見條理整然として秩序を有するものありて、其の果して妄想なるや否やを鑑別すること困難なる場合尠からざるも、之に反して癡痺性癡呆又は早發性癡呆等の如き、主として叡智薄弱を伴ふ病者に見るものは自ら矛盾、悖理、不可思議の妄想多し、例之自己は病院に施療入院中の身に在りながら何千億圓の富を有すと誇稱し、又は大便は黄金なりとて之を大切に懷中し、又或は地球より太陽迄鐵道を布設して各星を停車場となすと云ふが如き、實に荒唐無稽の妄想多し。又或は突飛なる器械を考案發明し、斬新

誇大妄想

發明妄想

色情的誇  
大妄想

抑鬱性妄  
想

罪妄妄想

被害、追  
跡妄想

關係妄想

被害的社  
會主義的  
妄想

嫉妬妄想

なる原理を發見せりと云ふが如き妄想あり(發明妄想)。或患者は池中の鯉の浮沈によりて晴雨を豫測することを發明し、之に關して一大著述を編成したりと云へり、又或は自分は高貴の人より寵愛を受く、貴人の胤を宿せり等の妄想(色情的誇大妄想)を見ることあり。

之に反して抑鬱性妄想の内容は、自分は恐しき罪を犯せり、自分は罪責深くして天罰を被らざる可からずといふが如きものあり(罪業妄想)、或は又世人より呪咀、毒殺、強姦せられ、又は電氣を掛けられ、探偵より追尾せらるるといふが如きものあり(被害追跡妄想)、この被害妄想を抱く場合には又同時に其れに相應せる幻覺を伴ひ、即ち罵詈雑言の聲を聞き、又は電氣、催眠術、祈禱術、魔術等を幻覺すること多し。抑鬱性妄想の他の種類には、四圍環境は盡く自分を中心とし目的として動き居るが如く見え、又他人の一舉一動は自分に關係あるが如くに想はれ、新聞記事の如きも逐一自分に關係を有するが如くに想はるゝものあり(關係妄想)、其他又或は險惡なる社會主義を唱導するものあり(被害的社會主義的妄想)、其他又妻に情夫あり、夫に密婦ありと疑ひ、遂には妻の顔貌舉動を怪しみ、談話、外出、文通等に疑感を抱き、尙之に相應せる幻覺あるときは、兩戸の外に姦夫忍び寄り、咳拂ひにて合圖をなし、口笛を吹き、瓦礫を投ず杯と云ふに至る(嫉妬妄想)、この嫉妬妄想は酒客に最も多く、次には古加乙涅中毒及び老耄性癡呆又は癲癩性癡呆

化身妄想

憑依妄想

貧困妄想

心氣妄想

虛無妄想

一時性妄  
想

持久性妄  
想

變化性妄  
想

固着妄想

等にも屢々見る所なり。又或は男にして女化し、女にして男化せるが如くに妄信し(化身妄想)、又自分に狐、狸、或は生靈が憑き居ると信するものあり(憑依妄想)、貧苦にして、或は財物缺無し、負債山の如く、食餌を求むるを得ずといふもの(貧困妄想)、或は身體に重患あり、漸次に羸瘦す、精神病に罹れり(心氣妄想)、我に關する諸物は破壊し、家族親族は固より世界の有形無形の物體盡く消滅す(虛無妄想)、等の妄想を見ることあり。

四 妄想の經過 妄想は精神病の種類によりて其の經過の態容に差異あり、或は一時的に妄想顯れ忽焉として消退するが如き場合あり(一時性妄想)、之に反して一度妄想の發生するや長時に亘り、長きは殆んど一生を通じて固定存続するが如き場合もあり(持久性妄想)。

次に妄想の固定性も亦常に一樣ならず、例へば感動、幻覺、譫妄及び癡呆等の影響に基づきて容易に其の内容の變化するが如き場合もあり(變化性妄想)、之に反して一定不變の妄想固着し、牢固不拔の性狀を帯び容易に變化せざるが如き場合もあり(固着妄想)、此の如く妄想にして牢固不拔の性狀を帯び長時に亘りて存続するを妄想の系統を作り妄想の城府を築くと云ひ、偏執病に見る妄想は之に屬す。

五 妄想の鑑別 妄想を鑑別するに當りては、須く次の如き諸點を注意するを要す。

イ 事實を妄想と誤診するに非ざるか。病者の具陳する所は恰も妄想の如くに想はるゝも其は實際に存在する事實なるやも知る可からず、例へば自分には狐狸憑き居れり、自分は一大飛行機を製作し之れに乗りて天界を旅行せりなど、云ふが如き、一聞荒唐無稽の供述に對しては何人と雖直に戲談ならざれば妄想なることを鑑別して誤らずと雖、之に反して夫の嫉妬、被害、權利侵害等に關するものに至りては、實際にもあり得べき事柄なるを以て、其事實を正確に調査判定するに先立ち、直に以て嫉妬妄想、被害妄想なりと速断するは妥當ならず。

ロ 迷信に非ざるか。迷信は智識低級者の間に多く存し、且地方的關係を有するものなるも、之に反して妄想は従前の教育智識程度等には無關係に全然矛盾悖理の信念を抱懐するに至るものなり、尙其の他迷信と妄想とを比較せば、迷信は客觀的なるに反し、妄想は主觀的にして自我と密接なる關係を有するが如きは差違の一なり、例へば迷信家は地方傳説等によりて人に狐の憑くものなることを信するに至るに反し、妄想病者は直接自己の知覺によりて狐が憑き居ることを信するが如き區別あり。

ハ 誤信に非ざるか。通常にても嫉妬深き性質の人、猜疑心強き人等には殊に感動時等に際して殆んど妄想と相違ばざる程の誤信をなすに至ることは稀ならず、然れども此の場合に於ては

妄想とは異なりて熟慮靜思によりて自ら反省矯正することを得るのみならず、又他より其誤謬を説諭さるゝときは釋然として疑惑は氷解するに至るものなり。

六 妄想と犯罪 妄想が犯罪動機をなす場合は尠からず、就中被害妄想よりは、我身體生命及び財産を侵害せらるると誤信し、逆襲的に妄想上の仇敵に對して、危害を加ふるが如きこと多く、實に其の危険性大なり、殊に幻覺等の之に加はりて存する時は、人が自己の非を指摘し、或は人が自己を注目し、嘲笑し、罵詈し迫害するを感じ、恐怖、畏避、防衛の爲に一層危害の行爲に出づるが如きことあり。

某妄想性癡呆者(男三四歳、農)は被害妄想に基づきて鉞にて一名を擲ち殺し、三名に重傷を負はしめたる程の兇行を演出せしが、今本病者が其の抱き居たる被害妄想の内容左の如し。

一、「木村さい 木村イチ 木村吉兵衛等(被害者)は種々の苦情を拵へ、陰口を利き私方と近隣との間を裂くのであります」  
二、「十年前私方に於て念佛講を營みし際、親族の者參會せざりしは畢竟久藏(被害者木村イチの父)吉兵衛など入れ智惠した爲であります」

三、「私が十七歳の頃(十八年前)當時青年會長をして居た時其會にて議決せし事項か久藏、吉兵衛等は惡意にも破毀したる事があります」

四、「私が二十三歳の時(十年前)さい、久藏等は私の妹ふくを強いて瀬田嘉一なるもの、妻に遣はし、其後間もなく

くは行方不明となりました、之も久藏等のなせる業であります」

五、「私方に於て數年に亘り原人を置きましたが、さい等が種々の陰口を云ひ煽動して執れも出して仕舞ひました」

六、「久藏、吉兵衛等は郡長、村長等と結託して私方の公権を剽奪し、住所より追放せんと隠謀して居ります」

七、「昨大正七年十二月二十日頃、久藏は小穴を持ちて私方裏手の桐の太さを測量し、小穴をグルグル動かし「ハアホウ」と笑ひながら馳け歩き、小穴一つあれば桐などは皆取れると云ひ、尙「繰り殺しの法」を用ひ、星を繰りて呪ふときに私方家族は斃殺され、桐も皆取れると云ひました、此の「繰り殺しの法」とは星を繰りながら不動明王の眞言那談三曼陀と拜むのであります」

八、「昨年十一月二十日過ぎ木村彰の弟清と吉兵衛の伴吉次郎等は、東京の木村清の處より「切支丹」と名づくる器械を運び來り之を私に掛けたる爲、私方の者一同物忘れ熱が出たのであります」

九、「昨年七月頃木村彰は呪咀の用に供する爲私の子供らの洋傘を持ち行きました」

十、「私は十年前年貢の事に付きて村の助役張替元亮と争論の上、元亮を毆打し三ヶ月の懲役刑に處せられました、其當時も三之助(被害者木村さいの夫 等は元亮の味方になり被告の方を倒さんと致しました」

十一、「六年前の三月頃私の實父常吉が三之助と格闘せし際久藏吉兵衛等は中に入りて口を利き、父は詫状を相手に差入れ落着きましたが、兎角久藏、吉兵衛等は私等の方を押へ付けて詫状を出させ酒を買はせなどするのであります」

十二、「昨年十月吉兵衛は私方の戸數割等級を一級上げ自分の方は一級下げました」

十三、「切支丹の器械が掛かるときは暴風の様に黒雲低く下り、烈風家屋の内外に吹き捲くり、轉て風息めば棟の方におう

く鳥の飛ぶが如き音を聞き、同時に頭痛、眩暈、發熱等が起ります、之れ畢竟吉兵衛、彰等が、私方一家を呪咀してなす業であります」

十四、「木村イチは私の妻イソに對して虚偽の密告をなして嫉妬を燒かせ、又私方雇人にも種々の嘘を云ひて居騒くさせ、或は又「祈り祈禱」をして終に其が爲にイソは現在病氣になり一家に歸り居る始末であります」

十五、「本年冬至の翌日家内は不動行者宮本正義なるものより「ガンモドキ」と供餅の二片、蜜柑一つを貰ひ來り之を食したるに、其れ以來氣分變になり、惡寒、眩暈等がありました、之れ全く行者が「星除けの呪」を掛けたる爲であります」

十六、「宮本正義は私方の小雛二十五六羽を祈り殺し、私は其一羽を食したるに直ぐ唇痺れ、又舌も廻らぬ様になりました」

十七、「私は一日新聞を讀みたるに、記事中に鶴には劍があり、蕎麥も其筋三角形にして劍に似るを以て、之を食するときば劍を持てる不動明王の罪が當り、林檎の如く圓滿には行かずとあり、又新聞小説を讀みたるに其の一節に昔太閤が天下を取りし時二つの佛像を作りましたとあるのを見ました、之れ畢竟大字の天下を吉兵衛が取れば被告と父との二人は佛にする意味であります」

十八、「行者より「祈禱祈り」を掛けられたるときは、前記變異の外尙食物を嘔吐するが如きことあります」

十九、「行者が私方に祈禱を掛ける爲太鼓を打ち出す時は私方にてコソコソ鼠か又は猫の様に歩くものがあり、其姿は見えざるも逆熱起るので分ります」

二十、「行者の行ふ祈禱は恰も祭文にてやる「人身御供」の如きものにて、私も一人子で有りますから、此度明神様に人身御供として持ち行かれます、新聞に野木神社へ祭り込むとの記事あるは私が人身御供に上る事であります」

二二四  
二十一、昨年十一月の頃坪の手合は男女の別なく毎晩の様に私宅附近に集まり、其の足音が聞えるので屋外に出て見れば姿は見えません」

二十二、久蔵が私に對し、お前は夫の將門の様に女房の爲に殺さるる杯と云ひました」

二十三、六七年前岩井町の國王神社（將門を祭れる社）に於て陸軍の馬の検査がありました、私も亦馬を連れて行きましたが、歸宅後馬は不柔順となり私も亦身體何となく不和となりました」

二十四、雪の降れる夜、家の周圍をクワ〜と聲を立てて駆け廻るものがあります、翌朝見れば犬と鶏との足跡を混ぜし様の足跡を認めました、之れ畢竟誰か切支丹の器械をかけた爲であります。」

被害による傷

某破瓜病者（女二三歳）は豫て自分と懇の間柄なる某女が、自分一家の悪評を世間に云ひ觸らすとの妄想を抱き居りしが一日其の女を誘ひて、淺草公園の活動寫眞見物に行き、見物中用意せる短刀を以て某女を斬り付け重傷を負はせたり、當時病者は次の如き書置様の書類を懐中し居たり。

拜啓 永らくの間海山たゞならぬ大恩を蒙りながら何の御恩返しも致さず誠に申譯も御座なく候。扱て私事愚故世間の人に偏（不明）られて居るのと知らずに口車にのせられて、色々のおしやべりを致しそれが爲に世間一般の人に怨を受けざんげん迄されてお上に訴へられ、それ故遂に一家七人全滅と相成候間日頃思ひに思ひ居りし七人の仇只今首尾よく返し候、命のなきとは元より覺悟の上これにていさゝか無念も晴れ申候、まだ〜數は數ふるに違なけれど何分にも味方は僅私一人所詮敵はず候

に口惜しく存じ候、人が腹を温しく見せかけたのも皆心の悪をかくすためかと思へば實に恐ろしく今更後悔致し候、何卒今日迄の親不幸先立不孝は御許下され度はが永遠の御別れと思へば胸もはりさくばかりに候、ふくより御兩親様へ（原文の儘）

悪依妄想  
人による殺  
被害妄想  
人による殺

某病者（男三四歳）は悪魔及び狐が咽喉部に憑き居るとの妄想を有し、之れ皆悪魔たる某の所業なりと妄信し棍棒にて某を撲殺したり、又某病者（男三〇歳）は何人も仇敵と思はれ、殊に、己が妻及妻の實家の者ども共謀して自分を虐待するとの妄想を抱き、其結果夜中木刀を以て熟睡中の妻、妻の實母及妹の三人を慘殺したり。

被害妄想  
人による殺

先年兵庫縣下に於て數人の婦女を殺害し、殺人狂と呼ばれて世人を恐怖せしめたる妄想性癡呆病者入江三郎（三四歳）の如きも、全く兇行の動機とせる所は、獨探が女装して我國內に入り込み居れりとの被害的妄想に基づきたるものなり（頁参照）

被害妄想  
人による殺  
未遂

某病者（男三〇歳、僧侶徒弟）は路上に於て通行中の一少女（七年）の左頸部を所持の鐵棒にて衝き、可なりの重傷を負はしめ、數日の後、又永代橋の中央に於て偶々行き會ひたる一少女（六年）を抱き擁へて河中に投げ込みたり、病者は直に捕へられて精神病院に收容せられたるも間もなく又同室患者たる、某聾啞者（一九年）を細帯を以て絞殺せんとしたり、而して之等の兇行に對する本人の辯疏を聞くに次の如し。

「自分は社會から壓迫を受けて居つて世に出ることが出来ない、其の罪は自分が四年程前に、法華經を鼓吹した爲めに段々に世間一般から迫害を被むり「空氣壓迫」によりて體刑を受けて居る、實に苦しめられて居る。故に誰でも社會人類中の一人を全殺（殺し了す意）すればそれで自分は世に出ることが出来るといふ暗示を得たから、それで殺そうとしたのである、大人は殺し無いら子供や弱いものを殺そうとした、而し執れも全殺しなかつたけれども、其度毎に壽命が延びる心地がするから一部は達したも同然である」

好訴病

尙又被害妄想より、官廳に屢々出頭して、妄想事實を誣告し、又は自分に對して庇護救助を哀訴し出で、容れられざれば終には轉々諸官廳を歴訪し、果ては官憲當局を恨みて直訴迄も企圖するに至るもの稀ならず、斯くて是等病者は何處迄も訴訟を續け、手續の如きは法規に背くも更に之を意とせず、辯護士等に委任し置くを得ず、自ら法律を研究し、成書を涉獵し訴狀を作成し、自ら法衙に立ちて迄も飽くまで是非曲直を争はんことを主張す、訴訟の不受理棄却に遭ふ毎に、益々病勢は増悪し、省慮理性を喪ひ、身命を賭するも權利は伸べざる可からず、不法は懲らざる可からずと云ひ、終には裁判官は偏頗不公平なり、或は對手より收賄し買収されたりなどと誣告し、控訴上告其效を奏せざれば、果ては司法省、内閣に持ち出し、愈々窮すれば、直訴の舉に出で爲めに所有の財産を蕩盡するに至るも毫も顧慮することなし、精神病院に收容せらるゝに至

被害妄想  
による直訴

りても、常に訴狀様の書類を懐中して、身邊を放さず、病院職員又は參觀人等に向つて熱烈に事件の顛末、對手の非行、裁判に對する不満等を鳴らして止まず、人若しこれに耳を傾けざるときは、對手に買収されたり、共謀して自分を不法監禁するものなりなど怒號するに至る、妄想に因る直訴建白は通常妄想性痴呆、偏執病（好訴病）、變質者等に見る處なり。

某妄想性癡呆者（男三六歳、染物業）は、同業者など共謀して自分を陥罪すとの被害妄想を抱き、某祈禱者の如きも亦彼等の爲に買収され其の依頼を承けて頻りに病者の一家に對して、或は「精神錯亂術」を施し、或は妖狐を使ひて惱ましたる爲、終に病者の實姉は精神病に罹り、昵近者某は卒倒し斃れたりと云ひ出し、數度警察に告訴狀を提出せるも受理されざりし所より、この上は愈々直訴の外道なしとし、大正五年七月十日聖上、東京帝國大學卒業式に行幸あると聞き、好機逸すべからずとなして、故郷鹿兒島より遙々上京し、終に當日、本郷四丁目にて鹵簿の通御を要し直訴したり（直訴狀の内容左の如し）。

御 願

山法師 ○山○之助

山 ○ 某

右之者當市村書の箇所にて、般若院と號し、各方面の人より依頼を受け祈禱を業とする者同市廣馬場通染物業、吉川新藏より



り依頼を受け祈禱若しくは狐を使喚致し一家の平和を攪亂なし、或は人身を傷ます等種々の障害を相加へ、其飛騨實に恐る可  
く候間左に被害状態並に被害行為たる理由を具申仕候に付、何卒御取調の上相當の御裁判仰ぎ度此段願奉候

一、元私は宮市東千石町三百二十二番戸染物業、田中清藏の養子にて之有候、然るに養父は私の實姉のための夫にて私は養父と  
の關係は一般夫れより一層親密にて其日を送り居り候に、職工使役の事件より加害者たる吉川と養家との間に不和を生じ候  
處吉川は秋山と結託致し私の一家に波瀾を起さしめ剩へ姉タメの身に危害を相加へ殆んど神經患者と同一の状態に陥らしめ  
候

一、明治四十年十一月頃市内地藏角に於て菓子商を營む上村シナなる者と養家とは殆んど水魚の如く相交り居り候處然るに吉  
川の方にては之れに乗じ娘サヲを以て私の姉タメの病狀を治せんと欲せば市内新照院町般若院秋山を依頼し祈禱を乞はしむ  
べしと、シナを以て私方も其旨を通せしめたるに、近親なる、シナの言葉候故私はシナと同道にて秋山を訪問なし姉の病狀  
を巨細に告げ祈禱を依頼致し候處吉川の旨を受け斯る可しと待標へ居りたる秋山は好機乘ずべしとなし拙宅へ入込向して災  
の種を蒔きたる者に御座候、次に私事四十一年十一月頃同市内千石町馬場通染物業濱平山竹方へ通勤中再び秋山自己の法力  
を藉り同家の品物を紛失せしめ飛騨を私に歸せしめんと致せし事之有候、其後數日を出でざる内に同家下婢を裏戸口に於て  
卒倒死に至らしめ其れは私が同家を辭職したる山竹一家を恨みて之の所爲に出でたるものと山竹をして惑はしめんとしたる  
秋山等の策に御座候、是れより先き同年九月頃上村シナを卒倒死去せしめし事有之候(原文の儘)

某妄想性癡呆者(男四〇歳)は最初小學校教員在職中、精神異常者として休職を命せられたる  
を不當不公平の處分なりとなし、時の縣知事、郡長、村長等を相手取りて争ひ遂に文部大臣に陳

好訴妄想  
による直  
訴企圖

上書を提出したるも何等の沙汰に接せざるより、今度は貴衆兩議院に哀訴をなしたる上、更に裁  
判所、控訴院、大審院へ告訴し出でたるも孰れも受理されざりし所より、遂に司法大臣及び宮内  
大臣に上申し、最後には上奏文を懷中し直訴を企圖したり、本病者の懷中に携帯せる直訴狀の内  
容は左の如し。

謹で上奏し奉る昨明治四十一年四月七日以來〇〇縣知事深〇一〇外一名に對する業務妨害罪及殺人罪並に損害賠償事件、同深  
〇一〇外九名に對する日本赤十字社鎌金費消事件、同深〇一〇に對する年功加俸會計法違犯事件、同深〇一〇外四名に對する  
俸金窃盜事件、同深〇一〇外六名に對する俸給金窃盜事件並に旅費日當會計法違犯事件等に就き〇〇〇地方裁判所並に同〇  
〇支部を始め〇〇〇控訴院大審院に至るまで告訴に及びしも、概ち司法官に於て一種の情實に制せられて起訴をなさず、因て  
司法大臣子爵〇部〇職に對して嘆願に及びしも亦情實を酌み起訴をなさず、遂に陰蔽の裡に没却せり、謹で惟れば新刑法は舊  
に帝國議會に於て協賛を経たるものにして臣民の身命の據りて繫る所のものたり、既に昨年十月一日より實施せられしも位の  
貴賤官の高卑に因て異同あるべからず、苟も立憲政體の臣民にして訴訟上冤枉の患あるべけんや、然るに此の如く地方裁判所  
を始め、内閣に至るまで一種の情實に據り臣民の願意を擁護し、法網を枉げ憲政を破り下は國民の信用を失ひ上は陛下の聖旨  
に背けり。伏して恭しく惟れば我輩聖文武なる今上皇帝陛下は夙に皇統を紹繼し大政を總攬あらせさせられたるが深く職授の  
状態を顧みさせられ、昨年十月十三日畏くも優渥なる大詔喚發あらせられ、庶政益々更張を要せさせらるゝこともあれば政府  
の臣僚たるもの宜しく忠實に服すべきは言を待たざる所なり、然るに臣銀〇郎の訴訟上に於ける陰蔽事件數回なるのみならず

行政上に於ける願書拒絶事件も亦少からず、是れを以て本年三月二十五日編旨を伺ひ奉るために宮内大臣伯爵田○光○の下ま  
で書類を捧呈し置きしも九重雲深くして未だ上聞に達せしや否やを知らず、臣銀○郎今や願書拒絶せられて進退處を失ひ此の  
身を置くに由なし、伏して願くば聖鑒を賜ひ勅裁を與へさせられんことを、臣銀○郎妾に尊嚴を冒し恐懼措く所を知らず、誠  
恐誠惶頓首謹言上奏し奉る(原文の儘)。

被害的社會主義的妄想よりも危害行為に出づることあり。

某病者(男三五年、菓子職人)は路上に遊び居たる一少女(八年)を菓子を與へると欺き背負ひ  
一里餘もある田圃中に連れ行きて所持の手拭にて絞殺し、死體を其儘放置して自宅に歸りたり、而  
して此の犯行に對する本人の辯疏は次の如し。

被害的社會主義的  
妄想による  
殺人

「精神一到何事か成らざらん、自分は目下生活の苦境に陥つて居るから、之を免かれる爲には勢ひ非常の手段を執らねばなら  
ぬ、又殺害の動機は成功するか破壊を招くかの決心に出でたり、或は余の主義を是認するものあるやも知れず。

利慾に走るは世の人の常なり、されば茲に一塊の食餌あれば人之を奪ひ合ふ、故に今其中に一人を斃せば其れだけ競争者が  
減じ自分一人に就きても亦成功に一步近づくの理なり。

女殊に少女に今後生長して人類の繁殖を管むものなり、故に生存競争上女を殺す必要あり、佛法にも、女人濟度と云ふこと  
あり、殊に彼の少女は少し足らぬ子供と思つた故、生存するも社會に利益なきものなれば殺すに決したり、夫れでも愈殺さん  
とせる時は泣き出したので追に可哀想とは思ひしが、こんな弱氣ではならぬと氣を勵まして断然たる處置に出でたり、詰り

今回の行為は先づ最初に自分の勇氣を試めせるものにて、尙續きて次の者を殺す積なり。

彼女は將來誰か扶養すべき人ある筈なり、今彼女が死せば其れだけ誰か財産上の利益を得、此の點に着眼せる人は今回  
の行為を是認し寧ろ却つて余に幾分の財産を贈與して可なり。」

色情に關する被害妄想よりは、自分を常に追尾するものあり、悪奸者中密に忍び來りて強姦せ  
りなどの妄想を抱き、爲に或は名譽を思ふて自殺し又は人を誣告するが如きことあり。

嫉妬妄想

嫉妬妄想よりは家内の平和を紊し甚だしきに至りては妄想上の姦夫(婦)と争闘し、之を告訴  
し殺傷すること稀ならず。某婦は嫉妬妄想に基づきて夫の熟睡中剃刀にて墨丸を剔抉したり、又  
某は妻の陰毛を剃り陰門中に漆を挿入したり、夫(四〇歳)と隣家の老婆(六〇歳)と密通すと  
の妄想を抱き、夫及び老婆に對して暴行を加へ、又某隣人を媒介者なりと曲解して其家に放火  
し、遂に又其老婆を山中に誘ひて絞殺したり。

某病者(男四一歳)は妻が隣人某と姦通せりとの妄想を抱き且時々自分が外出先より歸宅する  
や姦夫が急遽裏口より逃げ行く姿を幻視し、嫉妬の餘り遂に一日多少の酒氣を帯び歸りて妻及び  
妄想上の姦夫を薪割にて亂打死に致らしめ、續きて狂亂躁暴狀となり附近を薪割を振り翳しながら  
荒れ廻り、都合五名のものに重輕傷を負はせたり。

嫉妬妄想  
による殺  
人、傷害

嫉妬妄想  
による殺  
人未遂

嫉妬妄想よりして己が妻を殺害せんとして果さざりし某病者（四六歳、湯屋業）の、其の嫉妬の模様に就き妻の陳述せる所は次の如し。

「是迄は斯様な事は更に無く、可なり夫婦の間も睦しく来ましたが、半歳許り前から夫の気が變になり、其後は只譯ら無い事を言ひ出しては獨りで立腹し私にも難癖を付けるのであります、初めは私が番頭と裏の物置中で密通したと云ひ出しましたので、本人に得心さず様にと其番頭を返へしまして外の番頭を雇入れました所、今度は其番頭とも密通して居る様に云ひ蒐り時々怒り出してはお前には淫亂蟲が付いて居る、さかり大じやといひながら、私の髪を掴んで引き倒して踏んだり致すのであります。後には入浴に来る男客にも色眼を使つた、表を通る男とも眼で合圖をしたなど、云つて私を責め立てる様になつたのであります。」

罪業妄想よりは自殺多し、加之ならず妻子眷族を後に残して憂き目を見するに忍びずとて、此等をも塵殺して然る後自殺するが如き場合稀ならず。某病者（男三九年、生糸商）は四年前商業上の大失敗を招き零落せしことが誘因をなして終に鬱憂病に罹り、「自分の如き人間は世界初まりて未だ無い、何事もせず食つて居ることは大罪人なり、先祖から傳へられたものを食ひ減らし、畜生と同じ罰の當つて居る人間故、警察か裁判所へ自首して出る身の上なり」との罪業的妄想發生し、且つ偶々風雨に遭へば「俺が畜生道に落つる兆なり、今一度暴るれば落ちる、必ず今一度暴れる」など、云ひ終に一日薪割を以て妻及二人の小供を殺害したり。

罪業妄想  
による殺  
人

罪業妄想  
による殺  
人、間接  
自殺

是等罪業妄想を有する病者は稀に自殺の意はあるも意志の脆弱なるが爲に、自ら處決する丈の氣力を缺き爲に他人の手に依りて殺されんと欲して故意に争鬪を仕掛け、若くは死刑に處せられん爲に故意に放火、殺人等の死刑にかゝる罪を犯すが如きものも亦稀に存することあり（間接自殺）。其鬱憂病者（男十七歳職工）は嘗て銀行集會所に雇はれ中、同行備品たる書籍を一冊無断持ち歸りたることありしを想ひ起して窃盜罪を犯し居るものとして苦痛を感じ、又或頃は電燈會社に雇はれ中或貴顯婦人の參觀ありし際、仲間同志にて批評を加へたる事が今日となつては甚だしく、不敬罪を犯したる様に感じ、到底罪科重くして世に生存するを得ずとなし、苦悶發作に襲はれ、幾度か自殺せんと思ひ立ちしも果さず、終に人を殺して死刑に處せられんと決意し、實妹（五歳）を絞殺して警視廳に自首し出でたり。

誇大妄想

誇大妄想よりは自己は神なり皇帝なり、霸王なりと誇號し、爲に不敬の言行に出づること稀ならず。某病者は我こそ眞の三種の神器を所持し、某所の岩窟中に埋匿し在りとの妄想を抱き居たり、又或は巨萬の富を有すと妄信して金品財貨を濫興し、又は濫りに賣買契約をなして詐欺の罪に問はるゝことあり、某病者は自己の糞便は盡く黄金なりとの妄想を抱き數萬の賣買契約をなしたることあり。

發明妄想よりは他人の業務を妨害し、財政に窮すれば詐欺窃盜等の犯行を犯すに至る。某病者は金魚の浮沈する模様によりて天候を豫測するを得ることを發明せりと云ひ、氣象臺の揭示は誤り居れりとて之を毀傷して捕へられたり、又某病者は桐栽培法の研究を遂げたりと妄信し生活に窮して終に詐欺を犯したり。

色情性誇大妄想よりしては自己は高貴なる御方より寵愛を被るなど、妄信することあり。某病者(男三三歳、足袋職人)は或高貴の姫君と精(双方の意志の意)に依りて情交したり(時々姫君の姿を幻視す)と云ひ艶書を發送すること數回に及べり、又女性病者の中には宮中より召さる、女官に任せられたり、などの妄想を抱きて禁裡に立ち入らんとするものも亦少からず。

第八節 智力薄弱

第一 智力薄弱の原因

智力薄弱の原因は先天的又は後天的にして、先天的智力薄弱は、白癡の徵候なり、次に後天的智力薄弱は種々の精神病殊に痲痺性痴呆、癲癇性痴呆、早發性痴呆、慢性中酒病、老耄病、腦病、頭部外傷等に續發する癡呆状態に於て之を見る所なり。

第二 智力薄弱と犯罪

智力の優劣と犯罪との間には密接なる關係あり、智力の優良なる者は自然權謀術策に富み、其の手段亦巧妙を極むるは寧ろ當然にして従つて文書偽造、詐欺、脅迫等の犯行は自ら智識階級者の間に多く、之に反して癡愚者の如き、智力薄弱者の犯罪は、其智力に應じて自ら犯罪種類の如きも亦窃盜、放火等の如き比較的手段に智能を要せざるもの多し。尙智力薄弱者の犯罪動機も亦自ら愚昧淺薄なるもの多く、例へば主人に叱責せられて、若くは懷郷の念に驅られて主家に放火するが如き事例は熟知のことなり。極端なる實例として、某癡愚(男一三年)者は主人に叱責せられたる爲背負ひし主家の小供を河中に投入して逃走したり。或は又群集蝟集して躁ぐが面白し提燈の右往左往するのが奇麗なり、鎮火後に酒又は握飯の馳走出るを期待して放火するものも少からず。又は火薬を爆發して喜び、又は汽車の轉覆を企て河水を溢れしめて喜ぶが如きものあり。又色慾の衝動よりは猥褻強姦を敢てするもの多し、某癡愚者は路傍にて或女教師に出會ひ勃然と色情の衝動起り、情交を挑みしも劇しき抵抗に逢ひ終に其婦人を扼殺したり。又彼等は思慮淺薄にして、判斷力乏しく被影響性に富めるが故に極めて容易に他人の行爲を模倣し又教唆煽動、使喚され易し。

某癡愚者(女二二歳)は一日主家より暇を取りて淺草公園に遊び、見知らぬ男と懇意となりて

癡愚者の  
放火

終に共に其夜は觀音堂に露宿して情を通じ、翌日になりて相共に他國に駆落せんとの話成りしも、互に所持金無き所より、其男は女に向ひ、今迄奉公し居たる主家へ強盜に入りて金を奪ひ來れと教唆し、女も其意に隨ひ、男より玩具の洋剣を受取りて、主家に押入り金五圓を強奪したり、又某不良兒（一〇歳）は一夜悪漢の爲に嚇かされ、僅に二錢銅貨一個を貰ひて放火し、終に全焼千〇五十五戸、半焼四十一戸、焼死二人（明治二十一年東京本郷春木町大火）の大慘劇を演出したることあり。

以上の如き實例に就て見るも亦低能にして意外なる犯行を敢てする場合は決して珍しからず。然れば彼等は智力足らず低能者なるが故に斯かる兇行は到底なし得ざるべしとの推定を下すが如きは往々當らざることあり、由來、放火、強盜、殺人等の兇行が意外に豫想だにせざりし痴者によりて演せられ居たるが如き事例には屢々遭遇することあり。

#### 第九節 意識障礙

##### 第一 意識と其の障礙

吾人が能く時々刻々變遷推移して息まざる精神の各瞬間の過程を認識し得るは畢竟、意識状態に在ればなり、之れに反して睡眠中又は泥酔中の如きは意識は缺無す、而して此の全然無意識状態

意識濁濁

態と完全なる意識状態との間には濃淡の濁濁状態あり。

意識濁濁状態に在りては、外界の事物を了解すること正しからず、又注意を傾注することも不完全となり、考慮の進行は妨げられ、甚しきに於ては、思考錯亂紛糾して全く不得要領となる、又判断に誤謬多く、記憶は不良となりて、新舊の事實の全部或は一部を忘却し、或は全く經驗せざることを實驗せる如くに思ひ誤り、終には荒唐無稽の虚談を敢てするに至る、情緒は刺戟に反應して正しく起らず、又行爲は衝動性無目的となる、概して精神茫乎となり、恰も睡眠より覺めたる時の如くに外界の認識は不確實にして、今日は何年何月何日なるかを知らず、且又自分の現在居る場所は何處なるや、周囲の人々の誰なるやをも判明せざるに至る（指南力缺乏）、尙意識濁濁中には往々幻覺及び妄想の發生する事あるは前述せる處なり。

注意すべきは意識濁濁中の行爲に關する追想は多くの場合に於て缺如することとなり、或は極めて概括的に覺え居ることもあり、或は全然間違ひて覺え居ることもあり、又或は主要なることは忘れて、不必要なる枝葉に亘れる事を能く覺え居るが如きこともあり、又意識濁濁ありたる直後には能く追想することを得るも後に至りて追想不能となることもあり、又逆に意識濁濁状態以前の事迄も忘れ居るが如き等のあることも已に前述せし所なり。

指南力缺

追想不能

第二 意識障礙と犯罪

無意識状態即ち意識の全然缺乏する状態中に於て、犯罪行為（不作爲犯は別として）あるは稀なり、例へば熟睡若くは昏睡中に於ては精神作用全く缺如し、外來刺戟に對して何等の反應なきを以て犯行の發生する機會生ぜざるを普通とす、之れに反して意識渾濁状態に際しては朦朧ながら尙可なり意識存して、外來の刺戟に對しても亦相當の反應を呈するを以て、種々の動機に際會して、犯行を招致するに至る。

意識障礙は普通にも、催眠状態、酩酊、感動、月經時、分娩時、頭部外傷等に際して來り、殊に癲癇又は歇私的里の者には、此の状態が固有なる一症狀（朦朧状態）として著明に現るゝこと多し。

其他精神病者の錯亂状態又は高熱若くは衰弱等に際して來る譫妄状態等にも一程度の意識渾濁を伴ふものとす。

朦朧状態

一 癲癇性及歇私的里性朦朧状態 癲癇又は歇私的里には、往々痙攣發作の前後又は之と無關係に一時意識の渾濁状態を惹起することあり、殊に婦人に在りては月經時妊娠時等に起ること多し、本状態の發作に際しては、病者は或は亢奮躁暴狀を呈し、或は苦悶譫妄狀を呈する等のことあり。

あり、此の時に當りて恐怖被害性の幻覺（火焰、惡魔、妖怪、變化等）又は妄想（磔にさる、火烙りにさる等）を有する時は、病者は恐怖の餘り錯亂狂暴するを以て往々危害を醸すことあり。朦朧状態は後段睡眠障礙の條下に述ぶる所の夢中遊行又は睡眠酩酊等の状態にて現はるゝことあり。

情魂大悦症

又其消魂大悦症も亦此の種に屬するものにして、即ち殊に祈禱時等に際して意識渾濁を招致し、主として宗教上の幻覺活潑に起り、幸福爽快なる感動の充溢する状態を呈するものなり。某歇私的里性婦人は祈禱時に於て美しき神の世界を眼前に眺め、或は髣髴として神體に接し對話するを感ずるが如きことあり。

二重意識

其他夫の二重意識なる現象も亦朦朧状態に於て屢々見る所なり、此の場合に於ては一人にして異なる二人の意識を有し、各兩本人の意識は明かに區別して存在するものなり、甲人の意識の時には乙人の意識を缺き、乙人の意識の時は甲の意識を存せず、例之一人にして或時は男となり、或時は女となり、又或時は自我と神との二人格を有することあるものゝ如し、且甲人格に於て爲したる行為に就ては乙人格に於ては全く其の追想を缺くこともあり、本状態は殊に歇私的里に多く見る病狀にして、某婦人の如きは時々神になり、其際には自分を他人に對して「妾」と呼び又

「苦しうない近う寄れ」助け遣はずぞよ」など、臺詞めきたる口調にて談話するを常とせり。

一度發作せる朦朧状態の持續時間は、短きは一二時間、長きは數週乃至數ヶ月に亘る、朦朧状態中のことは後に至りて概括的に記憶あることあり、又或は全く追想し得ざることもあり、佛國の某商人は癲癇性朦朧状態に襲はれ、所謂夢中にて長途の旅行をし、途中普通に汽車汽船の切符を求め、宿屋に宿泊せしも、後に至りて更に何等の記憶なかりしと云ふ。

朦朧状態中に於ては往々萬引、放火、誣告、邸宅侵入、嬰兒殺人、猥褻等をなすことあり。殊に恐怖性被害性の幻覺、妄想あるときは狂亂躁暴狀となり家族を壓殺し荒れ狂ふが如きこと稀ならず。

某癲癇病者(男四四歳)は朦朧状態の發作中に於て何等の動因も無くて附近の某家に、所持の燐寸にて放火をなし全焼に至らしめたり、後に至りて行爲時の追想は極めて概括的に存せしも何故に放火せしかは自らも之を知ることを得ざりき。又或病者は酒店にて飲酒中一名の巡查入り來り隣席に居たる一面識なき客を拘引したるを目撃し、感情亢奮と共に、意識喪失し夢中になりて店を飛び出し、該巡查を追及して所持の小刀にて巡查の胸部を刺して即死せしめ、後再び酒店に引き返し元の座席に着き飲酒を續け居たり、數時間の後に至りて意識覺醒したるも行爲當時の追

癲癇性  
による放  
火に  
朦朧状  
態  
中の殺  
人

想は全く無く全然夢中なりしと答へたり。

某癲癇者(男二二歳)は朦朧状態の發作中に於て自己は、「デモクラシー」團と名付くる賊徒の團體の團員の爲に、猿轡を篋められて、其巢窟に連れ込まれ強制的に團員に加入せしめられたりと空想し、團規に従ひ、黒羅紗背廣服を着用し、黒色烏打帽子を被り、赤靴を履ち(實は其風態を新規に調製せるには非ずして、從來より偶々前記の如き風態をなし居りしもの)團長の命なりとて、東京より近縣に亘りて數回の詐欺を働きたり、其方法は地方の農家を訪ひ、自分は東京某商店員なるが今回巨額の米穀を買ひ占むる筈なれば宜しく頼むと云ひて優待を受け、辭去に際して實は今途中にて財布を紛失したれば、東京迄の汽車賃を借用致し度しとて金二圓乃至五圓を詐取せるものなり、朦朧状態より覺醒せる後は該行爲に就ては只夢の如く漠然たる記憶あるに過ぎずと云ひ、又發作より醒むる時は前記空想的事實は全く己が夢想なりしことを辨識し己が非行をも後悔するを常とせり。

某歇私的里病者(女三〇歳)は一會社員と私通し夫婦となるも、爾後夫婦間の折合ひ悪しく、終に離別することに相互の協議の上にてなりしも、當方の小供一人ありて之を人手に掛くる事を苦にし、遂に小刀を以て小供の咽喉を刺して殺害し、自分は縊死を企てしも果さず、漂然として

癲癇性  
の詐  
欺  
中

ヒステ  
リ  
性  
癲  
癇  
中  
の  
殺  
人  
未  
遂

家を出で、蟻穀町より汽船にて銚子に赴き投身せんとして宿屋に泊り居る所を捕へらる、後に至りて兇行に就きての記憶は極めて概括的に存したり。

二 催眠状態、催眠状態に在る者の意識内容は只術者より暗示さるゝもの而已に限局せられ、總て術者の欲するが儘を信仰し且つ其れに従ひて行動するものなり、催眠状態にも濃淡の差別あり、最も深き場合にありてのみ無意識となる。催眠状態の法醫的關係を述べれば、本状態に在るものに對して、猥褻姦淫等の罪を犯す場合、或は此等のものを利用して殺人放火等の行を爲さしむる場合等あり、又或は催眠状態中に巧に暗示をかけ置く時は、覺醒後數時間乃至數日間の後に於ても尙よく犯罪を行はしむることを得るものなりと云ふ、然れどもジショッフは催眠術を犯罪に利用することは普通考へらるゝ程に容易のものならずして、催眠術をかけて強姦せられたりなどいふ告訴の如きは、慎重に事實を考究せざる可からずと云ひ居れり。

三 酩酊 酩酊は神經中樞の急性酒精中毒現象にして常に其の程度に應じて意識の溷濁乃至喪失を招致するものなり、即ち殊に指南力、記憶力、注意力、理解力、批判力等の原始的作用著しく障礙を被り、又一面には精神制止作用の麻痺する結果、思考は散亂し、多辯饒舌となり、詭言洒落を弄し、唱歌吟詩を縱にし、身體の疲労を感せず爲に多動不安となり、恰も精神内界は輕妙

活潑運動力増大せるが如くに觀ゆることあり、從來はこの状態を以て亢奮發揚と見做したるも、蓋之は精神制止作用の麻痺現象に外ならず。

斯くして考慮は淺薄となり、批判偏狹に流れ、感情刺戟性となりて些細のことにても忍ち立腹憤怒して喧嘩争闘をなし、傷害、放火等の兇行に出で易し、又道德風儀の感情鈍り謹直眞摯の態度を喪ひ、自制の念薄らぎ公衆の面前にて臆面もなく汚穢猥褻の言行に出で、恬として耻ぢざるに至る。酩酊の極全然意識喪失程度の泥酔に及ばば、已に精神身體の極度の麻痺にして只地上に仆れ、不明の言語を發し、外界の刺戟に對しても何等反應を呈せざるに至る。さればこの状態に在りては却つて複雑なる反應的行爲は寧ろ爲し難し。

尙精神病者、癲癇、歇私的里、遺傳變質又は腦震盪等に基づく精神低格者等にありては、酒に對する精神的反應激甚にして、酒量に比例せずして、強度の意識障礙と共に種々複雑なる精神病的状態を呈するもの尠からず、夫の所謂病的酩酊(或は複雑酩酊)(頁參照二二七)と名づくる状態は即ち之なり、此の状态に於ては意識は溷濁し、且或は抑鬱苦悶性となりて盲目的の暴行を敢てし、又は自殺を企圖するが如きことあり、或は躁暴狂亂狀となり、憤怒號泣し殊に恐怖性の幻覺、妄想(殊に被害妄想、嫉妬妄想)等を伴ふ場合は其の危険一層甚大となる。某男は二十歳頃よ



慢性酒精中毒に  
よる殺人

病的酩酊  
による傷

り大酒に耽り遂に慢性酒精中毒に冒さるゝ所となり、時々精神變調を呈し居たり、六十五歳に及び病症激増し世人が自分一家を誹謗すと云ふ被害妄想を抱き居りしが、遂に一夜酩酊中己が妻子及び隣人都合八人を殺害し、後日に至りて兇行に關する記憶更になく、又何等動機と認むべきものをも證出すること能はざりき、又某男は二十七歳頃より癲癩に罹り時々極端な暴発あり、氣質短氣憤怒し易し、神佛に感溺す、三十九歳の時夜半酩酊して、東京銀座を徘徊せるを巡査の爲に舉動不審者として誰何されたるより忽ち立腹して巡査と格闘し、遂に警察署に引致され、留置場に拘束さるゝや、愈々躁暴状態となりて、竟に巡査の佩劍を引き抜き居合せたる二巡査に切り付け重傷を負はせたり、躁暴状態數日間持續したる後に於て沈靜し、當時のことを只概括的に記憶せり。

四 感動 感動の劇しき時は常人にても多少意識の溷濁するは免れざる處なり、思慮分別ある人にてても感激に驅られて、我にもあらぬ傷害、殺人等の所謂感動犯罪を演出することは熟知の事に屬す、殊にそれが精神病者又は變質者等に見る病的感動の状態とならば、其の原因瑣細なるにも拘らず、感動の發作異常に劇烈にして且長時間持續し、意識の溷濁は一層強し。

五 月經時及分娩時 殊に歇私的里、變質者等にありては月經又は分娩時に於て往々意識朦朧

ヒステリ  
イ、分婭  
殺人

状態を呈することあり、從つて此の期に於て萬引、放火、嬰兒殺等の犯罪尠からず、ロンブロー||は女子八十人の警察犯罪者中七十一人は月經時中なりしことを證明し、又レグラン氏は五十六人の萬引犯罪者中三十五人は貴婦人にして、而も月經時中なりしことを報告し居れり。某婦人は夫は窃盜罪を犯して、逃走行方不明となり、自分は妊娠の身にて實兄の許に厄介になり居る中、歇私的里増悪し盜人の兒の生まるゝを恥ぢ、心痛の裡に在りたるが、終に朦朧状態の發作に襲はれ夜半戶外に出で附近を徘徊中、俄に産氣付きて小供を分娩したり、而るに彼女は其子を前掛に包み側にありたる井戸中に投げ込みて歸宅し、數時間後に意識恢復せしも、兇行時中の記憶は殆んど無し。

六 頭部外傷 腦震盪の後には、其度の輕重により、種々の程度の意識溷濁を招致するを常とす、而して甚だしきに至りては、無意識状態の數時間より長きは一二日間も持續することあり、覺醒後には記憶に誤謬を生じ、又逆進性健忘を呈することあり。又外傷に起因して種々の精神病的状態を發すに至ることもあり、然れば強く頭部を毆打され、若くは負傷したる(兇器等にて)者の供述を聴取するに際しては頗る周到の注意を拂はざる可からず。

七 躁暴状態 此の状態に於ては意識溷濁を呈し思想錯亂し、外界知覺不忠實となり、場所及

時の辨識不能となる。

本状態は躁病、癲癇及種々の精神病の亢奮發作時に於て之を見る。

八 譫妄状態 譫妄状態は活潑なる妄覺を有する不安錯亂状態にして酒精中毒、癲癇、歇私的里、高熱時又は衰弱虛脱等に際して屢々見る、本状態に於ても亦著明なる意識濁濁を來たし、殊に恐怖性の幻覺、ある場合には暴行傷害等の行爲に出づること多し、病院にて高熱のもの又は大手術後の病者等の往々劇甚なる亢奮を呈し不測の兇行を爲すことあるは此の類なり。

### 第三 睡眠障礙と犯罪

睡眠は本能的並に習慣的に規則正しく起る現象にして、其の原因は恐らく神経中樞の機轉に基づくものならんも未だ之を詳にせず、但全身の疲勞、血液の不純等は主要なる關係をなすもの、如し、睡眠障礙の主なるものは、睡眠酩酊と夢中遊行となす。

#### 一 睡眠酩酊

睡眠酩酊とは突然睡眠より覺醒せる際に起る現象にして、即ち尙暫時意識朦朧として周圍を辨識すること不能なる状態(俗に寢呆の類)を云ふ、この状態中には多くは曩に經驗せる感動若くは夢中の觀念に捉はれて、放火殺傷等の危害行爲を爲すと稀ならず、本状態は癲癇又は酒客に多し。

癲癇、  
動性、  
酩酊、  
害、  
自傷、  
感

感性、  
酩酊、  
殺、  
人、  
夢

#### 甲 生理的睡眠酩酊

本型は慣れざる場所に寝たるとき、窮屈なる寢様をなせるとき、又偶々多人數と雜居したるとき、喧嘩の爲睡眠の妨げられたるとき等に往々惹起することあり。

#### 乙 感動性睡眠酩酊

本型は睡眠前に何か憤怒怨恨等の如き強劇なる感動亢奮ありし場合に於て起ること多し、斯くて偶々覺醒するや意識朦朧中に其感動に支配され、不識の裡に感動の支配に反應せる行爲に出づるが如きことあり。或癲癇性婦人(二四歳下女)は某家に奉公中日頃餘り仲好からざりし朋輩と喧嘩し就眠せしが、翌未明に自室の戸棚中に仕舞ひありし剃刀を取出して、隣室に寝ね居たる前記朋輩の咽喉部を切り付けて重傷を負はせ、自分は臺所に來り更に庖丁を以て、己が咽喉部を斬りたり、爾後約一時間にして漸く覺醒し、前記の事實は全然覺えなしと云ひ居れり。

#### 丙 夢性睡眠酩酊

本型は不快恐怖性の夢に襲はれ突然覺醒する際に起ることあり(夜驚)、此の際引き續きて幻覺錯覺(妖怪、猛獸等)現る、ときは之に魔魅されて不識の裡に兇行を演出すること稀ならず。某癲癇病者(一七歳淫仕)は感冒に罹り發熱臥床中夜半突然傍に寝ね居たる、同僚に組付き格闘と

なり、終に現場に在りたる空氣銃を取りて相手を撲殺し自分も其處に仆れたるまゝ睡眠し、暫時にして覺醒し慘狀を見て打ち驚き直に自首し出でたり、而して本人は其間のこと何事も覚えなしと云ふ、こは恐らく何か悪夢に襲はれて覺醒し、同僚の顔の妖怪變化等に錯視されたるに因れるならんも、本人は後に至りて全然健忘せるものと思料せらる、只本人は夜半一身が何か危険が迫れる様な感ありたるを徹かに記憶す。

丁 酒精性睡眠酩酊

本型は酩酊して睡眠せるものが突然覺醒する時に起ることあり。或酒客は泥酔の上睡眠せしが夜半覺醒して妻子を慘殺し、而も後に至りて何等の追想も無しと云へり。

某男(三四歳)は幼時高所より墜落して氣絶せしことあり、其れ以來頭重くなれり、三十二歳頃より家計不如意の爲苦慮せる結果重き神經衰弱に罹る、不眠頭痛を醫せんとして大酒を初めしも酔へば酒癖悪しく、亂暴狼藉する癖あり、終に一日泥酔して路傍に横臥中偶々通行せる某は、其の者の鼻を摘みて起したるに、其の者は忽ち狂亂狀を呈し石を投げ付け、終に路傍に在り合せたる丸太棒を取りて某を毆打し即死せしむ、其者は再び睡眠せず後に至りて當時の記憶概括的に存せり、且本人は被害者が「汝の命を取る」と云ひしより恐しさに防衛の積りにて終に斯かる兇行に

酒精性睡眠酩酊  
殺人  
神經衰弱  
酒精性睡眠酩酊  
殺人

及びたりと辯疏し居れり。恐らく被害恐怖性の幻覺妄想の如き症狀現れたるに因りしものならん。

二 夢中遊行

夢中遊行とは睡眠中起き上りて徘徊遊行し、或は種々複雑なる行爲を爲したる後、再び寢床に復り若くは其場に仆れて更に睡眠を續け覺醒するも多くは何事も記憶を遺さざる状態を云ひ、夫の俗に離魂病など、唱へらるゝものは之に類屬す、本症も亦癲癇、歇私的里、變質者等に多く、健全者殊に子供にも往々見る所なり、本發作中に於ても亦往々竊盜、放火等の犯行を見ることありといふ。

## 第二章 感情障礙

### 第一節 感情作用

單一感情  
或は情緒  
複合感情

吾人の感情は之を大別して單一感情と複合感情とに區別す、單一感情とは主として一感覺に伴ふ快、不快の要素的感情を云ひ、複合感情とは、憤怒、恐怖、鬱憂等の如き、複雑なる感情を云ひ、複合感情は一に又之を情緒と云ふ、尙單一感情には快、不快の方向の外、又亢奮沈靜及び緊張弛緩の二方向あり、即ち春の花に對する感情は快にして、亢奮の方面を有し、秋の月は同じく快なるも、沈靜の方向を有するが如き相違あり、又恐怖は緊張方向の不快感情にして、憤怒は亢奮方向の不快感情なるが如し、又身體的にも緊張方向の感情には呼吸、脈搏、血壓等に著しく亢奮緊張を伴ひて爲に顔面蒼白、筋肉緊張、心悸亢進等を招致し、分泌及排泄は増進す、之に反して弛緩性の感情に於ては、血管擴大、筋肉弛緩等を呈するものなり。

一定の弱き情緒の數時間乃至數日に亘りて繼續する状態を氣分と名づく、一日の氣分は朝に於ける特種の刺激の影響を蒙り、又身體の健否又は天候等の影響を蒙ることは熟知の事實なり。

人は其の天賦に享有する氣質により情緒の現れ方を夫れ夫れ異にするものなり、例へば常に悲

氣分

氣質

感動

情操

觀憂愁に耽る厭世氣質と、常に爽快の情に富む樂天氣質とあるが如し、古來より氣質を分類して膽汁質、多血質、神經質及粘液質の四種となされたり、グントの説によれば、就中膽汁質及神經質は孰れも感情活動強く、之れに反して多血質及粘液質は孰れも感情活動弱しと云ふ。

特に強劇なる情緒起りて思考並に行爲を支配するに至れる状態を感動と云ふ、例之恐怖、憤怒、嫉妬、心痛等の感動之に屬す、感動に際しては又血管及臟器神經にも影響を及ぼすものなり、例へば驚愕に際して血管痙攣性となりて、顔面蒼白を呈して發汗し或は大聲を發するが如きことあり、又憤怒に際して血管痙攣性となりて潮紅を呈し、又或は心痛に際して、腸蠕動の亢進することある等の如し、又吾人は美術風景等を見て快感を感じ、或は悪事を爲さんとするも不快の感に制せられて到底なし得ざるが如く、吾人は自ら本能及び習慣によりて審美及道義に關する感情を有す。之を情操と名づく。是れ即ち道德良心等の中心核をなすものなり、情操の先天若くは後天的に鈍麻する場合あり、悖徳症之なり。

### 第二節 感情障礙と犯罪

#### 第一 異常氣質者

前述の如く人々の氣質は普通にて多少相違あるものなり、殊に癲癇、歇私的里、變質者等の

如き、精神異常者の氣質は、著しく異常を呈するもの多し、之を異常氣質者と云ふ、俗に所謂「變人」「變り者」など、呼ばるゝものゝ如きは之に屬す、今普通に見る異常氣質者の種類を列擧すれば左の如し。

一 陰鬱性氣質者

陰氣にして些細なることにも苦慮心配し、過去と云はず未來と云はず、盡く不幸、心配を以て充さるゝ如くに感じ、前途に對しても悲觀絶望し、動もすれば厭世の極自殺を企圖するが如きもの。

二 樂天性氣質者

常に爽快上機嫌にて何事も樂天的に感じ、前途は希望幸福に充ち、諧謔諷刺に富み、多辯饒舌作爲劃策多きが如きもの。

三 怯懦性氣質者

小膽憶病にして決斷力に乏しく事物に對し恐怖の念を生じ、衆人の面前に出づるを嫌ひ、努めて他人との交際を避け、常に孤獨閑居を好むが如きもの。

四 憤怒性氣質者

自恣にして兎角不平不満多く、僅微のことにも憤怒激昂し易きもの。

五 自負性氣質者

自尊倨傲にして、虛榮心強く、言動兎角誇大的にして何事にも自分一人が押されざれば喜ばず、又仁俠を以て自ら任ずるが如きもの。

六 感溺性氣質者

一途に物に執着し、殊に宗教、政治等に感溺して東奔西走して家を顧みず、其れが爲には家産を蕩盡するに至るも意とせざるが如きもの。

七 輕卒性氣質者

機嫌動搖し易く事物を輕信し、觀察皮相的にして仕事に眞摯を缺き何事にも倦き易く、成就し難きが如きもの。

八 我慾性氣質者

頑固執拗にして自己感情は充進し、吝嗇にして同情博愛の念に乏しく、冷淡酷薄、他人の不幸窮境の如きは、毫も顧みる所なく、只管己が利益のみを計るに汲々たるが如きもの。

第二 感情過敏

感情の發動輕易となれる場合にして之に次の種類あり。

一五四

一 氣分の異常(病的不機嫌)

精神異常者には僅微なる誘因によりても忽ち不満、憤怒等を惹起し易きもの尠からず、尤も此の状態は普通者にも酩酊時には往々見ることあり、殊に癲癇又は歇私的里者に在りては、些細のことにも直ちに強劇なる憤怒感動を起すこと多く、其他一般に精神病者、白癡等にはこの如き感情の過敏を呈する場合多きを見る。

二 感情轉換症

精神異常者の中には、忽ち笑ひ或は忽ち泣くが如く感情頗る動搖性を呈するものあり、之を感情轉換性と名づく、之れ畢竟各異なれる觀念思考の去來につれ其れ／＼内容相應の感動の交代發動するに因るに他ならず、この感情轉換症は殊に歇私的里、癲癇及び變質者に多く、其他、重病(窒扶斯)等の恢復時、神經衰弱者白癡等に於ても見る所なり。

三 病的感動

夫の憤怒又は恐怖の如き強激なる感動は、吾人の思慮辨別を一程度まで混濁麻痺せしむるものなり、されば思慮分別ある人にして一時の感動に驅られて不測の奇禍を招ける實例は日常多し、

然れ共普通の感動は常に其れに相應せる原因によりて起り、又其持續も一定時にして、且原因止む時は感動も亦之と共に消ゆるを常とす、然るに精神異常者の中には、(一)全く外因なくして突然強なる感動起り(二)或は何等か幻覺妄想等ありて其れが爲に感動續發し(三)又或は何等か僅微なる動因ありて激烈なる感動の異常に長く續くが如き場合あり、病的感動の主なる種類左の如し。

イ 病的憤怒

精神異常者殊に癲癇、歇私的里、神經質等に在りては僅微なる動因によりて、強激なる憤怒を起すこと多く、而して又多くは此際強度の意識混濁を生じ、後に至りて追想不充分なるか又は缺如すること多し、又この病的憤怒は一時血管筋肉に影響を及ぼし爲に顔面蒼白を呈し、或は潮紅し、又四肢震戦、發汗、筋肉攣縮、握拳等の身體的變化を呈することあり。

某癲癇者(男三九歳)は、十年前より時々癲癇發作を病み、其頃より短氣刺戟性となりしが、一夜十一時頃街路に佇立し居たる所を警官に誰何され、二三押問答の末派出所に同行されたるより、立腹し巡査と格闘し、終に警察留置場に入れられたる處、終に巡査の佩劍の中身を抜き取り二巡査の肩及面部に斬り付け重傷を負はせたり、爾後二三日間憤怒躁暴狀態持續し、裁判所に送

癲癇、病的憤怒、傷害

神經質、  
病的憤怒、  
殺人

らるゝ際にも、護送馬車の扉を破り、又裁判所に至りても亂暴し窓硝子を碎きたり、一週日の後に至りて漸く沈静し、意識明晰となり、初めて己が非行を悔ひ、兇行を夢現の如く記憶せりと告白す。

又某神經質者（男三二歳）は折合良からざる實母と妻との中間に介在して苦慮し居りしが、或時母が何か小言を云ひしより突然憤怒し、傍に寝ねたる生後間もなき實子を抱き上げ、板の間に投げ付け死に至らしめ、後には非常に後悔したり。

病的恐怖

病的恐怖は精神異常者中殊に被害、追跡妄想等を抱くものに最も屢々見る所の症候なり、此等の妄想病者は恐怖の餘り防禦自救の爲めとて種々の防衛策を考案し、或は警察裁判所等に對者の非を訴へて（誣告）保護を願ひ出で、容れられざれば終には直訴等の行爲に出づることあり。

某病者は仇敵より電氣をかけらるゝと妄信し、防禦衣を考案して常に着用し、又某病者は仇敵吾が家を狙ふと妄信して、毎夜各戸戸を鐵鎖もて嚴重に締め切りたり。

危険なるは病者が恐怖の餘り反つて逆襲的に妄想上の仇敵に對して危害を加ふることなり。（第一二二頁参照）

幻覺、病  
的恐怖、  
防禦的  
被害妄想  
病的恐怖

又強迫觀念にも強烈なる恐怖感情を伴ふことは其の條下に詳述せる所なり。（第一一〇頁参照）  
ハ 病的鬱憂

病的鬱憂も亦精神異常者には屢々見る所にして、殊に罪業妄想又は心氣妄想等に續發する場合多し、鬱憂病者は厭世悲觀的となり、過去、未來、及び現在總て悲觀憂愁を以て充たされ、從來の性格は俄然一變し、如何に面白きことに對しても感興更に湧かず、悲痛懊惱に悶え、他より如何に慰藉を與へらるゝも毫も其の効なく、反つて益々心痛を増大せしむるに了る、斯くて浮世生命の頼む可からざるを感じ、將來の悲雨、慘風を豫期して憂苦措く能はず、何事も自ら能くなし遂げ得ざるを悲觀痛恨し、危懼感亂の極は終に自殺を企圖するに至る、殊に鬱憂の極、苦悶發作を呈するに至るときは一層然り、苦悶發作に際しては激烈なる心痛感情の發作と共に身體上にも知覺脱失、心悸亢進、顔面蒼白、血壓亢進、呼吸困難、四肢震戦、發汗等の神經性症狀を招來す、殊に呼吸及心臟の影響著しき時は心窩部に強劇なる壓迫感を抱くに至る（怔忡）、苦悶の極點に於ては意識は濁濁し、遂に反動性暴動行爲を發作せしむるに至ることあり、之を苦悶性暴動と名づく、此の暴動行爲に於ては、尋常なる思慮判断を容るゝを許さず、殆ど衝動無目的の行爲に類す、例之自殺を圖りて頭部を橋壁に打ち付け、舌を噛み切り、罌丸を剔抉し、硝子破片を以て

苦悶性暴

苦悶發作

咽喉を斬るが如き無謀の行爲に出づるものあり、發作は多くは急遽に起りて、暴舉を遂行するや苦悶忽焉として消去し、胸内苦惱の感大に輕快となるを覺え、恰も深夢の境かに醒めたるが如くに感じ、或は演出せる兇行を痛く懺悔するが如きことすらあり、暴動發作の持續時間は大概短く、數分間より長さも半時間を超えざるを普通となす、然れども稀には苦悶状態のかなり強劇にして數週乃至數ヶ月間に亘りて持續することもあり、後に至り發作中の追想は多くの場合は缺如するか若くは概括的に存するを常とす。

鬱憂苦悶の結果單に自殺に止まらず、同時に哀憐の情よりして却つて無辜の妻子眷族を屠殺するが如き事例尠からず。

IV 鬱憂病者の如きは、妻が永の病縛に臥し、到底再び起つ能はざるを知るや、若し妻死する時は二子を後妻の手に委ねざる可からざるを苦慮し、寧ろ二子を殺して自殺するに若かずと決意し遺書を認めて二子を殺害し、自分は咽喉を斬りたるも死に至らずして病院に收容せられたり、又或は自殺せんとするも自ら手を下して自殺を遂行するを得ざるが爲に、或は虚偽の罪を自首し、又或は實際に家を焼き人を殺して自首し出で、死刑を受けて以て自殺の目的を達せんとするが如きものさへあり。(間接自殺)。

病的鬱憂  
殺人、自  
殺未遂

病的鬱憂  
殺人、間  
接自殺

某鬱憂病者(男一七歳給仕)は自殺せんとせしも能はず、死刑を受けん爲に己が妹を殺害して自首し出でたり、其の動機に就き本人が余に對して陳述したる所左の如し。

問「何故妹を殺害したか」

答「私は大變に悪いことをして生きて居られぬ身の上で御座いますから、死んで了はうと思ひ、それで妹を殺しました」

問「自分で死ぬのに妹を殺すとは可笑しな話ではないか」

答「それは私は度々死ぬとは思ひましたが、何うしても死ぬことが出来ません、それで妹を殺して了へば、私は其罪で殺されて了ひますから、それで行つたのであります」

問「捕つて殺されやうと思つたものが、何故に兇行後逃げ匿れたか」

答「逃げたのでは有りませんが、自首し様と思つて出たのであります、警視廳の玄関に行つて、私は唯今妹を殺しましたと白しましたが、玄関の處に居た巡查はそれは警察署へ行つて申述べよと申しましたから、其處を出て日比谷公園の中を彷徨して居る中に夜更けましたから、赤坂の方に歩いて居りますと、巡回中の巡查が咎めましたから、妹を殺したことを話しましたので、警察へ連れられて行きましたのであります」

問「妹を殺す様な事をせずとも、他に幾らも、死を遂げることが出来るではないか」

答「それが出来ませんでした」

問「入水は何故出来ないか」

答「水の淵に立つて身を投げ様かと思つたことは有りましたが、何だか氣後れがして出来ません」



問「汽車に懐かれることは何うか」

答「汽車に懐かれるのは身體がめちゃ／＼になつて見苦しい様を人に見られますから出来ません」

問「首縊りは何うか」

答「首縊りも考へては見ましたが、何うしても恐い様な氣がして出来ませんでした」

問「切腹又は咽喉を切斷して死ぬるではないか」

答「そんなことも恐しくて到底出来ませんでした」

又犯罪者にして鬱憂感情の襲來に遭ひ、罪業的念慮優勢になつて懊惱苦痛の極、強迫衝動性に己がなせる非行を自首し出づるが如き場合もあり。

神經質、  
病的鬱憂、  
自首

某神經質者（男二九歳、學生、空巢狼常習犯者）は某日單身警視廳に出頭して己が犯せる窃盜二件を自首したり、今其自首の動機とする所を聞くに、

本人は同日午前中本郷區駒込動坂町某家に忍入りたるを家人の爲に發見され、既に捕へられて警察署に突出されんとせしを言葉巧みに言ひ抜けて赦され、夫より目的もなく途中を徘徊して谷中墓地に來りしに、折柄其處に略々自分と同年輩の學生風の青年の手桶を片手にし墓標の前に踞るを目撃して、之は墓參に來り居るものと思ふと同時に急に自分の亡母の事を想ひ出され、痛く悲哀の感に打たれ、一時に過去に於ける己が罪行を慙愧し、寔に親不孝の罪の輕からざるを悟り、懊

病的鬱憂、  
神經質、  
病的鬱憂、  
自首、  
幻覺、  
病的鬱憂、  
自首

惱の情胸中に溢れ、良心の苛責に堪へ兼ねて翻然悔悟の決意をなすと共に、身に秘める罪科は逐一洩れなく自首して法律の制裁を仰がん事を思ひ、斯くは自首し出でたりと云ふにありたり。

又某鬱憂病者は數年前他家の鶏を窃取したることの罪の恐ろしさを感じ自首し出でたり、又某神經質者は詐欺罪にて拘留中鬱憂狀に襲はれ、殺人二件を自首したり。

又某鬱憂病者は、刑事の姿、提燈、洋劍の音等を幻覺し恐怖の餘り己が犯せる放火を自首し出でたり。

以上の實例に就て見るも、犯人が所謂良心の苛責に堪へ兼ねて自首したる如き場合の中には、此の如く一時鬱憂苦悶の情に襲はれ偶々之に罪業妄想、幻覺等の發生して強迫性に自首し出づるが如き場合も有り得ることなれば、常に先づ自首者に對しては精神病學の見地よりして、其動機の真相を闡明ならしむることは、犯人の主觀的研究並に自首の心理研究等種々の點に於て必要とすべし。

鬱憂苦悶の主として起るは鬱憂病なり、其他癲癇、中酒者、早發性痴呆の初期、痲痺性痴呆の抑鬱性定型のものにも現る。又神經質者にも可なり見る症候とす。

第三 感情鈍麻

## 一 感情不管性

一六二

感情の發動遲鈍となり、甚だしきに至りては刺戟に遭遇するも更に感情動かす平氣の狀を呈す之れを不管性と名づく、感情不管性は専ら、先天性精神薄弱(白癡)、及び後天性精神薄弱即ち癡呆狀態(早發性癡呆、痲痺性癡呆、老耆性癡呆)等に見る證候なり、而して此等の精神病の發病初期にありては、感情先づ障礙を蒙り、智力は比較的永く保存せらるゝことあり、例へば早發性癡呆にありては、初期に於ては智力には餘り障礙を見ざるに拘らず、感情は著しく鈍麻し、一向に喜怒哀樂の感興湧かず、事物に對して、無趣味冷淡となり、即ち他人の安危幸福を少しも意に介せず、未來の希望、思慾を生せず、學問技藝乃至は家事業務に對して希望劃策を缺き、又義務心なく、破廉耻にして禮儀、慣習、秩序を脛ること能はず、只管我儘、強情にして、我慾となるが如きこと多し、然れ共斯くの如く其の初期に於ては専ら感情界にのみ病的障礙を表す場合も、漸次病勢の増進するに従ひ、終には智力も亦障礙を享け、終には精神全般の薄弱狀態(癡呆)に陥るものなり。

又感情鈍麻には感情全部の鈍麻する場合と、只其一部分のみに於て鈍麻を呈する場合とあり、例へば他人の安危幸福に關しては何等の感興を起さざるも、自己一身に關する感情は寧ろ著しく

亢進して我慾となるが如き之なり。

## 二 悖德症

悖德症の名稱は、最初グロマンの智力通常にして、感情及行爲の領域に於てのみ障礙を呈する一定型の精神病あることを唱へ、同じく又リチャード(一八三五年)は單に感情、氣分、嗜好習慣及び行爲にのみ障礙を呈し智力は尋常なる一定型の病者あるを認め之に悖德症なる名稱を付したるに起原す、然れども此の悖德症問題は爾來永く主として獨佛學者間に論議せられたる所に於て、今日に於ける通説としては吾人の精神作用は一體不可分にして、只單に感情のみに障礙缺損を被るが如き所謂偏狂の成立は之を容さず、必ずや之に隨行して他の精神的要素即ち智力及意志の方面にも亦同時に障礙を被るを免れず、従つて悖德症と名づけらるゝものも畢竟一定型の病型にあらずして白癡、變質者、及精神病者にして、特に道徳的感情の鈍麻せるものを指して云ふに他ならずと云ふにあり、白痴にありて主として道徳觀念の乏しきもの所謂道徳性白痴に至りては、道義觀念の薄弱と共に道義の情も亦鈍く、是非善惡を辨別するの心情薄し、或は口には善惡正邪を唱ふるも、こは只器械的に暗誦して唱ふる迄のことにして、眞に道義的情操に基づきて答ふるには非ず、之に反して動物性慾情は旺盛にして之を制御する能力の脆弱なるが爲、従つて不

先天犯罪人

徳義の行爲多きを免れず、變質者にありても、道義感情の缺陷あるものありて爲に彼等は不良悖徳行爲に出で易し、而もこの種のものには其の叡智は先づ尋常若くは中には寧ろ優秀の者あるも、只其性行の社會共同生活に適應するを得ざるものにして、其危険一層著大なり、斯くして必至的に犯罪徑路に陥るものも稀にはあり、(先天犯罪人)、悖徳症は其他、又癲癩、發揚者、早發性癡呆、癱瘓性癡呆及び老耄性痴呆等の輕症なるもの、又は發病初期に於ても往々著明に顯るゝことあり、爲に種々の犯罪行爲を誘發せしむることは云ふまでもなし。

第四 感情倒錯

感情が倒錯的反應を呈する場合あり、例之尋常人には不快嫌忌を催す如き刺戟に對して却つて好快なる感情を生じ、之に反して又通常好快なる感情を催す如き刺戟に對して却つて不快を感じる等の如き之なり。

神經質又は歇私的里、白痴等のものには花の香、香水の香を却つて嫌ひ、甚しきは嘔吐を催す等のものあるに反し、繭草、腐肉、糞尿等を好愛するが如きものあることあり。夫の姪婦に往々見る嗜異症の如きも亦之に屬す、道義感情の倒錯よりは人又は動物の痛苦を見て却つて好快の情を催すものあり。

姪婦の嗜異症

第三節 慾情の障礙と犯罪

第一 飢餓感情の障礙

一 飢餓感情の減退

諸多の身體的疾患に伴ひ、飢餓感情の減退するにつれ食慾を缺くに至ることは勿論なるも、精神病者殊に鬱憂病者等には著しく食慾の減退すること多し、其他精神病者にして能く數日間に亘りて食を攝らざるものあるは稀ならず、尤も中には食慾の減退の外に尙妄想(被害的、心氣的)等の爲に故意に食を拒む(拒食症)場合もあり、又或は自殺の目的にて斷食を企つるものもあれば鑑別を要す。

イ 飢餓感情亢進

飢餓感情の異常に亢進するときには食慾昂り(貪食症)、或は一回に非常の大量を食することあり(多食症)、又或は食する回數の多きものあり(數食症)、之等は白癡、精神病者等に往々見る症狀とす、普通にても幼年者は一般に食慾亢進し、夫の盜み食ひ、買ひ食ひ等の彼等に多きは之が爲なり、幼年者の不良行爲が食慾の亢進に因由し居る場合は尠からず、某痴愚者(男九歳)は餘りに多食なりし爲主家より「大飯食」と陰口さるゝを憤慨し主家に放火したり。

貪食症  
多食症  
數食症  
多食症、  
放火

□ 飢餓感情の倒錯

通常人の口にせざるもの例へば砂礫、壁土、白墨、木炭等を好むで食ふものあり、某犯罪者は監獄にて普通の飯を食はず、毎日三度とも大豆を煮たるものを食ひ、或變質者は一日數回草葉又は杉葉を好んで食し、又或る感化院生は、ナメクジ、イナゴを好んで食し、某痴愚者は魚の臟腑を好み、甚だしきは人の糞尿を飲食するものさへあり（嗜異症）。

第二 色情の障礙

一 色情の亢進

色情亢進（淫亂）ある場合には、男子は手淫に耽り、荒淫に流れ、従つて其性格と境遇により、直接には婦女誘惑、姦通、強姦等の不良悖徳の行動多く、又間接には遊蕩の結果、詐欺窃盜等の犯罪を敢てするに至る、女子に於ても亦、不貞破倫の行動多し、色情亢進は専ら變質者、白痴、又は精神病の初期及び興奮時等に見ること多し。

二 色情の減退

生理上にも老年に及べば自然色情は減退するものなり、病的には、精神病の癡呆狀態又は酒精中毒等に於て減退することあり、又神經衰弱、歇私的里、白痴、鬱憂病者等には、生來色情の冷

嗜異症

精神的陰萎

病的手淫者

群集手淫癖者

却せるものあるを見ることあり、又色情はあるも反射機能の制止の爲に、陰莖勃起の不全、若くは不能となる場合あり、即ち精神的陰萎と名づくるもの之なり、變質者、神經質者、酒客、荒淫者、手淫癖者等に屢々之を見る。

一般に精神的陰萎に悩むものは普通の情交を完全に爲し遂げられざるが爲に青樓等に登るを好まず、却つて特種變態的方法手段例へば群集中に交りて婦女の身體着衣等に接觸して手淫をなすが如き慣習に陥り易し（病的手淫者）、某酒客（男五六歳獨身者）は常に縁日祭日等の群集中に立ち交り婦女の臀部に己が陰部を押し付け射精するの慣習に陥り居たり。

尙又群集手淫癖者の中には、醜貌、不具、生殖器發育異常等ありて之を耻づる結果、婦女と普通の交際を避けて密に群集中にて婦女に接觸し手淫をなすが如きものあり、而して此等も亦多くは意志薄弱者に屬す、或學生の如きは年少時の火傷の爲め頭部半側は禿げ居る爲め他の學生の如く、女學生等と交際も出來ず、又青樓等に登るも氣耻かしき爲め、總て群集中に入りて婦女に接觸し手淫するの習慣となれりと云へり。

三 色情違期

色情は人により多少の相違はあるも、先づ通常所謂破瓜期（男女十五六歳より二十歳頃まで）に